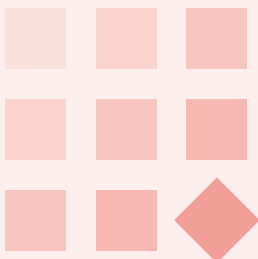


やっかん ご契約のしおり・約款

アフラックの 定期保険

無配当〈定期保険〉



この冊子は、ご契約にともなう大切なことからを記載したものです。後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

はじめに

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手順などをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。

ご契約のしおり

●主な保険用語のご説明	6
-------------	---

「定期保険」について

●「定期保険」の特長としくみについて	10
●「定期保険」のお支払について	11
●「定期特約」について	13
●「家族生活保障特約」について	14
●「災害死亡割増特約」について	16
●「傷害特約」について	18
●「医療特約」について	20
●「がん特約」について	23
●「リビング・ニーズ特約」について	26
●『元気割引』について	28
●ご契約の更新	31
●対象となる不慮の事故について	33

お支払いできない場合について

●お支払いできない場合について	34
-----------------	----

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

●お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例	38
--------------------------------	----

お申込にあたって

●申込書・告知書はご自身で正確にご記入ください	43
●生命保険募集人について	43
●クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について)	44
●保険料などをお払込みいただく際のご注意	45
●保険証券などについて	45
●現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ	45
●告知と告知義務について	46

●告知が事実と相違する場合	47
●保障の開始	48

保険料のお払込について

●保険料のお払込方法(回数)	50
●保険料のお払込方法(経路)	50
●保険料の前納	51
●保険料のお払込が不要となった場合のお取扱	52
●保険料払込の猶予期間と失効	53
●ご契約の復活	53
●お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合	54
●保険料のお払込が困難な場合	56

ご契約後について

●解約と解約払戻金について	57
●ご契約者に対する貸付について	58
●保険金等のご請求手続について	58
●保険金等のお支払の時期について	58
●「指定代理請求特約」について	61
●ご契約の内容の変更	64
●管轄裁判所について	66

その他生命保険に関するお知らせ

●被保険者による解約請求について	67
●お受取人による保険契約の存続(介入権)について	68
●個人情報の取扱いについて	69
●「米国内国歳入法」(米国税法)の対応について	73
●「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について	75
●「生命保険契約者保護機構」について	78
●税法上のお取扱について	82

約款・特約条項

約款・特約条項

定期保険 普通保険約款	90
定期特約	109
家族生活保障特約	117
災害死亡割増特約	126
傷害特約	135
疾病特約	144
災害特約	157
がん特約	169
リビング・ニーズ特約	184
健康割引特約	190
健康割引特約〔特約用〕	195
指定代理請求特約	200
団体取扱特約〔A〕	203
団体取扱特約〔B〕	205
集団取扱特約〔定期保険〕	207
特別集団取扱特約〔定期保険〕	209
保険料口座振替特約	211
保険料クレジットカード支払特約	216

別表

別表	220
----------	-----

● ● ● 目的別目次

つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

ご契約に際して

① 保険用語の意味を知りたい

主な保険用語のご説明

P6

② 申込を撤回したい

クーリング・オフ制度

P44

③ 健康状態などの告知について知りたい

告知と告知義務について

P46

④ いつから保障が開始するのか知りたい

保障の開始

P48

⑤ この保険のしくみが知りたい

「定期保険」

P10

「定期特約」

P13

「家族生活保障特約」

P14

「災害死亡割増特約」

P16

「傷害特約」

P18

「医療特約」

P20

「がん特約」

P23

保険料について

⑥ 保険料の払込方法
を変えたい

保険料の
お払込方法(回数) P50

保険料の
お払込方法(経路) P50

⑦ 効力を失った保険を
もとに戻したい

ご契約の復活 P53

ご契約後について

⑧ 保険金等の請求手
続について知りたい

保険金等のご請求
手続について P58

⑨ 保険金などが受取
れないケースにつ
いて知りたい

お支払いできない場
合について P34

お支払いできる場合、また
はお支払いできない場合の
具体的事例 P38

⑩ 受取人が請求できない
場合の給付金などの受
取りについて知りたい

「指定代理請求特約」
について P61

⑪ 保険を解約したい

解約と解約払戻金
について P57

⑫ 保険料や保険金など
にかかわる税金につ
いて知りたい

税法上のお取扱に
ついて P82

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、「主な保険用語のご説明」をご覧ください。

あ 受取人【うけとりにん】

給付金・保険金・年金などを受取る人のことをいいます。

か 解除【かいじょ】

告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約【かいやく】

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約払戻金【かいやくはらいもどしきん】

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

給付金・保険金・年金など【きゅうふきん・ほけんきん・ねんきんなど】

被保険者が所定のお支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

契約応当日【けいやくおうとうび】

ご契約の後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日のことをいいます。また、契約日の年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」といいます。

(例) 契約日が2016年12月1日の場合

「年単位の契約応当日」は2017年12月1日、2018年12月1日、2019年12月1日と、以後の毎年の12月1日が該当します。

契約年齢【けいやくねんれい】

契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。1年未満の端数については、切り捨てて計算します。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。

(例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は、24歳となります。

契約日【けいやくび】

契約年齢や保険期間などの計算の基準日をいいます。

更新【こうしん】

保険期間が満了したときに、所定の条件を満たせば健康状態にかかわらず、原則としてそれまでと同一の保障内容で保障を継続できる制度をいいます。（更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって計算されるため、保険料は通常高くなります。）

告知義務【こくちぎむ】

ご契約などに際して、ご契約者と被保険者には、過去の病歴、現在のご健康の状態、ご職業など、当社がおたずねすることがらについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。その義務を告知義務といいます。

告知義務違反【こくちぎむいはん】

告知内容が事実と相違していた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約または特約を解除することがあります。

さ**失効【しっこう】**

保険料のお払込の猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障が無い状態になり、給付金などをお支払いできないことになります。

指定代理請求人【していだいりせいぎゅうにん】

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、被保険者に代わって給付金などを請求できるよう、あらかじめ指定された代理請求人です。（指定代理請求特約）

主契約【しゅけいやく】

約款のうち、普通保険約款に記載されているご契約の内容のことをいいます。

準用【じゅんよう】

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。

診査【しんさ】

診査医扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。

責任開始期(日)【せきにんかいしき(び)】

当社がご契約上の保障を開始する時期(日)をいいます。

た**第1回保険料相当額【だいいつかいほけんりょうそうとうがく】**

ご契約のお申込の際にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。

特約【とくやく】

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料のお払込方法（経路）など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

は 払込期月【はらいこみきげつ】

毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいい、年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までのことをいいます。

被保険者【ひほけんしゃ】

生命保険の対象として保険（保障）がつけられている人のことをいいます。

復活【ふっかつ】

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査が必要になり、健康状態によっては復活できないこともあります。

保険期間【ほけんきかん】

給付金・保険金などを保障する期間のことをいいます。

（例）60歳満期の場合の保険期間は、60歳に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

保険契約者【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（ご契約の内容の変更の請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。「ご契約のしおり」では、ご契約者（ごけいやくしゃ）と記載しています。

保険証券【ほけんしょうけん】

給付金額・保険金額・年金額、保険期間などのご契約の内容を具体的に記載したものです。

保険媒介者【ほけんばいかいしゃ】

募集代理店、保険募集人などの保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

保険料【ほけんりょう】

ご契約者から当社にお払込みいただくお金をいいます。

保険料積立金【ほけんりょうつみたてきん】

将来の給付金・保険金・年金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

保険料払込期間【ほけんりょうはらいこみきかん】

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。

(例) 60歳払済の場合の保険料払込期間は、60歳に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

ま**待期間【まちきかん】**

がん特約の給付金等において、保険期間の始期から所定の期間経過後に保障を開始します。この期間を待期間といいます。

免責事由【めんせきじゆう】

当社は、ご契約成立後、被保険者の入院・手術・死亡などの支払事由に対して給付金・保険金などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。

や**約款【やっかん】**

ご契約についての取り決めに記載したもので、普通保険約款、特約条項、別表があります。

定期保険について

「定期保険」の特長としくみについて

【特長】

- 1 一定期間にわたって、死亡・高度障害に対する保障を得ることができます。
- 2 契約者に対する貸付の制度があります。
- 3 健康状態などにより『元気割引』が適用される場合には、保険料の割引があります。
- 4 主契約の保障に加え、つぎの特約を付加することで保障内容を充実させることができます。

●定期特約

死亡・高度障害に対する保障を得ることができます。また、健康状態などにより『元気割引』が適用される場合には、保険料の割引があります。

●家族生活保障特約

死亡・高度障害に対する保障を年金で得ることができます。また、健康状態などにより『元気割引』が適用される場合には保険料の割引があります。

●災害死亡割増特約

不慮の事故または感染症による死亡や、高度障害に対する保障を得ることができます。

●傷害特約

不慮の事故または感染症による死亡や不慮の事故による身体障害に対する保障を得ることができます。

●医療特約

病気・ケガによる入院、所定の手術を保障します。

●がん特約

〈がん〉〈上皮内新生物〉の治療にかかる費用をカバー、入院給付金は1日目から安心の無制限保障です。

〈ご契約の例〉

- 保険期間・保険料払込期間：60歳満期・全期払

「定期保険」(主契約)

- ・死亡保険金
- ・高度障害保険金

「定期保険」のお支払について

名称	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	保険期間中に所定の高度障害状態になったとき		被保険者



所定の高度障害状態については巻末の別表3をご覧ください。

ご注意

死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

- つぎの免責事由に該当した場合には、保険金をお支払いできません。

名称	免責事由
死亡保険金	(1) 責任開始期(日)から3年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	(1) 契約者または被保険者の故意 (2) 被保険者の自殺行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

* 戦争その他の変乱による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金を全額または削減して支払います。

●「定期保険」の保険料の払込免除

- ・不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になった場合には、その後の保険料のお払込を免除します。



- ・不慮の事故については、「対象となる不慮の事故について」の項をご覧ください。
- ・所定の身体障害状態については巻末の別表4をご覧ください。
- ・主契約の保険料のお払込が免除になった場合には、付加されている特約の保険料もお払込を免除します。
- ・保険料のお払込を免除している場合、ご契約の内容の変更はお取り扱いしません。
- ・約款に定める免責事由に該当した場合には、保険料のお払込を免除しません。

「定期特約」について

名称	支払事由	支払額	受取人
特約死亡 保険金	保険期間中に死亡 したとき	特約保 険金 額	死亡保険金受取人
特約高度障害 保険金	保険期間中に所定 の高度障害状態に なったとき		被保険者



所定の高度障害状態については巻末の別表3をご覧ください。

ご注意

特約死亡保険金と特約高度障害保険金は重複してお支払いしません。

- つぎの免責事由に該当した場合には、保険金をお支払いできません。

名称	免責事由
特約死亡 保険金	(1) 責任開始期(日)から3年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害 保険金	(1) 契約者または被保険者の故意 (2) 被保険者の自殺行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

* 戦争その他の変乱による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金を全額または削減して支払います。

「家族生活保障特約」について

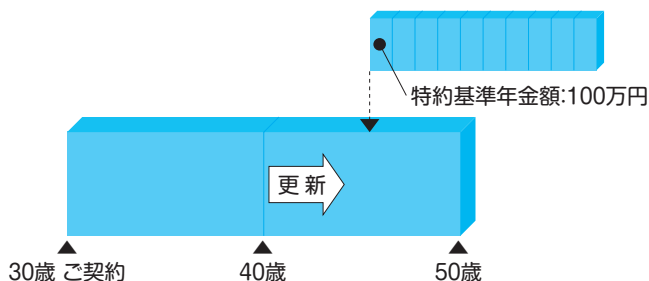
更新のみ
取扱

主契約の保障に加え、死亡・高度障害に対する保障を年金で得ることができます。

〈ご契約の例〉

- 保険期間：10年
- 特約の型：定額型(※)
- 特約基準年金額：100万円

45歳で死亡・高度障害状態になられた場合
年金受取総額:1,000万円
(特約基準年金額100万円×年金受取10年間)



※「特約の型」

「家族生活保障特約」の特約の型は、定額型のみお取り扱いします。

- 年金は、つぎのとおりお支払いします。

名称	支払事由	毎年の支払額	受取人
特約家族生活保障年金	保険期間中に死亡したとき	特約基準年金額	死亡保険金受取人
特約高度障害年金	保険期間中に所定の高度障害状態になったとき		被保険者

- ・お支払事由が生じた日を第1回の年金の支払日とし、以後、第1回の年金の支払日の毎年の応当日に年金をお支払いします。なお、年金のお支払は通算10年間となります。（保険期間が10年満期の場合には、あらかじめ支払保証期間を10年に定めています。）



所定の高度障害状態については巻末の別表3をご覧ください。

注意

特約家族生活保障年金と特約高度障害年金は重複してお支払いしません。

- ・受取人は、年金の支払事由の生じた後は変更できません。
- 年金の一時支払
 - ・ご希望により、年金は一時金でもお支払いします。この場合、「家族生活保障特約」は消滅します。
- つぎの免責事由に該当した場合には、年金をお支払いできません。

名称	免責事由
特約家族生活保障年金	(1) 責任開始期(日)から3年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度障害年金	(1) 契約者または被保険者の故意 (2) 被保険者の自殺行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

* 戦争その他の変乱による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は年金を全額または削減して支払います。

「災害死亡割増特約」について

名称	支払事由	支払額	受取人
災害死亡保険金	保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ②所定の感染症によって死亡したとき	災害保険金額	死亡保険金受取人
災害高度障害保険金	保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に所定の高度障害状態になったとき ②所定の感染症によって所定の高度障害状態になったとき		被保険者



- ・不慮の事故については、「対象となる不慮の事故について」の項をご覧ください。
- ・所定の高度障害状態については巻末の別表3を、所定の感染症については巻末の別表51をご覧ください。

ご注意

災害死亡保険金と災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。

- つぎの免責事由に該当した場合には、保険金をお支払いできません。

名称	免責事由
災害死亡保険金	(1) 契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
災害高度障害保険金	(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金を全額または削減して支払います。

「傷害特約」について

名称	支払事由	支払額	受取人
災害死亡保険金	保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ②所定の感染症によって死亡したとき	災害保険金額	死亡保険金受取人
障害給付金	保険期間中に、不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になったとき	災害保険金額に、身体障害状態の程度により、所定の給付割合を乗じて得た額	被保険者



- ・不慮の事故については、「対象となる不慮の事故について」の項をご覧ください。
- ・所定の身体障害状態および給付割合については巻末の別表7を、所定の感染症については巻末の別表51をご覧ください。

- ・障害給付金のお支払は、保険期間を通じ給付割合を通算して100%を限度とします。
- ・災害死亡保険金のお支払に際して、同一の不慮の事故によりすでに障害給付金をお支払いしている（またはお支払いする）場合には、その障害給付金の支払額を災害保険金額から差引いた金額をお支払いします。

- つぎの免責事由に該当した場合には、保険金等をお支払いできません。

名称	免責事由
災害死亡保険金	(1) 契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
障害給付金	(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

＊戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金等を全額または削減して支払います。

「医療特約」について

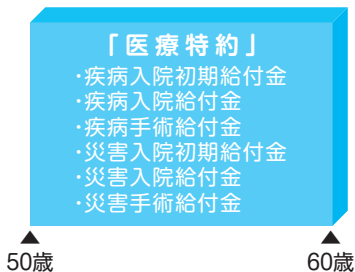
「医療特約」は、「疾病特約」と「災害特約」をセットした商品（特約）です。

【特長】

- 1 病気・ケガによる入院を保障します。
- 2 5日以上の継続入院に対して、5日目から「疾病・災害入院給付金」をお支払いします。また、「疾病・災害入院初期給付金」により、入院当初（1日目～4日目まで）の出費をカバーします。
- 3 「疾病・災害入院給付金」は、病気・ケガそれぞれ通算1,095日までお支払いします。
- 4 病気・ケガによる所定の手術を保障します。

〈ご契約の例〉

- 保険期間：10年



ご確認

お支払の対象となる給付金の種類とその支払額は、ご案内しているプランによって異なります。お申込のご契約の内容については、申込書・保険証券または「裏書のお知らせ（承認通知書）」にてご確認ください。

- ・給付金は、つぎのとおりお支払いします。

〈疾病入院初期給付金・災害入院初期給付金〉

支払事由	支払額	受取人	支払限度
疾病・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	疾病・災害入院初期給付金額	被保険者	1回の入院について1回

〈疾病入院給付金・災害入院給付金〉

支払事由	支払額	受取人	支払限度
病気または不慮の事故によるケガによって継続5日以上入院をしたとき	疾病・災害入院給付金日額×(入院日数-4日)	被保険者	病気・ケガそれぞれの入院につき 1回の入院について、ご契約の際に指定された日数(支払限度日数)によってそれぞれ60日、120日、180日など(通算1,095日)

- ・疾病入院給付金と災害入院給付金の両方のお支払事由に該当する場合には、災害入院給付金をお支払いします。

① 「支払限度」の1回の入院とは…

支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、入院の原因が同一かまたは医学上重要な関係にあるとき、または原因となった不慮の事故が同一であるときには「1回の入院」とみなしてお取扱いします。

〈疾病手術給付金・災害手術給付金〉

支払事由	支払額	受取人	支払限度
所定の手術を受けたとき	基準疾病・災害手術給付金額×1・2・4	被保険者	一部の手術を除き、回数は無制限



お支払の対象となる手術とそのお支払額については巻末の別表26-3をご覧ください。

- ・お支払額は、手術の種類によって異なります。
- ・「悪性新生物根治手術」には転移・再発病巣のみの切除等は含みません。

● 疾病・災害通院給付金を追加したプランについて

- ・「医療特約」には、疾病・災害通院給付金の保障を追加したプランもあります。
- ・疾病・災害通院給付金は、つぎのとおりお支払いします。

〈疾病通院給付金・災害通院給付金〉

支払事由	支払額	受取人	支払限度
疾病・災害入院給付金が支払われる入院の退院の日の翌日以後180日以内の期間に、通院をしたとき	通院1日あたり、疾病・災害通院給付金日額	被保険者	病気・ケガそれぞれの通院につき退院後の通院について30日（通算1,000日）

- ・疾病・災害入院給付金が支払われる日については、疾病・災害通院給付金はお支払いしません。
- ・疾病通院給付金と災害通院給付金の両方のお支払事由に該当する場合には、災害通院給付金をお支払いします。

- つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由
(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存（「疾病特約」） (8) 原因のいかなを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの（災害入院給付金、災害通院給付金） (9) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

「がん特約」について

- ・「がん特約」は、「がん特約」に低解約払戻金特則（解約払戻金を0と指定する方法）を付加した商品（特約）です。
- ・お支払の対象は、責任開始日以後に診断された〈がん〉〈上皮内新生物〉となります。

ご確認ください

お支払の対象となる給付金の種類とその支払額は、ご案内しているプランによって異なります。お申込のご契約の内容については、申込書・保険証券または「裏書のお知らせ（承認通知書）」にてご確認ください。

診断給付金・入院給付金・手術給付金・通院給付金のお支払には、保障の開始まで3か月の待期間があります。（詳細は「保障の開始」を確認ください。）

- ・給付金は、つぎのとおりお支払いします。

〈診断給付金〉

支払事由	支払額	受取人	支払限度
〈がん〉と診断されたとき	①65歳未満(※)のとき： 基準診断給付金額の2倍 ②65歳以上のとき： 基準診断給付金額（同額保障特則が付加されている場合には、基準診断給付金額の2倍）	被保険者	保険期間を通じ1回

支払事由	支払額	受取人	支払限度
〈上皮内新生物〉と診断されたとき	〈がん〉と診断された場合のお支払額の1割	被保険者	保険期間を通じ1回

- ・〈がん〉〈上皮内新生物〉それぞれお支払いします。

※満65歳に達した後に到来する最初の主契約の年単位の契約応当日の前日までとなります。

〈入院給付金〉

支払事由	支払額	受取人	支払限度
〈がん〉〈上皮内新生物〉によって入院をしたとき	入院給付金日額 ×入院日数	被 保 険 者	日数は無制限

- ・お支払の対象は、〈がん〉〈上皮内新生物〉の治療を直接の目的とする入院です。

お支払の対象となる「入院」とは…

お支払の対象となる「入院」とは、治療を目的とする入院です。外来に通院し、病院のベッドに寝て透析、点滴、手術などを行っても「入院」治療とはみなされません。（入院料などのお支払があり、約款に定める「入院」の規定に該当するものが対象となります。）

〈手術給付金〉

支払事由	支払額	受取人	支払限度
〈がん〉〈上皮内新生物〉によって所定の手術を受けたとき	基準手術給付金額（給付倍率の型：I型）	被 保 険 者	一部の手術を除き、回数は無制限



- ・お支払の対象となる手術とそのお支払額については巻末の別表26-1をご覧ください。（給付倍率の型は、I型となります。）

〈通院給付金〉

支払事由	支払額	受取人	支払限度
入院給付金が支払われる継続5日以上入院の退院の日の翌日以後180日以内の期間に、通院をしたとき	通院1日あたり、通院給付金日額	被 保 険 者	退院後の通院について30日（通算700日）

●代理請求人の制度について

- ・ご本人（被保険者）が「がん特約」の給付金を請求できない特別な事情がある場合には、つぎのいずれかの方が代理請求人として給付金を請求できます。
 - * ご本人と同居し、またはご本人と生計を一にしている配偶者
 - * 配偶者がいない場合は、ご本人と同居し、またはご本人と生計を一にしている3親等内の親族
 - * 代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方
- ・代理請求人からの請求にもとづき給付金をお支払いした場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、お支払いできません。
- ・「指定代理請求特約」を付加した場合には、その規定を優先して適用します。



詳しくは「指定代理請求特約」について」の項をご覧ください。

●〈がん〉〈上皮内新生物〉の定義および診断確定について

- ・「がん特約」の対象となる〈がん〉〈上皮内新生物〉とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」において「悪性新生物」、「上皮内新生物」に分類されている疾病をいいます。



詳しくは巻末の別表27、別表28をご覧ください。

- ・〈がん〉〈上皮内新生物〉の診断確定は、医師によって、病理組織学的所見（生検を含みます。）によりなされることを要します。

「リビング・ニーズ特約」について

【特長】

- ① 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、主契約、「定期特約」、「家族生活保障特約」の死亡保険金の全部または一部を、リビング・ニーズ保険金として被保険者の生存中に受取ることができます。
- ② リビング・ニーズ保険金は、闘病資金や充実した余命期間を過ごすための資金などとして活用することができます。
- ③ 「リビング・ニーズ特約」の保険料のお払込は必要ありません。

〈リビング・ニーズ保険金〉

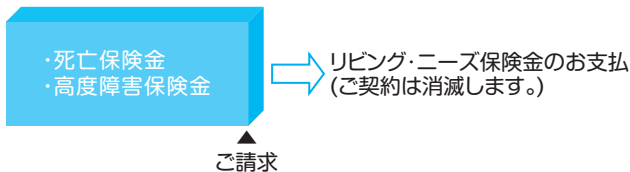
支払事由	支払額	受取人
被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額を基準として計算した金額(※)	被保険者

※リビング・ニーズ保険金のご請求の際に、被保険者は、対象となる保険金額の範囲内で、指定保険金額を指定してください。リビング・ニーズ保険金のお支払額は、指定保険金額から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額とします。

- ・指定保険金額について
 - * 100万円以上100万円単位で指定してください。
 - * 被保険者お1人につき、当社のすべてのご契約を通算して3,000万円を限度とします。
- ・「余命6か月以内」であるかどうかについては、医師が記入した診断書などにもとづいて、当社が判断します。「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。
- ・リビング・ニーズ保険金のお支払は、1回となります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合には、「リビング・ニーズ特約」は消滅します。

●リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合

1. 死亡保険金の全部をお支払いした場合



- ・ご契約は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって消滅します。
- ・主契約に付加されている特約も同時に消滅します。この場合、消滅する特約に解約払戻金がある場合でも、解約払戻金はお支払いしません。

2. 死亡保険金の一部をお支払いした場合



- ・保険金額は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって指定保険金額分だけ減額されます。この場合、保険金額の減額分についての解約払戻金はお支払いしません。
- ・リビング・ニーズ保険金をお支払いした後も継続する部分の保険料については、引き続きお払込が必要です。
- ・「リビング・ニーズ特約」の対象とならない特約については、そのまま継続します。

●主契約、「定期特約」、「家族生活保障特約」の保険期間満了前1年以内である場合の取扱

- ・リビング・ニーズ保険金のご請求日が、主契約、「定期特約」、「家族生活保障特約」の保険期間満了前1年以内である場合(主契約、「定期特約」、「家族生活保障特約」が更新される場合を除きます。)には、その主契約・特約については「リビング・ニーズ特約」は適用しません。

●指定代理請求人の制度について

- ・被保険者がリビング・ニース保険金を請求できない特別な事情がある場合には、ご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が、リビング・ニース保険金を請求できます。「指定代理請求特約」を付加した場合には、その規定を優先して適用します。(詳しくは「指定代理請求特約」について)の項をご覧ください。)

『元気割引』について

- ・『元気割引』とは、被保険者のご健康の状態などが所定の基準に該当している場合に、「健康割引特約」、「健康割引特約〔特約用〕」を付加することにより、「定期保険」(主契約)、「定期特約」、「家族生活保障特約」の保険料の割引を行うものです。

1. 『元気割引』が適用される場合には、「定期保険」などの保険料が通常に比べ割安になります。
2. 過去1年間に喫煙したことがない場合には、「定期保険」などの保険料がさらに割安になります。

●『元気割引』のしくみ

- ・「健康割引特約」、「健康割引特約〔特約用〕」を付加した「定期保険」などの保険料は、通常の保険料に比べ割安になります。なお、被保険者の喫煙状況に応じて、つぎのいずれかの保険料率を適用します。
 - * 過去1年間に喫煙したことがある場合
健康体保険料率
 - * 過去1年間に喫煙したことがない場合
健康体保険料率〔非喫煙〕

〈健康体保険料率の適用について〉

- ・健康体保険料率は、契約年齢が満20歳から満70歳で、つぎの基準に該当している被保険者に対して適用します。
 - (1) 血圧が所定の範囲内であること
 - (2) ボディ・マス・インデックス(BMI)※の値が所定の範囲内であること
 - (3) ご健康の状態などが所定の範囲内であること

※BMIは、身長と体重のバランスを判断する指標として国際的に広く使用されており、つぎの式で計算されます。

・ $BMI = \text{体重} < \text{キログラム} > \div (\text{身長} < \text{メートル} >)^2$

- ・告知書扱などでお申込の場合には、「健康診断書（お申込から1年6か月以内のもの）」の提出が必要です。なお、「健康診断書」に偽造または改ざんなどが行われていた場合、当社は「健康割引特約」、「健康割引特約〔特約用〕」を解除することがあります。

〈健康体保険料率〔非喫煙〕の適用について〉

- ・健康体保険料率〔非喫煙〕は、契約年齢が満20歳から満70歳で、つぎの基準に該当している被保険者に対して適用します。健康体保険料率〔非喫煙〕は、健康体保険料率よりもさらに割安な保険料率です。

- (1) 健康体保険料率が適用される基準に該当していること
- (2) 過去1年間に喫煙したことがないこと（※）

※喫煙状況の判断は、告知に加え所定の検査によって行います。

- ・診査医扱でのお申込となります。
- ・お申込の保険金額（つぎの(1)から(3)を合計した金額）が1,000万円以上の場合に限りお取扱いします。（ただし、特約の中途付加または特約のみの更新の際には、(1)の金額を除きます。）
 - (1) 「定期保険」の保険金額
 - (2) 「定期特約」の特約保険金額
 - (3) 「家族生活保障特約」の初年度の特約家族生活保障年金の現価×0.7
- ・保険金額の減額などが行われ、変更後の上記(1)から(3)を合計した金額が1,000万円を下まわる場合には、次の払込期月以後の「定期保険」などの保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更し、所定の方法によって計算した金額を授受することがあります。
- ・喫煙状況について、故意または重大な過失によって、事実と違うことをお知らせいただいたりしますと、当社は「健康割引に関する告知義務違反」として「健康割引特約」、「健康割引特約〔特約用〕」を解除することがあります。この場合には、「定期保険」などの保険金額などを所定の方法によって減額します。

- ・喫煙状況についての告知に誤りがあった場合には、つぎのとおりとします。
 - * 保険金などのお支払事由または保険料払込の免除事由が発生する前に告知の誤りが判明した場合
「定期保険」などの保険料または保険金額などを、所定の方法によってあらためます。
 - * 保険金などのお支払事由または保険料払込の免除事由が発生した後に告知の誤りが判明した場合
「定期保険」などの保険金などのお支払額を、所定の方法によって削減します。

“元気割引”、“健康体保険料率”における“元気”、“健康”とは、「健康割引特約」、「健康割引特約〔特約用〕」における当社での呼称です。“所定の基準に該当しない方が元気（健康）ではない”ということではありません。

●「健康割引特約」、「健康割引特約〔特約用〕」の復活について

- ・保険料のお払込がないまま効力を失った場合でも、失効した日から3年以内であれば、「健康割引特約」、「健康割引特約〔特約用〕」の復活を請求できます。ただし、被保険者の喫煙状況により、復活後の「定期保険」などの保険料率を健康体保険料率（非喫煙）から健康体保険料率に変更し、所定の方法によって計算した金額を授受することがあります。
- ・復活を行う際に、被保険者の血圧・BMIの値が所定の基準に該当しないため、「健康割引特約」、「健康割引特約〔特約用〕」を復活することができずに「定期保険」などを復活する場合には、復活後の「定期保険」などの保険料率を通常の保険料率に変更し、所定の方法によって計算した金額を授受することがあります。

●「健康割引特約」、「健康割引特約〔特約用〕」の保険期間満了後のお取扱について

- ・「健康割引特約」、「健康割引特約〔特約用〕」には、告知・診査を省略して更新するお取扱がありません。したがって、更新後の「定期保険」などの保険料率は、通常の保険料率になります。ただし、「定期保険」などの保険期間満了の際に告知・診査をあらためてお申出いただき、被保険者のご健康の状態などが所定の基準に該当している場合には、「健康割引特約」、「健康割引特約〔特約用〕」を継続することができます。

ご契約の更新

●「定期保険」の更新について

- ・保険期間が年満期の場合、保険期間満了の日の翌日に、「定期保険」は自動的に更新されます。
- ・つぎのいずれかに該当する場合には、「定期保険」は更新されません。
 - (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 払済保険に変更されているとき
- ・更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一の年数とします。ただし、上記(1)に該当する場合には、80歳満期として更新することがあります。

●「定期特約」「家族生活保障特約」「災害死亡割増特約」「傷害特約」「医療特約」「がん特約」の更新について

- ・特約の保険期間が年満期の場合、主契約が更新されたとき、または特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にあるときには、保険期間満了の日の翌日に、自動的に更新されます。
- ・つぎのいずれかに該当する場合には、特約は更新されません。
 - (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳（「医療特約」を90歳満期または95歳満期の主契約に付加している場合は90歳）をこえるとき
 - (2) 更新後の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) 特別条件特則が付加され、その不担保期間が保険期間満了の日まで継続するとき（「医療特約」）
- ・更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一の年数とします。ただし、上記(1)または(2)に該当する場合には、所定の範囲で更新後の保険期間を変更して更新することがあります。
- ・「家族生活保障特約」の更新後の支払保証期間は、更新前の支払保証期間と同一とします。ただし、「家族生活保障特約」の更新後の保険期間が変更される場合には、所定の範囲で更新後の支払保証期間を変更することがあります。

●更新後のご契約と保険料について

- ・更新後の主契約、特約には、更新日現在の普通保険約款、特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。
- ・同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の主契約・特約の保険料は、通常、更新前より高くなります。
- ・更新前の主契約、特約の保険期間と更新後の主契約、特約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、更新前の主契約、特約で既に支払われた給付金を通算します。

●更新を希望しない場合

- ・更新を希望しない場合には、保険期間満了の日の2か月前までにお申出ください。

●契約日(更新されている場合は、直前の更新日)が平成17年4月1日以前で、平成17年4月2日以後に更新されるご契約について

- ・更新後の「医療特約」については、お支払いの対象となる手術の一部が、つぎのとおり変更されます。

別表26-3 対象となる手術および給付倍率表

手術の種類	給付倍率
(省略)	
§ 循環器・脾の手術 (省略)	
20. 静脈瘤根本手術 <u>(一連の手術に対し1回の給付を限度とする。)</u> (省略)	1
§ 感覚器・視器の手術 (省略)	
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術 <u>(近視または乱視の矯正手術を除く。また、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)</u> (省略)	1

※変更箇所は、下線部分

対象となる不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。（ただし、除外する事故(※)もあります。）

● 急激・偶発・外来の定義

急激	傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
偶発	傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意によるものは該当しません。）
外来	傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

● 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水（河川の氾濫による溺死、遊泳中の溺死） ・窒息 ・不慮の中毒（一酸化炭素中毒）	・高山病 ・乗物酔い ・過度の運動による骨折や捻挫 ・熱中症（日射病・熱射病）

※ 除外する事故

疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したとき
疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	①感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ②外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎など

お支払いできない場合について

●支払事由に該当しない場合

- ・つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき

<「定期保険」「定期特約」「災害死亡割増特約」「傷害特約」保険金／「家族生活保障特約」年金をお支払いできない場合>

- (1) 保険期間の満了した後の保険事故を原因とするとき
- (2) 巻末の別表3に定める高度障害状態に該当しないとき（高度障害保険金など）
- (3) 巻末の別表7に定める身体障害状態に該当しないとき（障害給付金）

<「医療特約」給付金をお支払いできない場合>

- (1) 責任開始期より前に発病した病気、責任開始期より前に生じた不慮の事故によるケガにより入院、手術、通院をしたとき
- (2) 治療を目的としない入院、手術などをしたとき（美容整形・人間ドック 等）
- (3) 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院
- (4) 病院・診療所以外の施設（老人保健施設など）に入院をしたとき
- (5) 薬剤の受取のみの通院をしたとき
- (6) 医学的な観点から入院の必要性が認められないとき
- (7) 約款に定める入院や手術などの要件を満たさないとき

<「がん特約」給付金をお支払いできない場合>

- (1) <がん><上皮内新生物>以外の疾病であるとき（子宮筋腫、子宮ポリープ、大腸ポリープ、皮膚の良性腫瘍など）
- (2) 治療を目的としない入院をしたとき
- (3) 薬剤の受取のみの通院をしたとき

●免責事由に該当した場合



詳しくは、主契約・各特約のお支払についての項をご覧ください。

●責任開始日の前日以前に＜がん＞と診断確定されていた場合

<「がん特約」給付金をお支払いできない場合>

- ・被保険者が、告知前または告知の時から責任開始日の前日以前に＜がん＞と診断確定されていた場合には、ご契約者および被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらず特約は無効となり、給付金をお支払いしません。

●責任開始日の前日以前に診断確定された＜上皮内新生物＞の場合

<「がん特約」給付金をお支払いできない場合>

- ・責任開始日の前日以前に診断確定された＜上皮内新生物＞による入院などについては、給付金をお支払いしません。

●告知義務違反による解除の場合

●保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

●重大事由による解除の場合



重大事由については、**重大事由とは…**の項をご覧ください。

●詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・この場合、すでにお払込いただいた保険料は払戻しません。

●法令等に基づく対応の場合



詳しくは、**法令等に基づく対応について**の項をご覧ください。

重大事由とは…

- ・ 重大事由とはつぎのことをいいます。
 - (1) 契約者、被保険者または保険金などの受取人が保険金などを詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
 - (2) 保険金などの請求に関して保険金などの受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます）
 - (3) 他の保険契約との重複によって、保険金額などの合計額が著しく過大であるとき
 - (4) 契約者、被保険者または保険金などの受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
 - (5) 契約者、被保険者、保険金の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者であるとき（※3）
 - (6) 付加されている特約が重大事由により解除されたとき
 - (7) 上記のほか、当社の契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)から(6)と同等の重大な事由があるとき
- ・ 上記に定める事由が生じた後に、保険金などの支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じていたときは、当社は保険金などのお支払または保険料のお払込の免除を行いません。（上記(4)の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金などの受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金などのうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金などを除いた額を、他の受取人にお支払いします。）すでに保険金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込を求めることができます。

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

(※3)

法令等に基づく対応について

- (1) 当社は、この保険契約における契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者である場合、重大事由に該当し、当社はご契約を解除することができます。この場合、当社は、上記の法令等に従いこの保険契約に関する情報を米国当局等に対し報告します。
- (2) (1)の場合、保険金・給付金等、解約払戻金の支払い、保険料等の返金はいりません。また、前項の取扱いによって、契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人に損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負いません。

※ 経済制裁等の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局(OFAC)のホームページをご参照ください。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

ご案内

保険金などをお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱に違いが生じることがあります。

●支払事由に該当しない場合

〈「定期保険」「定期特約」高度障害保険金／「家族生活保障特約」高度障害年金〉（巻末の別表3に定める高度障害状態）

お支払いする場合 ○	解 説
6か月前に、「くも膜下出血」を発症し、その時から意識不明が続いている。 <u>寝たきりの状態で、身の回りのことを自分でできない。</u> 様々な検査の結果、現在の病状は今後回復の見込みがないと主治医から言われている場合	「常に介護を要するもの」とは、日常生活動作である①食物の摂取、②排便、③排尿、④排便・排泄の後始末、⑤衣服の着脱、⑥起居（横になった状態から起き上がって座位をたもつこと）、⑦歩行、⑧入浴のいずれもが、自力で行うことができないために常に他人の介護を要する状態をいいます。リハビリテーション・手術などにより障害状態が改善される可能性があり症状が固定しているとはいえない場合は、高度障害状態には該当しません。なお、お支払いの対象となる高度障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態などとは異なる場合があります。
お支払いできない場合 ✕	
「脳梗塞」による後遺症のため、左半身が完全に麻痺してしまった（左半身不随）が、6か月間のリハビリテーションによって、杖を使って歩行ができるようになった。 <u>食事や入浴なども部分的に介助を要するものの、現在身の回りのことはほぼ自分でできる状態の場合</u>	

〈「医療特約」給付金〉

お支払いする場合 ○	解
------------	---

「医療特約」手術給付金（巻末の別表26-3に定める手術）

お支払いする場合 ○	解 説
〈お支払の対象となる手術の例〉 ・ 白内障	

●免責事由に該当した場合

〈「定期保険」「定期特約」死亡保険金／「家族生活保障特約」家族生活保障年金〉

●責任開始日の前日以前に〈がん〉と診断確定されていた場合
〈「がん特約」給付金〉

お支払いする場合

お申込にあたって

申込書・告知書はご自身で正確にご記入ください

- ・申込書は、ご契約

クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について)

- ・生命保険は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。
- ・ご納得がいかない場合には、お申込者またはご契約者（以下、「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）のお払込の日のいずれか遅い日（第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約

保険料などをお払込みいただく際のご注意

- ・第1回保険料相当額、第2回目以後の

告知と告知義務について

● ご契約者や被保険者の告知について

- ・ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことからについておたずねいたします。

● 告知義務について

● 傷病歴などがある方のお引受について

- ・ 当社では、他のご契約者との公平性を保つため、お客さまのご健康の状態などに応じたお引受を行っています。ご契約をお断りする場合もありますが、傷病歴などがある方を全てお断りするわけではありません。なお、お断りする場合には、お客さまあてに書面または募集代理店を通じてご通知します。
- ・ 当社では、ご健康の状態にかかわらず、どなたでも契約できる終身保険「終身保険どなたでも＜正式名称：終身保険〔無選択型〕＞」を販売していますので、ご検討ください。

● ご契約の内容の確認について

- ・ 当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込の際やご契約成立後に、お申込の内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

告知が事実と相違する場合

● 「告知義務違反」によるご契約または特約の解除

- ・ 告知をしていただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、責任開始日から2年（※）以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - * 責任開始日から2年（※）を経過していても、給付金・保険金・年金などのお支払事由が責任開始日から2年（※）以内に生じていた場合などには、ご契約または特約を解除することがあります。
 - * ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が生じていても、原則としてお払込を免除することはできません。

- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。

ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

- ・上記に記載したご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結の状況などにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患や、死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかった場合」など、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には、詐欺によるご契約の取消しの規定を適用して、給付金・保険金・年金などをお支払いできないことがあります。この場合、「告知義務違反」による解除の対象となる責任開始日から2年（※）を経過した後でもご契約が取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

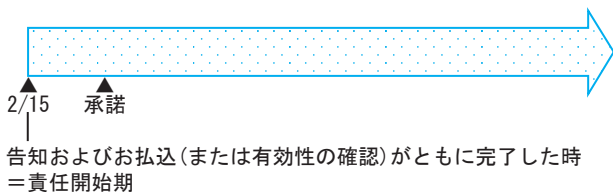
※「がん特約」については保険期間の始期の属する日から2年となります。

保障の開始

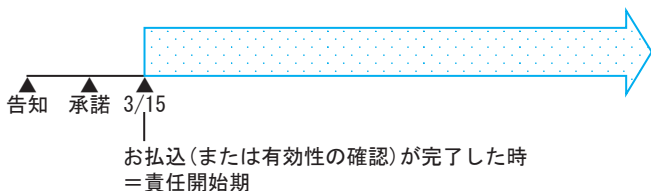
- ・当社が、ご契約上の保障を開始する時期を、責任開始期といいます。ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合の責任開始期は、「告知および第1回保険料のお払込がともに完了した時※」となります。
- ・「がん特約」の給付金については、「告知および第1回保険料のお払込がともに完了した日※」から3か月を経過した日の翌日を責任開始日とし、その日から保障を開始します。

※第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、告知およびクレジットカードの有効性の当社による確認がともに完了した時(日)となります。

(例1) 当社の承諾前にお払込があった場合



(例2) 当社の承諾後にお払込があった場合



保険料のお払込について

保険料のお払込方法(回数)

- ・ 保険料のお払込方法(回数)は年払、半年払、月払のうち、いずれか一つをお選びください。
- ・ 月払の場合は、所定のお払込方法(経路)に限ります。

保険料のお払込方法(経路)

1. 勤務先などの団体や集団を通じて払込む方法

- ・ 団体・集団取扱の場合、勤務先などの団体または集団を経由してお払込みください。この場合は、個々のご契約者には保険料領収証を発行しません。

2. 口座振替で払込む方法

- ・ 当社が提携している金融機関などのご契約者が指定する口座から、保険料が自動的に当社に振込まれます。この場合は、保険料領収証を発行しませんので、通帳記帳によりご確認ください。
- ・ 複数のご契約の保険料を合算して振替えることがあります。
 - * 所定の条件(ご契約者、振替口座、振替日、当社が保険料の収納業務を委託している会社がそれぞれ同じであること)を満たした場合に、保険料を合算して振替えます。なお、ご契約の形態によっては、合算して振替えない場合があります。また、合算して振替える条件は将来変更することがあります。
 - * ご契約ごとの保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなり、ご契約が効力を失うことがあります。
 - * ご契約ごとに保険料を振替えることができます。ご契約ごとの振替をご希望の場合は、当社にご連絡ください。

3. 払込用紙で払込む方法

- ・ 払込期月が近づきますと、当社から払込案内をお送りしますので、払込期月内に同封の払込用紙で、郵便局、当社が指定する銀行またはコンビニエンス・ストアなどにお払込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますから、大切に保存してください。

4. クレジットカードにより払込む方法

- ・ 当社が提携しているクレジットカード発行会社の発行する、ご契約者が指定するクレジットカードにより保険料を決済します。この場合は、保険料領収証を発行しません。毎回の保険料のご請求は、クレジットカード発行会社より行います。ご契約によっては、このお払込方法をお取扱いしていない場合があります。

保険料の前納

- ・ 前納とは、個別契約の場合で、保険料のお払込方法（回数）にしたがって所定の範囲で何回分かの保険料をまとめてお払込みいただく方法です。
- ・ 前納をした場合には、所定の割引率または利率で保険料を割引きます。
- ・ 主契約の保険料が前納の場合には、特約の保険料も前納となります。
- ・ ご契約が前納途中で消滅（死亡・解約等）した場合等には、保険料前納金の残額があれば払戻します。
- ・ 保険料を前納した期間は、給付金・保険金等の減額など契約内容の変更が制限されます。

保険料のお払込が不要となった場合のお取扱

- ・保険料のお払込方法（回数）が年払・半年払のご契約の場合、保険料をお払込いただいた後に、ご契約の消滅など（ご契約または付加されている特約の消滅、減額などを含みます。）により保険料のお払込が不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。

＜お支払いする額＞

すでに払込まれた保険料のうち、保険料のお払込が不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその日の属する保険料期間（※）の末日までの月数に対応する保険料相当額

※ 保険料期間

- ・年払の場合

年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日までの期間

- ・半年払の場合

半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日までの期間

＜ご契約例＞

年払契約 契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒ 保険料のお払込を要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



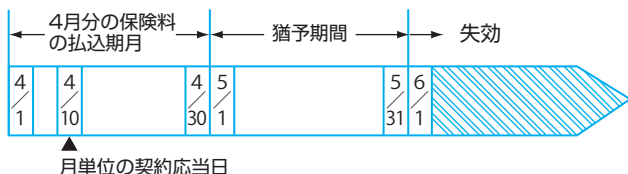
保険料払込の猶予期間と失効

- 保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込がない場合でも、一定の猶予期間があります。お払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。（効力を失います）

【月払の猶予期間】

払込期月の翌月1日から末日まで

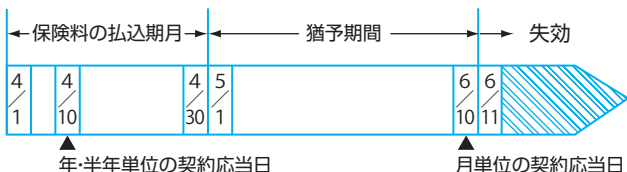
（例）10日が月単位の契約応当日の場合



【年払・半年払の猶予期間】

払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日まで

（例）4月10日が年・半年単位の契約応当日の場合



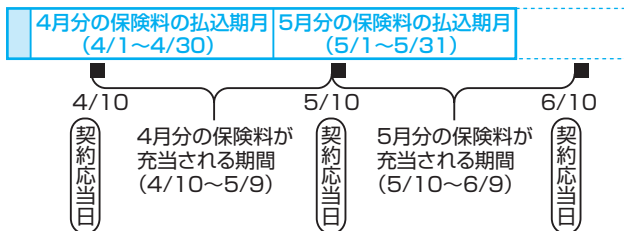
ご契約の復活

- 失効したご契約でも、失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらためて告知をしていただく必要があります。ただし、解約払戻金を請求した場合や、ご健康の状態によっては、ご契約の復活はできません。

お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合

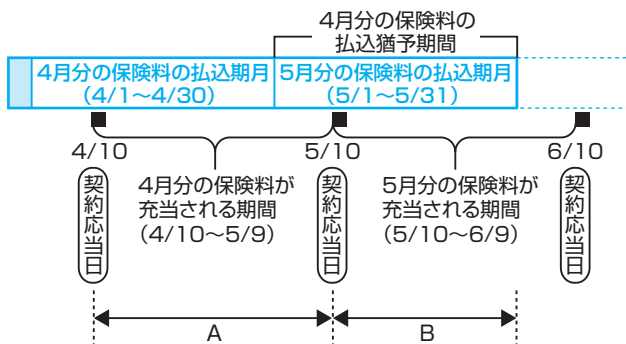
- ・ 毎回お払込みいただく保険料は、毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当される保険料です。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・ 給付金・保険金・年金などのお支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合で、未払込保険料があるときには、つぎのとおりお取扱いします。
 - (1) 給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合には、お支払いする給付金・保険金・年金などからその未払込保険料を差引きます。
 - (2) お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合には、その未払込保険料をお払込みください。
 - (3) 保険料払込の免除事由が生じた場合には、その未払込保険料をお払込みください。
 - (4) (2)・(3)で未払込保険料のお払込がない場合には、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。この場合は、給付金・保険金・年金などのお支払および保険料払込の免除を行いません。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・ 4月分の保険料が未払込でAの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。4月分の保険料が未払込でBの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分と5月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。なお、お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合、また、A・Bの期間内に保険料払込の免除事由が発生した場合には、それぞれの未払込保険料をお払込みください。

また、4月分と5月分の保険料が未払込で、Bの期間経過後に給付金・保険金・年金などのお支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合、ご契約は失効しており、給付金・保険金・年金などのお支払および保険料払込の免除を行いません。この場合は、ご契約を復活できませんので、ご注意ください。

保険料のお払込が困難な場合

- ・保険料のお払込が困難な場合に、つぎの方法によりご契約を継続させることができます。
- 払済保険への変更**
 - ・保険料払込済の保険契約に変更できます。この場合、変更後の保険金額は所定の方法で計算します。払済保険の保険金額が所定の限度を下まわる場合は、変更はお取り扱いしません。
 - ・払済保険への変更が行われた場合、特約は消滅します。
 - ・払済保険に変更後、元のご契約にもどすことはできません。
- 保険金額の減額**
 - ・保険金額を所定の範囲で減額することによって、その後の保険料のご負担を軽くできます。この場合は、その他の給付金・保険金・年金などもあわせて減額していただくことがあります。

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

- ・生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。
- ・主契約を解約すると、付加されている特約も同時に解約となります。

●主契約、「定期特約」、「家族生活保障特約」、「医療特約」の解約払戻金について

- ・生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。したがって、預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・保険金・年金などのお支払に、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合お払込みいただいた保険料全額は戻りません。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。)
- ・お申込の保険契約の解約払戻金の金額は、保険証券に例示されます。(払済保険に変更後の解約払戻金は例示されていませんので、当社へご照会ください。)

●「災害死亡割増特約」、「傷害特約」の解約払戻金について

- ・保険期間と保険料払込期間が同一の場合には、解約払戻金はありません。
- ・保険期間と保険料払込期間が異なる場合にお支払する解約払戻金は、全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。)
- ・お申込の保険契約の解約払戻金の金額は、保険証券に例示されます。

●「がん特約」の解約払戻金について

- ・「がん特約」には、解約払戻金はありません。

ご契約者に対する貸付について

- ・途中でお金がご入用のときは、ご契約者に対する貸付の制度を利用できます。
- ・貸付金額は主契約の解約払戻金額の9割（保険料払込済のご契約については8割）の範囲内です。
- ・貸付金の利息は、所定の利率（※）で計算します。
※当社ホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載しております。
- ・いつでも貸付金の元利金の全部または一部を返済できます。なお、ご返済がありませんと、貸付金の元利金が増え、ご契約が効力を失うことがあります。お早めにご返済ください。
- ・貸付金額が所定の限度を下まわる場合は、ご契約者に対する貸付の制度はお取り扱いしません。

保険金等のご請求手続について

- ・保険金等（給付金・年金・保険料の払込免除などを含みます。）のお支払事由が生じた場合には、遅滞なく当社または募集代理店にご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。



- ・ご請求手続きの流れについては、巻末の「保険金等ご請求手続きの流れ」をご覧ください。
 - ・ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。
- ・保険金等のご請求のために要する費用は、お受取人のご負担となります。

保険金等のお支払の時期について

保険金等のご請求があった場合、当社は、ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、保険金等のお支払または保険料の払込免除をするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
A	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ①保険金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ②保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ③告知義務違反に該当する可能性がある場合 ④責任開始日の前日以前に、がんの診断確定の可能性がある場合 ⑤重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日(※)の翌日から45日以内にお支払いします。
B	Aの確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ①医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 ②弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ③研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ④ご契約者、被保険者または、保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ⑤日本国外における調査が必要な場合 ⑥災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日(※)の翌日から、次に定めるお支払期限以内にお支払いします。 ①90日 ②180日 ③180日 ④180日 ⑤180日 ⑥60日

(※) ご請求に必要な書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

- ・ 保険金等のお支払をするための上記AおよびBの確認等に際し、ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等のお支払をしません。

ご注意

- ① お支払期限を経過して保険金等のお支払をする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。
- ② 給付金、保険金、年金、解約払戻金、保険料の払込免除などのご請求は、3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるようにする特約です。

お願い

この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「被保険者に代わって給付金などを請求できること」をお伝えください。

●代理請求の対象となる給付金など

1. 被保険者が受取人となる給付金など
2. 被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

●代理請求できる場合

- ・あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるのは、つぎの場合です。

*被保険者が、事故や病気などにより、給付金などの請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合

*被保険者が、がんなどの病名の告知や余命の告知を受けていない場合

*その他、これらに準じる状態であると当社が認めた場合



ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

●代理請求できる方

- ・あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の3親等内の親族
- (4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方
- (5) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方

なお、(4)および(5)については、給付金などの請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合限り、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。



お手続きに必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

●指定代理請求人が指定されていない場合など

- ・つぎに該当する場合で、被保険者が請求できない特別な事情があるときは、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。

＊指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人の指定が撤回された場合、指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）

＊指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合

＊指定代理請求人に給付金などを請求できない特別な事情がある場合

- ・代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

＊被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

＊上記に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族

＊代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

●留意点

1. 特約の付加に際して

- ・「指定代理請求特約」を付加した場合には、「リビング・ニーズ特約」に指定代理請求人による請求の規定があるときでも、それを適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとなります。

2. 代理請求に際して

- ・故意に給付金などの支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた方または故意に給付金などの受取人を給付金などを請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ・給付金などの受取人が法人である場合は、代理請求は取扱いません。

3. 代理請求により給付金などを支払った後について

- ・給付金などを指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後に重複してその給付金などの請求を受けても、お支払いしません。

ご注意

代理請求によって給付金などを支払った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

ご契約の内容の変更

保険期間・保険料払込期間の変更

- ・ 保険期間、保険料払込期間を所定の範囲で変更できます。変更できるご契約は、つぎのとおりです。
 - (1) 保険期間・保険料払込期間の短縮
契約日から3年以上経過したご契約。ただし、短縮した後の残余保険期間・残余保険料払込期間が2年以上ある場合にお取扱いします。
 - (2) 保険期間・保険料払込期間の延長
契約日から3年以上経過し、かつ残余保険期間・残余保険料払込期間が2年以上あるご契約
- ・ 付加されている特約の保険期間・保険料払込期間もあわせて変更されることがあります。
- ・ 保険期間・保険料払込期間の変更前のご契約と変更後のご契約の保険料積立金の差額を精算し、所定の方法によって計算した金額を授受することがあります。

ご注意

ご契約のプランによっては、保険期間・保険料払込期間の変更をお取扱いできない場合があります。

特約の中途付加

- ・ 主契約のご契約の後に、被保険者の同意を得て特約を付加できます。ただし、ご契約のプランによっては、特約を付加できない場合があります。また、保険料のお払込方法（回数）により付加が可能な時期は異なります。

ご契約者の変更

- ・ ご契約者は、被保険者および当社の同意を得て、ご契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

死亡保険金受取人の変更

●死亡保険金受取人の変更

- ・ご契約者は、死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ・死亡保険金受取人を変更する場合には、当社にご通知ください。この場合、必要書類(巻末の別表1)を当社に提出してください。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

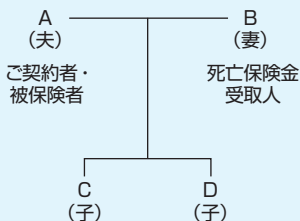
●遺言による死亡保険金受取人の変更

- ・ご契約者は、死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が死亡された後、ご契約者の相続人から当社にご通知ください。この場合、必要書類(巻末の別表1)を当社に提出してください。
- ・死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

死亡保険金受取人が死亡された場合

- ・死亡保険金受取人が死亡された場合は、すみやかにご連絡いただき、新しい死亡保険金受取人に変更してください。
- ・死亡保険金受取人が死亡された時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- ・死亡保険金受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

例：ご契約者・被保険者：Aさん 死亡保険金受取人：Bさん



Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。

その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

その他の変更事項

- ・ つぎのような場合には、当社または募集代理店にご連絡ください。
 - * 転居、住居表示の変更などにより住所が変わったとき
 - * ご契約者、被保険者、お受取人などが改姓・改名したとき
 - * 保険証券を紛失したとき

お願い

ご契約の内容を変更した場合には「裏書のお知らせ(承認通知書)」を発行しますので、ご確認のうえ、保険証券とともに大切に保存してください。

管轄裁判所について

- ・ 給付金・保険金・年金などのご請求に関する訴訟については、当社の日本における主たる事務所の所在地または給付金・保険金・年金などのお受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所のみをもって合意による管轄裁判所とします。

その他生命保険に関するお知らせ

被保険者による解約請求について

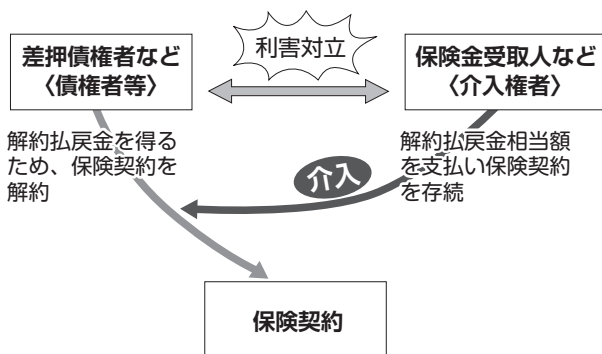
- ・被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎのいずれかの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① ご契約者または保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

お受取人による保険契約の存続(介入権)について

- ・ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- ・債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金(給付金等を含む)の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ① ご契約者でないこと
 - ② ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ・保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ① ご契約者の同意を得ること
 - ② 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)



個人情報の取扱いについて

●お客さまの個人情報の利用目的について

- ・お客さまの個人情報の利用目的はつぎのとおりです。主な商品やサービスの内容については、当社ホームページ〔<http://www.aflac.co.jp/>〕にてご確認ください。

- (1) 各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払
- (2) 当社、その関連会社・提携会社の取扱う各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- (4) その他保険業に関連・付随する業務

●プライバシーポリシーについて

- ・当社は「個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

●個人情報の収集方法

- ・当社は、法令などに従い、適正な方法により個人情報を収集します。主な収集方法としては、保険申込み時の契約申込書などや保険契約の継続・維持管理などに必要な各種帳票により収集する方法や、アンケートなどにより収集する方法、電話などを通じてお伺いすることにより収集する方法があります。そして、個人情報の収集にあたっては、当社は、法令などに従い、個人情報の利用目的をホームページで公表するほか、申込書などに記載します。

なお、当社にお電話でお問い合わせいただいた場合、適切な対応を行うために、通話内容を録音させていただく場合があります。

●個人情報の利用

- ・当社は、個人情報を、上記記載の個人情報の利用目的の範囲内で利用させていただきます。ただし、法令などにもとづく場合は、この限りではありません。

● 個人データの提供

- ・ 当社は、つぎの場合に個人データを第三者に提供します。
 - (1) 下記の【個人データの第三者提供について】に記載の場合
 - (2) お客様の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、後述の代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
 - (4) 法令などにもとづく場合
 - (5) その他、ご本人が同意されている場合

【個人データの第三者提供について】

〈代理店に対する提供〉

- ・ 当社は代理店制度を採用していますので、個人情報の利用目的のために、お客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。なお、当社指定の代理店とは、つぎのとおりです。
 - (1) ご契約の全部または一部を担当する代理店（お客様の担当代理店）
 - (2) ご契約者が所属する企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理などを行っている代理店（企業などの担当代理店）
 - (3) お客様の担当代理店または企業などの担当代理店が提携する、当社の承認を受けた代理店
 - (4) ご契約者から個人情報の提供について了解を得た代理店
 - (5) その他、個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

〈提携会社・関連会社との間での相互提供〉

- ・ サービスの提供対象となる保障内容のお申込みをした方に限り、提携会社・関連会社の取扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理のため、提携会社・関連会社との間で個人情報の相互提供を行うことがあります。

〈団体取扱特約、準団体取扱特約、集団取扱特約、特別集団取扱特約、保険料口座振替特約、保険料クレジットカード支払特約の適用〉

- ・保険契約について上記のいずれかの特約の適用がある場合は、各種保険契約の継続・維持管理などのために、保険料集金に必要な個人情報のほか、お客さまの連絡先を含めた本目的の達成に必要な個人情報などを、お客さまが所属される団体、準団体、集団もしくは特別集団、お客さまが指定された保険料振替口座を管理する金融機関、集金代行会社、または、お客さまが利用されるクレジットカード会社と、当社との間で相互に提供しております。

〈再保険の利用〉

- ・保険会社は、お客さまの保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます。）を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定の際に利用する個人情報を、再保険の引受を行う保険会社に対して提供します。詳細は、当社ホームページにてご確認ください。

〈その他〉

- ・被保険者の告知内容や診査結果をご契約者またはお申込者に知らせることがあります。

当社の照会に対し、被保険者を診察した医師・医療機関がその健康状態などを報告する場合があります。

- ・保険契約は、ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。そのため、保険会社は、保険契約に関するお知らせを行い、個人情報の利用目的を達成しようとする場合に、ご契約者の個人情報を被保険者や受取人に対し、被保険者の個人情報をご契約者や受取人に対し、受取人の個人情報をご契約者や被保険者に対し、それぞれ提供することがあります。また、被保険者を同一とする他の保険契約のご契約者・受取人などに対してもご契約者・被保険者・受取人の個人情報を提供することがあります。

したがって、被保険者、受取人にも上記内容をお知らせください。

【保険制度の健全な運営に必要な場合の具体例】

- ・当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の人と共同して利用しています。（詳しくは「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」または「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」の項をご覧ください。）

● センシティブ情報の収集・利用・第三者提供

- ・当社は、保険業法施行規則にもとづき、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族、性生活に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます）については、つぎに掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 法令などにもとづく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 源泉徴収事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (6) 相続手続による権利義務の移転などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (7) 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (8) センシティブ情報に該当する生体認証情報を本人の同意にもとづき、本人確認に用いる場合

「米国内国歳入法」(米国税法)の対応について

● 米国納税義務者に対する確認手続きについて

- ・ 米国内国歳入法では、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、保険会社を含む金融機関は、取引等をする際、お客様が米国納税義務者であるかを確認し、米国内国歳入庁に報告すること等が求められています。このため、契約のお申込み、ご契約者の変更手続き、保険契約に基づく給付金、保険金、払戻金等(以下「給付金等」という)のご請求手続き等の取引に際して当社から本人確認書類、報告書類等の提出をお願いすることがあります。

● 非米国居住者に対する確認手続きについて

- ・ 米国内国歳入法では、米国金融機関が行う非米国居住者に対する所定の米国源泉所得の支払いについて、最大で30%の源泉徴収の義務を課しています。当社は、米国金融機関であるため、当社より保険契約に基づき契約者、受取人(以下「受取人等」という)に支払う所定の給付金等は米国源泉所得に該当します。

しかし、日米租税条約により、当社からの給付金等の支払いが米国源泉所得に該当する場合でも、その受取人等が日本の居住者であることが確認された場合には、当社の源泉徴収義務が免除され、その受取人等は納税義務を免れることとなります。

これらの法令等の定めに従い、当社では、上記の確認のため、給付金等をお受け取りいただく受取人等に対し、そのご請求手続き等の取引に際して本人確認書類、報告書類等の提出をお願いすることがあります。

当該書類等が提出されない場合、お受け取りいただく給付金等が課税の対象となり、源泉徴収される可能性がありますので十分にご留意ください。

● 個人情報の収集・利用・第三者提供

- ・ 当社は、米国内国歳入法に基づく本人確認および米国監督当局等の政府または州機関への報告(それらの要否の判定を含む)を適切に行うために以下の取扱いをいたします。

(1) 当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること

- (2) 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
- (3) 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を米国監督当局等の政府または州機関へ報告(提供)すること

〈米国納税義務者について〉

「米国納税義務者」とは以下のものを指します。

- ・ 米国市民または米国居住者（一般に183日以上、米国に滞在する者。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮される。また、永住権所有者を含む）
- ・ 米国パートナーシップ
- ・ 米国法人
- ・ 米国財団
- ・ 米国信託
- ・ 実質的米国人所有者※が一人以上いる米国外の事業体（日本の内国法人を含む）
（※米国人が25%を超える議決権または価値を有するなど）

「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」について

- ・当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、保険契約・共済契約・特約の中途付加(以下、「保険契約など」といいます。)のお引受の判断または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の登録事項を共同して利用しています。

保険契約などのお申込があった場合には、当社は、(一社)生命保険協会に、保険契約などについて以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引受けできなかった場合には、その登録事項は消去されます。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込があった場合または給付金・保険金・共済金などのご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にするために利用されることがあります。なお、登録の期間、お引受およびお支払の判断の参考にする期間は、契約日、復活日、復旧日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受および給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にする以外には使用しません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

〈登録事項について〉

つぎの事項が登録されます。

- (1) ご契約者および被保険者の氏名・生年月日・性別・住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額、災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類とその日額
- (4) 契約日、復活日、復旧日、増額日、特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態について相互に照会することがあります。

- ・当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、所定のお手続により、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報保護に関する法律」に違反して登録事項が取扱われている場合は、所定のお手続により、登録事項の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問合わせください。
- ・「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

●「支払査定時照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など(以下、「保険契約など」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下、「お支払などの判断」とい

ます。)の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に関係する傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

〈相互照会事項について〉

- ・ つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に係る事項は除きます。

- (1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

※相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合は、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問合わせください。
- ・「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置がはかられることがありますが、この場合にも、ご契約の際の給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、つぎのとおりです。

- ・保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかわるご契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかわる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金のお支払にかかわる資金援助および保険金請求権などの買取を行うことなどにより、ご契約者などの保護をはかり、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・ご年齢やご健康の状態によっては、ご契約をしていた破綻保険会社と同様の条件で新たにご契約をすることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、現在ご契約の保険契約の継続をはかることにしています。
- ・保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)にかかわる部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金など(※3)の90%とすることが、保険業法などで定められています(給付金・保険金・年金などの90%が補償されるものではありません)。なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、ご契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率など)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、給付金額・保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続をはかるために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1：特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約にかかわる特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することになります）。

※2：破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度がつぎのとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

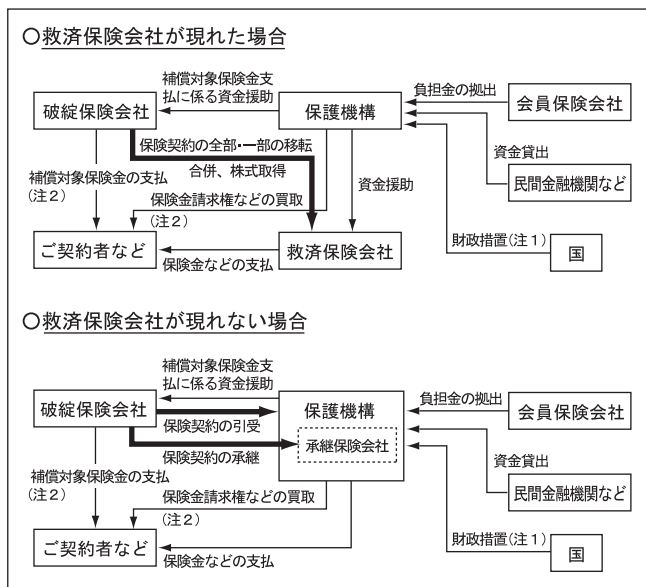
$$= 90\% - \{ (\text{過去5年間の各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

※3：責任準備金などとは、将来の給付金・保険金・年金などのお支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金などをいいます。

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることになっています。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合には、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金などのお支払、保護機構が補償対象契約にかかわる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

【生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱についてのお問い合わせ先】

生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

税法上のお取扱について

(平成27年12月現在)

1. 生命保険料控除について

- ・ 払込保険料の一定額が所得税と地方税（住民税）の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

対象となる契約	納税する方が保険料を払い込み、お受取人が本人または配偶者その他の親族であるご契約
対象となる保険料	1月から12月までの払込保険料の合計額

- ・ 生命保険料控除を受けるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」をお送りします。ただし、勤務先を対象とする団体・集団取扱の場合は、団体の担当者の証明で代替できるため、「生命保険料控除証明書」は発行しません。

- 生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」に分けられます。

一般生命保険料

生存または死亡に起因して支払う保険金・その他給付金に係る保険料

介護医療保険料

入院・通院等にとまなう給付部分に係る保険料

個人年金保険料

個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険に係る保険料

- ・所得税の生命保険料控除額

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	所得から控除される金額
20,000円以下のとき	年間正味払込保険料の全額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

- ・住民税の生命保険料控除額

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	所得から控除される金額
12,000円以下のとき	年間正味払込保険料の全額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+ 6,000円
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

2. 保険金などの税法上のお取扱について

- ・ご契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり保険金などに対する税金が異なります。
- ・ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金・家族生活保障年金のお受取人が相続人の場合、死亡保険金・家族生活保障年金の受給権は相続税法上一定の範囲内で非課税扱を受けられることがあります。

●死亡保険金のお取扱

契約形態	ご 契 約 例			税の種類
	契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	
契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
	夫	子	夫	
契約者(保険料負担者)、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

●家族生活保障特約の年金のお取扱

契約形態	ご 契 約 例			税 の 種 類			
	契約者 (保険料 負担者)	被保険者	受取人	年金としてお受け取りに なる場合	毎年 の年金の受取時	一時金として お受け取りに なる場合	
				年金の 受給権取得時			
契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相 続 税 (年金の評価額に対して課税)	所 得 税 (雑所得) ※相続税・ 贈与税の 課税部分を を除く	相 続 税	
	夫	夫	子				
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	夫	妻	夫	非 課 税		所 得 税 (一時所得)	
	夫	子	夫				
契約者(保険料負担者)、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈 与 税 (年金の評価額に対して課税)			贈 与 税
	夫	子	妻				

●高度障害保険金・給付金などのお取扱い

- ・高度障害保険金・給付金は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。
- ・リビング・ニーズ保険金は、お受取人が被保険者の場合、非課税となります。

ご案内

税法上の取扱いについては、今後の税制改正により変更となる場合があります。個別の税務の取扱い等については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

●MEMO

●MEMO

●MEMO

約款・特約条項

定期保険 普通保険約款 目次

<この保険の趣旨>

1. 会社の責任開始期
第1条 会社の責任開始期
2. 不慮の事故等の定義
第2条 不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義
3. 保険金の支払
第3条 保険金の支払
4. 保険料の払込免除
第4条 保険料の払込免除
第5条 保険料の払込を免除しない場合
5. 保険金等の請求、支払時期および支払場所
第6条 保険金または保険料の払込免除の請求手続き
第7条 保険金等の支払時期および支払場所
6. 保険契約者等の代表者
第8条 保険契約者、死亡保険金受取人の代表者
7. 保険料の払込
第9条 保険料の払込
第10条 保険料の払込方法（経路）
第11条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
第12条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
第13条 保険料の前納
第14条 保険契約の復活
8. 契約内容の変更
第15条 払済保険への変更
第16条 保険料の払込方法（回数）の変更
第17条 保険期間、保険料払込期間の変更
9. 保険契約者に対する貸付
第18条 保険契約者に対する貸付
10. 保険契約者等の変更
第19条 保険契約者の変更
第20条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更
第21条 遺言による死亡保険金受取人の変更
第22条 死亡保険金受取人の死亡
第23条 保険契約者の住所の変更
11. 契約の取消し・無効・解除
第24条 詐欺による取消し
第25条 不法取得目的による無効
第26条 告知義務
第27条 告知義務違反による解除
第28条 保険契約を解除できない場合
第29条 重大事由による解除
12. 解約・払戻金
第30条 解約
第31条 保険金額の減額
第32条 払戻金
第33条 受取人による保険契約の存続
13. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理
第34条 年齢の計算
第35条 年齢および性別の誤りの処理
14. 契約者配当
第36条 契約者配当

- 15. 時効
第37条 時効
- 16. 保険契約の更新
第38条 保険契約の更新
- 17. 契約内容の登録
第39条 契約内容の登録
- 18. 管轄裁判所
第40条 管轄裁判所
- 19. その他
第41条 保険金の請求の際の必要書類に関する特則

定期保険 普通保険約款

(平成27年6月22日改定)

＜この保険の趣旨＞

この保険は、被保険者が死亡した場合は死亡保険金を、所定の高度障害状態に該当した場合は高度障害保険金を支払うことにより、被保険者の万が一の場合にご家族の生活保障をすることを目的としたものです。

1. 会社の責任開始期

第1条＜会社の責任開始期＞

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時）
- 2 前項の責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社が保険契約の申込を承諾したときには、次の事項を記載した保険証券を発行します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名・生年月日
 - (4) 保険金・給付金・年金等の受取人の氏名またはその受取人を特定するために必要な事項（本約款または特約条項にて特定されるときは、表示しません。）
 - (5) 保険給付の名称（付加されている特約・特則を含みます。）
 - (6) 本約款で定める保険期間
 - (7) 保険料払込期間
 - (8) 保険金・給付金・年金等の額（付加されている特約・特則を含みます。）
 - (9) 保険料およびその払込方法
 - (10) 契約日
 - (11) 保険証券を作成した年月日

2. 不慮の事故等の定義

第2条＜不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義＞

- 1 この保険契約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による傷害をいいます。
- 2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。
 - (1) 急激
傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - (2) 偶発
傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。

(3) 外来

傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

4 この保険契約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つぎの各号に定めるところによります。

(1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。

(2) 被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。

(3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。

(4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。

(5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。

(6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。

(7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渇は除きます。

(8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

3. 保険金の支払

第3条<保険金の支払>

1 死亡保険金、高度障害保険金（以下、総称して「保険金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 死亡保険金

保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、保険期間中に死亡したとき
支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ②責任開始期（復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ③戦争その他の変乱

(2) 高度障害保険金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に別表3に定める高度障害状
------	--

	態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	保険金額
受取人	被保険者
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の自殺行為 ③被保険者の犯罪行為 ④戦争その他の変乱

- 2 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、前項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
- 3 保険金を支払うときに保険契約者に対する貸付があるときは、会社は、保険金からその貸付金の元利金を差し引きます。
- 4 高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡した場合は、高度障害保険金は支払わず、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- 5 高度障害保険金を支払った場合は、保険契約は、その高度障害状態に該当した時にさかのぼって消滅します。
- 6 免責事由に該当して、死亡保険金を支払わない場合には、会社は、保険料積立金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 7 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の保険料積立金を保険契約者に支払います。
- 8 被保険者が、戦争その他の変乱によって保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、保険金を全額または削減して支払うことがあります。
- 9 この保険契約が更新されない場合で、保険期間満了の日において、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために高度障害保険金が支払われないときで、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして高度障害保険金を支払います。
- 10 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を原因として、高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確

に知ることができなかった場合を除きます。

- (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

4. 保険料の払込免除

第4条<保険料の払込免除>

- 1 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に別表4に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当した場合は、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に身体障害状態に該当したときは、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害状態に該当したときを含みます。
- 2 前項の規定により保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 - (2) 払込を免除した保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

第5条<保険料の払込を免除しない場合>

- 1 前条第1項の規定にかかわらず、被保険者が、つぎの各号のいずれかにより身体障害状態に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争その他の変乱
- 2 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって身体障害状態に該当した場合でも、身体障害状態に該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、前項の規定にかかわらず、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

5. 保険金等の請求、支払時期および支払場所

第6条<保険金または保険料の払込免除の請求手続き>

- 1 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由の生じた保険金の受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、保険金を請求してください。

- 3 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、保険料の払込の免除を請求してください。

第7条く保険金等の支払時期および支払場所>

- 1 保険金等（特約の保険金等を含みます。以下、本条において同じ。）は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の日本における主たる事務所で支払います。
- 2 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認できないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡その他の保険金等の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 責任開始日の前日以前に、がんの診断確定の可能性がある場合
被保険者が、責任開始日の前日以前にがんを診断確定されたことの有無
 - (5) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前4号に定める事項、第29条く重大事由による解除>第1項第5号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して、当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項第1号から第5号までに定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第5号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項第1号、第2号、第4号および第5号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (4) 前項第1号、第2号および第5号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号および第5号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項第1号から第5号までに定める事項についての日本国外における調査 180日

- (6) 前項第1号から第5号までに定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- 4 前2項の確認をする場合、会社は保険金等を請求した者(代表者)に通知します。
- 5 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- 6 第1項から前項までの規定は、保険料の払込免除についても準用します。

6. 保険契約者等の代表者

第8条<保険契約者、死亡保険金受取人の代表者>

- 1 保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

7. 保険料の払込

第9条<保険料の払込>

- 1 第2回以後の保険料は、その払込期間中、毎回第10条<保険料の払込方法(経路)>第1項に定める払込方法(経路)にしたがい、つぎの期間(本約款を通じて「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。
- (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
- (2) 半年払契約または年払契約の場合
半年単位または年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人)に払い戻します。
- 3 第1項の契約応当日以後、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料(保険料の払込の免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)については、次のとおり取り扱います。
- (1) 第1項第1号の契約の場合、保険料は払い戻しません。
- (2) 第1項第2号の契約の場合、会社は、会社の定めるところにより未経過期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相当額を保険契約者(保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人)に支払います。
- 4 前項の規定は、第1回保険料について準用します。

- 5 前3項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、第7条<保険金等の支払時期および支払場所>の規定を準用します。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま第1項の契約応当日以後、末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きします。
- 7 第1項の保険料が払い込まれないまま第1項の契約応当日以後、末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は未払込保険料を払い込んでください。
- 8 前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条<猶予期間中に保険事故が発生した場合>第2項および第3項の規定を準用します。

第10条<保険料の払込方法（経路）>

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。ただし、月払契約については、会社の定める保険料の払込方法（経路）に限ります。
 - (1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約、集団取扱契約〔定期保険〕または特別集団取扱契約〔定期保険〕が締結されている場合に限りします。）
 - (4) 会社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の定める範囲で、前項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
- 3 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第11条<保険料払込の猶予期間および保険契約の失効>

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第12条<猶予期間中に保険事故が発生した場合>

- 1 猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合には、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きします。
- 2 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。
- 3 前項の未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期

間満了の日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込免除を行いません。

第13条＜保険料の前納＞

- 1 保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、つぎのとおり将来の保険料を前納することができます。
 - (1) 月払契約の場合

当月分以後の6か月分または12か月分の保険料を前納することができます。この場合、会社所定の割引率で保険料を割り引きます。
 - (2) 半年払契約または年払契約の場合
 - ① 将来の保険料を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で割り引きます。
 - ② 前①の規定により割り引かれた前納保険料は、会社の定める利率の利息をつけて積み立てておき、半年単位または年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- 2 会社は、保険料払込期間中に保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときに、前納保険料の残額がある場合は、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。

第14条＜保険契約の復活＞

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの延滞保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活することはできません。
- 2 第18条＜保険契約者に対する貸付＞第6項の規定により効力を失った保険契約を復活させる場合には、会社所定の金額も払い込んでください。
- 3 第1条＜会社の責任開始期＞の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第1条＜会社の責任開始期＞第2項の「契約日」は、「復活日」と読み替えます。
- 4 保険契約の復活に際しては、保険証券は発行しません。

8. 契約内容の変更

第15条＜払済保険への変更＞

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、保険契約について、将来の保険料の払込を中止し、保険料払込済の定期保険（以下、「払済保険」といいます。）に変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 払済保険の保険金額は、解約払戻金額（保険契約者に対する貸付があるときはその元利金を差し引きます。）をもとに会社の定める方法により計算します。
- 4 本条の変更は、次の払込期月中の契約応当日から効力を生じます。
- 5 払済保険の保険金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第16条＜保険料の払込方法（回数）の変更＞

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、年払、半年払または月払の保険料の払込方法（回数）を相互に変更することができます。

- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第17条＜保険期間、保険料払込期間の変更＞

- 1 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、保険契約の保険期間、保険料払込期間を変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 会社が、本条の変更を承諾したときは、会社の定めた方法で計算した金額を授受し、その後の保険料を更正します。
- 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 本条の規定により保険期間、保険料払込期間を変更した場合に、保険契約者に対する貸付があるときは、支払うべき金額をその貸付金の元利金の返済にあてます。
- 6 保険契約が払済保険に変更されている場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

9. 保険契約者に対する貸付

第18条＜保険契約者に対する貸付＞

- 1 保険契約者は、解約払戻金額の9割（保険料払込済の保険契約については8割とし、また、本条の貸付があるときは、その貸付金の元利金を差し引きます。）の範囲内で、会社の定めた方法で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の貸付を取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の貸付を受けるときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
- 4 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からその貸付金の元利金を差し引きます。
- 5 本条の貸付金の元利金が解約払戻金額をこえたときは、保険契約者は、会社所定の金額を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 6 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
- 7 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。

10. 保険契約者等の変更

第19条＜保険契約者の変更＞

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第20条＜会社への通知による死亡保険金受取人の変更＞

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券またはそれに代わる書面に表示

します。

- 3 第1項の通知が会社には到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 高度障害保険金の受取人は、第3条<保険金の支払>第2項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第21条<遺言による死亡保険金受取人の変更>

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社には通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社には提出してください。この場合、会社は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。

第22条<死亡保険金受取人の死亡>

- 1 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 2 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第23条<保険契約者の住所の変更>

- 1 保険契約者が、住所を変更したときは、ただちに会社には通知してください。
- 2 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

11. 契約の取消し・無効・解除

第24条<詐欺による取消し>

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第25条<不法取得目的による無効>

保険契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、この保険契約に付加されている特約の保険金、給付金、保険料の払込免除を含み、その名称の如何を問いません。以下、本条において同じ。）を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第26条<告知義務>

保険契約の締結または復活の際、支払事由の可能性に関する重要な事項のうち告知書で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その告知書によって告知してください。ただし、会社指定の医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第27条＜告知義務違反による解除＞

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも保険契約を解除し、つぎの取扱をすることができます。
 - (1) 保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。
 - (2) 会社は、すでに保険金を支払っているとき、または保険料の払込免除を行っているときでも、その返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱うことができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

第28条＜保険契約を解除できない場合＞

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第26条＜告知義務＞の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第26条の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が、保険契約締結の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて1か月が経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続しているとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合には、2年をこえていても会社は保険契約を解除することができます。
- 2 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第26条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第29条＜重大事由による解除＞

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、こ

の保険契約を将来に向って解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人がこの保険契約の保険金等（給付金等および保険料の払込免除を含みます。また、本号においては死亡保険金を除きます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の保険金等（給付金等および保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じ。）の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (6) 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令によって、取引することを禁止または制限された者に該当する場合
 - (7) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第6号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（前項第5号のみに該当した場合で、前項第5号①から⑤までに該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項において同じ。）を支払わず、また、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた免除事由による保険料の払込免除を行いません。もし、すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込免除をしていたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場

合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に解除の通知をします。

- 4 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、他のいかなる規定にかかわらず、第1項第6号の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金その他一切の金員を支払いません。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約・払戻金

第30条＜解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向って保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第31条＜保険金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向って保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。
- 4 本条の規定により保険金額を減額した場合に、保険契約者に対する貸付があるときは、支払うべき金額をその貸付金の元利金の返済にあてます。

第32条＜払戻金＞

- 1 解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。
- 2 払戻金の支払時期および支払場所については、第7条＜保険金等の支払時期および支払場所＞の規定を準用します。

第33条＜受取人による保険契約の存続＞

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす保険金等（特約の保険金等を含みます。以下、本条において同じ。）の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者でないこと
 - (2) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であるこ

- と
- 3 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
 - 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じ、または第2項の規定により効力が生じなくなるまでに保険金等の支払事由が生じ、この保険契約が消滅する場合で、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。
 - 5 この保険契約に家族生活保障特約が付加されている場合で、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じ、または第2項の規定により効力が生じなくなるまでに第1回の特約年金の支払事由が生じ、会社が第1回の特約年金を支払うべきときは、前項の規定にかかわらず、この保険契約に付加されている家族生活保障特約は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1回の特約年金およびこの保険契約の保険金の合計額が第2項本文の金額以上のとき
 会社は、第2項本文の金額の限度で、第1回の特約年金およびこの保険契約の保険金を債権者等に支払います。この場合、家族生活保障特約について、第1項の解約はその効力を生じません。なお、債権者等への支払後に残額がある場合は、会社はその残額を特約年金およびこの保険契約の保険金の受取人に支払います。
 - (2) 第1回の特約年金およびこの保険契約の保険金の合計額が第2項本文の金額に足りないとき
 会社は、第2項本文の金額の限度で、第1回の特約年金の支払いにあわせて未払の特約年金の現価およびこの保険契約の保険金を債権者等に一時支払し、家族生活保障特約は消滅します。なお、債権者等への支払後に残額がある場合は、会社はその残額を特約年金およびこの保険契約の保険金の受取人に支払います。
 - 6 前項までの規定にかかわらず、この保険契約に年金支払移行特約を付加した場合で、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後1か月以内に、年金の支払開始日が到来するときは、解約の通知が会社に到達した日に解約の効力を生じるものとします。

13. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第34条＜年齢の計算＞

- 1 被保険者の契約年齢は、戸籍上に記載された出生年月日を基準として契約日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第35条＜年齢および性別の誤りの処理＞

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が契約時の保険料表の最低年齢に達していない場合で、誤りが発見されたときすでにその年齢以上に達していたときには、最低年齢に達した日に契約が締結されたものとみなし、すでに払い込まれた保険料はその契約の保険料に充当します。

- (2) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲内であったときは、実際の契約年齢にもとづいて保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづく契約年齢の保険料に改めます。
- 3 第1項第2号および前項の規定により保険料を改める場合には、つぎのとおりとします。
- (1) すでに払い込まれた保険料に超過分がある場合には、会社は、その差額を保険契約者に払い戻します。
- (2) すでに払い込まれた保険料に不足分がある場合には、保険契約者は、その差額を会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。ただし、保険金の支払事由が発生した後に誤りが発見された場合は、会社は、その差額を支払うべき保険金から差し引きします。

14. 契約者配当

第36条＜契約者配当＞

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

15. 時効

第37条＜時効＞

保険金、保険料積立金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、3年間請求がない場合は消滅します。

16. 保険契約の更新

第38条＜保険契約の更新＞

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までに保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、保険契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は更新されないものとします。
- (1) 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) 第15条＜払済保険への変更＞の規定により、払済保険に変更されているとき
- (3) 保険期間が歳満期で定めてあるとき
- (4) この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号に該当する場合には、会社の定める範囲で保険期間を短縮して保険契約を更新します。
- 4 前項のほか、この保険契約は、会社の定める範囲で、保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。この場合には、第34条＜年齢の計算＞および第35条＜年齢および性別の誤りの処理＞の規定を準用します。
- 6 更新する保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合には、第9条＜保険料の払込＞、第11条＜保険料払込の猶予期間および保険契約の失効＞および第12条

- ＜猶予期間中に保険事故が発生した場合＞の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
 - 8 第3条＜保険金の支払＞、第4条＜保険料の払込免除＞、第27条＜告知義務違反による解除＞および第28条＜保険契約を解除できない場合＞の規定の適用に際しては、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
 - 9 更新後の保険契約には、更新日現在の普通保険約款および保険料率が適用されます。
 - 10 更新後の保険契約の保険金額は、更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
 - 11 保険契約が更新された場合は、第32条＜払戻金＞第1項を「解約払戻金および保険料積立金は、更新（更新が2回以上行われた場合は最後の更新）後の経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。」と読み替えます。
 - 12 本条の規定により保険契約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
 - 13 第2項第4号の規定によりこの保険契約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号までのいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの保険契約と同種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この保険契約の保険期間と更新時に締結する他の保険契約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

17. 契約内容の登録

第39条＜契約内容の登録＞

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復

- 旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 - 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 - 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 - 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 - 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

18. 管轄裁判所

第40条＜管轄裁判所＞

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の日本における主たる事務所の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所（本庁とします。）のみをもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

19. その他

第41条＜保険金の請求の際の必要書類に関する特則＞

- 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

定期特約

(平成26年4月1日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が死亡した場合は特約死亡保険金を、所定の高度障害状態に該当した場合は特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜特約保険金の支払＞

- 1 特約死亡保険金、特約高度障害保険金（以下、総称して「特約保険金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 特約死亡保険金

特約保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき
支払額	特約保険金額

受取人	主契約の死亡保険金受取人
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意 ②責任開始期（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ③戦争その他の変乱

(2) 特約高度障害保険金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	特約保険金額
受取人	主契約の高度障害保険金の受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の自殺行為 ③被保険者の犯罪行為 ④戦争その他の変乱

- 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の特約死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 特約高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡した場合は、特約高度障害保険金は支払わず、特約死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- 特約高度障害保険金を支払った場合は、この特約は、その高度障害状態に該当した時にさかのぼって消滅します。
- 免責事由に該当して、特約死亡保険金を支払わない場合には、会社は、この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 主契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、特約死亡保険金の残額をその他の主契約の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の保険料積立金を保険契約者に支払います。
- 被保険者が、戦争その他の変乱によって特約保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金を全額または削減して支払うことがあります。
- この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日にお

いて、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために特約高度障害保険金が支払われないときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。

9 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を原因として、特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条<特約保険金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第6条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第7条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第8条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第9条<原特約への復旧>

- 1 主契約の復旧請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第10条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することがあります。

- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第11条＜主約款の保険料の自動振替貸付および保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合の取扱＞

- 1 主約款の保険料の自動振替貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。
- 2 主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金があるときはその金額を主契約の解約払戻金額に加えて取り扱います。
- 3 主約款の保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金額は主契約の解約払戻金額に加えません。

第12条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条＜特約保険金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により特約保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第16条＜特約の消滅＞

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、特約保険金の支払事由に該当した場合を除きます。
- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合には、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主契約の払済保険の保

除期間とは継続されたものとして取り扱います。

- 10 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 11 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
- 12 この特約が更新された場合は、第17条＜特約の払戻金＞を「この特約の解約払戻金および保険料積立金は、更新（更新が2回以上行われた場合は最後の更新）後の経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。」と読み替えます。
- 13 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 14 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第20条＜契約内容の登録＞

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（この特約の復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活日、復旧日または特約の中途付加日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内

容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第23条＜中途付加する場合の特則＞の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合には、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金のある特約および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加日から5年間（中途付加日において被保険者が満15歳未満の場合は、中途付加日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21条＜管轄裁判所＞

特約保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第23条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日
 - (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
 - (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
 - (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付

加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時を責任開始期とします。
 - (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
 - (3) この特約の保険料は、付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
 - (4) 前号の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
 - (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第24条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則> （記載省略）

第25条<疾病入院保険、医療保険〔2005〕に付加する場合の特則> （記載省略）

家族生活保障特約

(平成26年4月1日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が死亡した場合は特約家族生活保障年金を、所定の高度障害状態に該当した場合は特約高度障害年金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜特約の型および支払保証期間の指定＞

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの特約の型を指定してください。
 - (1) 定額型
 - (2) 通増型
- 2 前項の規定により第2号の特約の型を指定した保険契約者は、通増率を、会社所定の範囲内で指定してください。
- 3 前2項のほか、保険契約者は、この特約の締結の際、特約家族生活保障年金、特約高度障害年金（以下、総称して「特約年金」といいます。）を支払う場合の支払保証年数（以下、「支払保証期間」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
- 4 本条において指定された特約の型、通増率および支払保証期間は、

変更することができません。

第5条＜特約年金の支払＞

1 特約年金の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 特約家族生活保障年金

特約年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき
支払額	第3項に定める金額
受取人	主契約の死亡保険金受取人
支払事由に該当しても特約年金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意 ②責任開始期（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ③戦争その他の変乱

(2) 特約高度障害年金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	第3項に定める金額
受取人	主契約の高度障害保険金の受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の自殺行為 ③被保険者の犯罪行為 ④戦争その他の変乱

2 特約年金は、特約年金の支払事由が生じた日を第1回の特約年金の支払日（以下、「年金支払開始日」といいます。）とし、以後、この特約の保険期間満了の日（ただし、年金支払開始日からこの特約の保険期間満了の日までの期間が支払保証期間に満たない場合には、年金支払開始日からその日を含めて支払保証期間を経過した日）まで、年金支払開始日の年単位の応当日（以下、「年金支払日」といいます。）に支払います。

- 3 特約年金の支払額は、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約の型が定額型の場合
毎年の特約年金の支払額は、特約基準年金額と同額とします。
 - (2) 特約の型が通増型の場合
毎年の特約年金の支払額は、特約基準年金額に、年金支払開始日または年金支払日の属する保険年度（主契約の契約日からその直後に到来する主契約の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、主契約の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて保険年度を計算するものとします。）および通増率に応じた別表6に定める乗率を乗じて得た金額とします。
- 4 保険契約者と特約年金の受取人が異なる場合で、特約年金が支払われたときには、特約年金の受取人は、特約年金の支払事由の発生時に、この特約上の権利および義務のすべてを承継するものとします。
- 5 特約年金が支払われた場合（第16項に該当し、削減して支払われた場合を含みます。）は、年金支払開始日後に到来する払込期月（年金支払開始日が払込期月の初日から契約応当日の前日までときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込は要しません。
- 6 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の特約家族生活保障年金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 7 特約高度障害年金の請求前に特約家族生活保障年金の支払事由が生じた場合は、特約高度障害年金は支払わず、特約家族生活保障年金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- 8 特約高度障害年金の支払を開始した場合には、被保険者がその高度障害状態に該当した時以後に特約家族生活保障年金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 9 被保険者が高度障害状態に複数該当することとなる場合でも、会社は、特約高度障害年金を重複しては支払いません。
- 10 特約年金が支払われる場合で、特約年金の支払額（主契約の死亡保険金受取人が2人以上であるときは、それぞれの受取人に対応する特約年金の支払額）が会社の定める限度を下まわるときには、第1項から第3項の規定にかかわらず、会社は、未払の特約年金の現価を一時に支払います。この場合、この特約（主契約の死亡保険金受取人が2人以上であるときは、当該受取人に対応する部分とします。）は、特約年金の支払事由の発生時に消滅します。
- 11 主契約の死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人の法定相続人を特約家族生活保障年金の受取人とし、第1項から第3項の規定にかかわらず、会社は、未払の特約年金の現価を一時に支払います。
 - (2) 前号の規定により特約家族生活保障年金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により特約家族生活保障年金の受取人となった者のうち生存している他の特約家族生活保障年金の受取人を特約家族生活保障年金の受取人とします。
 - (3) 前2号の規定により特約家族生活保障年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 - (4) 本項により未払の特約年金の現価が一時に支払われた場合には、この特約（主契約の死亡保険金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。）は、被保険者の死亡時に消滅します。
- 12 特約家族生活保障年金の年金支払開始日以後最後の年金支払日前に、主契約の死亡保険金受取人が死亡したときは、第1項から第3項の規定にかかわらず、会社は、死亡した受取人の法定相続人に、それぞれの相続分に応じて未払の特約年金の現価を一時に支払います。この場

合、この特約（主契約の死亡保険金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。）は、その受取人の死亡時に消滅します。

- 13 特約高度障害年金の年金支払開始日以後最後の年金支払日前に、主契約の高度障害保険金の受取人が死亡したときは、第1項から第3項の規定にかかわらず、会社は、死亡した受取人の法定相続人に、それぞれの相続分に応じて未払の特約年金の現価を一時に支払います。この場合、この特約は、その受取人の死亡時に消滅します。
- 14 免責事由に該当して、特約家族生活保障年金を支払わない場合には、会社は、この特約の保険料積立金を保険契約者に支払い、この特約は消滅します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 15 主契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約家族生活保障年金の一部の受取人であるときには、会社は、特約家族生活保障年金の残額をその他の主契約の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の保険料積立金を保険契約者に支払います。
- 16 被保険者が、戦争その他の変乱によって特約年金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約年金を全額または削減して支払うことがあります。
- 17 この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために特約高度障害年金が支払われないときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害年金を支払います。
- 18 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を原因として、特約高度障害年金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害年金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約高度障害年金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条＜特約年金の分割支払＞

- 1 特約年金の受取人は、会社の定める範囲で、特約年金の分割支払を請求することができます。ただし、特約年金の支払額が会社の定める限度を下まわる場合には、特約年金の分割支払は取り扱いません。
- 2 前項の規定により特約年金を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

第7条＜特約年金の一時支払＞

特約年金の受取人は、年金支払開始日以後最後の年金支払日前に限り、将来の特約年金の支払にかえて、未払の特約年金の現価の一時支払を請求することができます。この場合、この特約は、特約年金の一時支払を行ったときに消滅します。

第8条＜年金証書＞

会社は、第1回の特約年金を支払うときに、年金証書を作成して特約年金の受取人に発行します。

第9条＜特約年金の請求、支払時期および支払場所＞

- 1 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 特約年金の受取人は、特約年金の支払事由が生じたときは、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、特約年金を請求してください。
- 3 年金支払日が到来したときは、その特約年金の受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、特約年金を請求してください。
- 4 特約年金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第10条＜特約の保険料の払込免除＞

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第11条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第12条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第13条＜原特約への復旧＞

- 1 主契約の復旧請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第14条＜特約の保険期間、保険料払込期間の変更＞

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することがあります。
- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前2項の規定によりこの特約の保険期間を短縮する場合で、支払保証期間が短縮後のこの特約の保険期間をこえるときには、第4条＜特約の型および支払保証期間の指定＞第4項の規定にかかわらず、会社の定める範囲で支払保証期間を短縮するものとします。
- 5 第1項から第3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、

主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第15条＜主約款の保険料の自動振替貸付および保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合の取扱＞

- 1 主約款の保険料の自動振替貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。
- 2 主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金があるときはその金額を主契約の解約払戻金額に加えて取り扱います。
- 3 主約款の保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金額は主契約の解約払戻金額に加えません。
- 4 特約年金が支払われる場合で、主約款の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の規定による貸付金があるときには、つぎのとおりとします。
 - (1) 主約款および主契約に付加されているその他の特約の特約条項の規定による貸付金の元利金の差引を行った後に差し引けない残額があるときは、未払の特約年金の現価からそれらの貸付金の元利金を差し引き、この差し引き後の金額をもって特約基準年金額を改めます。
 - (2) 前号の場合、改められた特約基準年金額が会社の定める限度を下まわるときは、会社は、特約年金の支払を行わず、差し引き後の金額を特約年金の受取人に一時に支払います。この場合、この特約は、特約年金の支払事由の発生時に消滅します。

第16条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第17条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の規定を準用します。この場合、特約年金支払開始日以後に重大事由による解除の原因が生じたときには、「解約払戻金」とあるのは「特約年金の一時支払額」とし、特約年金の受取人に支払うものとします。

第18条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、将来に向けてこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第19条＜特約基準年金額の減額＞

- 1 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、将来に向って特約基準年金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約基準年金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により特約基準年金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第20条＜特約の消滅＞

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき。ただし、特約年金が支払われる場合を除きます。
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合には、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主契約の払済保険の保険金額を計算します。

第21条＜特約の払戻金＞

この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第22条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条＜特約の更新＞

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社へに通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限りです。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の型が逓増型のとき
 - (5) この特約の保険期間中に特約年金が支払われたとき
 - (6) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間および支払保証期間は、更新前のこの特約の保険期間および支払保証期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間および支払保証期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間および支払保証期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料の自動振替貸付の規定を準用します。

- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9 第5条<特約年金の支払>、第10条<特約の保険料の払込免除>および第16条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 10 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 11 更新後の特約基準年金額は、更新前の特約基準年金額と同額とします。
- 12 この特約が更新された場合は、第21条<特約の払戻金>を「この特約の解約払戻金および保険料積立金は、更新（更新が2回以上行われた場合は最後の更新）後の経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。」と読み替えます。
- 13 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 14 第2項第6号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第5号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第24条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 契約日の属する保険年度における特約家族生活保障年金の現価
 - (3) 契約日（この特約の復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活日、復旧日または特約の中途付加日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照

会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第25条＜管轄裁判所＞

特約年金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第27条＜主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則＞

（記載省略）

第28条＜疾病入院保険、医療保険〔2005〕に付加する場合の特則＞

（記載省略）

災害死亡割増特約

(平成26年4月1日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡した場合は災害死亡保険金を、不慮の事故または感染症により所定の高度障害状態に該当した場合は災害高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義＞

- 1 この特約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による傷害をいいます。
- 2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。
 - (1) 急激
傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - (2) 偶発
傷害の原因となった事故または傷害の発生がこの特約の被保険者に

として予見できないことをいい、この特約の被保険者の故意にもとづくものは該当しません。

(3) 外来

傷害の原因がこの特約の被保険者の身体の外から作用することを行い、身体の内部的原因によるものは該当しません。

3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

4 この特約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つぎの各号に定めるところによります。

(1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。

(2) この特約の被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。

(3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。

(4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。

(5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。

(6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。

(7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渴は除きます。

(8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

第5条く災害保険金の支払へ

1 災害死亡保険金、災害高度障害保険金（以下、総称して「災害保険金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 災害死亡保険金

災害保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①責任開始期（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②責任開始期以後に発病した別表51に定める感染症（以下、「感染症」といいます。）を直接の原因として死亡したとき
支払額	災害保険金額
受取人	主契約の死亡保険金受取人
支払事由に該当しても災害保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為

由」といいます。)	③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱
-----------	--

(2) 災害高度障害保険金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 ②責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として、高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	災害保険金額
受取人	主契約の高度障害保険金の受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱

- 2 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 3 災害高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡した場合は、災害高度障害保険金は支払わず、災害死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- 4 災害高度障害保険金を支払った場合は、この特約は、その高度障害状態に該当した時にさかのぼって消滅します。
- 5 主契約の死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人で

あるときには、会社は、災害死亡保険金の残額をその他の主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- 6 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって、災害保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、災害保険金を全額または削減して支払うことがあります。
- 7 この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために災害高度障害保険金が支払われないときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（不慮の事故を直接の原因とする場合については、当該不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして災害高度障害保険金を支払います。

第6条＜災害保険金の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の災害保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第7条＜特約の保険料の払込免除＞

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第9条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第10条＜原特約への復旧＞

- 1 主契約の復旧請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第11条＜特約の保険期間、保険料払込期間の変更＞

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することがあります。
- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。

- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第12条＜主約款の保険料の自動振替貸付および保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合の取扱＞

- 1 主約款の保険料の自動振替貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。
- 2 主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金があるときはその金額を主契約の解約払戻金額に加えて取り扱います。
- 3 主約款の保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金額は主契約の解約払戻金額に加えません。

第13条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第14条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第15条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第16条＜災害保険金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、前項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 つぎの各号のいずれかに該当し、災害保険金額が会社の定める限度をこえたときは、災害保険金額を会社の定める限度まで減額します。
 - (1) 主契約の保険金額が減額されたとき
 - (2) 主契約に付加されている定期特約の特約保険金額、逓減定期特約もしくは逓増定期特約の特約基準保険金額または家族生活保障特約の特約基準年金額が減額されたとき
 - (3) 前号に定める特約が消滅したとき
- 4 本条の規定により災害保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第17条＜特約の消滅＞

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、主契約の死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当したときを除き、会

社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、主契約が死亡保険金の支払の免責事由に該当し、保険料積立金が支払われる場合には、会社は、この特約の保険料積立金があるときは、これを保険契約者に支払います。

- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合には、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主契約の払済保険の保険金額を計算します。

第18条<特約の払戻金>

- 1 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および保険料積立金はありません。
- 2 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なる場合、この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第19条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条<特約の更新>

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限りです。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料の自動振替貸付の規定を準用します。
- 6 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 7 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会

社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

- 8 第5条<災害保険金の支払>、第7条<特約の保険料の払込免除>および第13条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 9 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 10 更新後の災害保険金額は、更新前の災害保険金額と同額とします。
- 11 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 12 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第21条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（この特約の復活または復旧が行われた場合は、最後の復活日または復旧日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の

- 請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第24条＜中途付加する場合の特則＞の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合には、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金のある特約および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加日から5年間（中途付加日において被保険者が満15歳未満の場合は、中途付加日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第22条＜管轄裁判所＞

災害保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第24条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
- (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
- ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日
- (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
- (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

- (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時を責任開始期とします。
- (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に災害保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
- (3) この特約の保険料は、付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- (4) 前号の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第25条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>
(記載省略)

第26条<終身介護年金保険〔総合型〕、終身介護年金保険〔痴ほう型〕、介護年金定期保険〔総合型〕に付加する場合の特則>
(記載省略)

第27条<新医療保険に付加する場合の特則>
(記載省略)

第28条<疾病入院保険、医療保険〔2005〕に付加する場合の特則>
(記載省略)

第29条<家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕に付加する場合の特則>
(記載省略)

傷害特約

(平成26年4月1日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡した場合は災害死亡保険金を、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当した場合は障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未經過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義＞

- 1 この特約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による傷害をいいます。
- 2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。
 - (1) 急激
傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - (2) 偶発
傷害の原因となった事故または傷害の発生がこの特約の被保険者に

として予見できないことをいい、この特約の被保険者の故意にもとづくものは該当しません。

(3) 外来

傷害の原因がこの特約の被保険者の身体の外から作用することを行い、身体の内部的原因によるものは該当しません。

3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

4 この特約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つぎの各号に定めるところによります。

(1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。

(2) この特約の被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。

(3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。

(4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。

(5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。

(6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。

(7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渴は除きます。

(8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

第5条く特約保険金の支払く

1 災害死亡保険金、障害給付金（以下、総称して「特約保険金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 災害死亡保険金

特約保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①責任開始期（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②責任開始期以後に発病した別表51に定める感染症を直接の原因として死亡したとき
支払額	災害保険金額
受取人	主契約の死亡保険金受取人
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故

す。)	④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱
-----	--

(2) 障害給付金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間中に、別表7に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当したとき
支払額	災害保険金額にその身体障害状態が該当する種目に対応する別表7に定める給付割合を乗じて得た金額
受取人	主契約の高度障害保険金の受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱

- 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について、つぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害保険金額から差し引きます。
 - 災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 - 災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 主契約の死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、災害死亡保険金の残額をその他の主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって、特約保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保

険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金を全額または削減して支払うことがあります。

- 7 この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日において、身体障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために障害給付金が支払われないうときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（当該不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、この特約の保険期間満了の日に身体障害状態に該当したものとみなして障害給付金を支払います。

第6条＜障害給付金の支払限度＞

障害給付金の支払は、この特約の保険期間を通じ、その給付割合を通算して100%をもって限度とします。

第7条＜特約保険金の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の特約保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第8条＜特約の保険料の払込免除＞

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第9条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第10条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第11条＜原特約への復旧＞

- 1 主契約の復旧請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第12条＜特約の保険期間、保険料払込期間の変更＞

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することがあります。
- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の

保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第13条く主約款の保険料の自動振替貸付および保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合の取扱＞

- 1 主約款の保険料の自動振替貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。
- 2 主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金があるときはその金額を主契約の解約払戻金額に加えて取り扱います。
- 3 主約款の保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金額は主契約の解約払戻金額に加えません。

第14条く告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第15条く重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第16条く特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第17条く災害保険金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向って災害保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、前項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 つぎの各号のいずれかに該当し、災害保険金額が会社の定める限度をこえたときは、災害保険金額を会社の定める限度まで減額します。
 - (1) 主契約の保険金額が減額されたとき
 - (2) 主契約に付加されている定期特約の特約保険金額、逡減定期特約もしくは逡増定期特約の特約基準保険金額または家族生活保障特約の特約基準年金額が減額されたとき
 - (3) 前号に定める特約が消滅したとき
- 4 本条の規定により災害保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第18条く特約の消滅＞

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、主契約の死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当したときを除き、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払

います。ただし、主契約が死亡保険金の支払の免責事由に該当し、保険料積立金が支払われる場合には、会社は、この特約の保険料積立金があるときは、これを保険契約者に支払います。

- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合には、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主契約の払済保険の保険金額を計算します。

第19条<特約の払戻金>

- 1 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および保険料積立金はありません。
- 2 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なる場合、この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第20条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第21条<特約の更新>

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとし、
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料の自動振替貸付の規定を準用します。
- 6 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 7 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの

特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

- 8 第5条<特約保険金の支払>、第6条<障害給付金の支払限度>、第8条<特約の保険料の払込免除>および第14条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 9 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 10 更新後の災害保険金額は、更新前の災害保険金額と同額とします。
- 11 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 12 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第22条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（この特約の復活または復旧が行われた場合は、最後の復活日または復旧日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の

請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第25条＜中途付加する場合の特則＞の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合には、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金のある特約および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加日から5年間（中途付加日において被保険者が満15歳未満の場合は、中途付加日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第23条＜管轄裁判所＞

特約保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第25条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日
 - (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
 - (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

- (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時から前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時を責任開始期とします。
 - (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
 - (3) この特約の保険料は、付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
 - (4) 前号の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
 - (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第26条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>
 （記載省略）

第27条<終身介護年金保険〔総合型〕、終身介護年金保険〔痴ほう型〕、介護年金定期保険〔総合型〕、に付加する場合の特則>
 （記載省略）

第28条<新医療保険に付加する場合の特則>
 （記載省略）

第29条<疾病入院保険、医療保険〔2005〕に付加する場合の特則>
 （記載省略）

第30条<家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕に付加する場合の特則>
 （記載省略）

疾病特約

(平成28年3月22日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が疾病により所定の入院、手術、通院をした場合に疾病入院給付金、疾病入院初期給付金、疾病手術給付金、疾病通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜特約給付金額および支払限度日数の指定＞

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、疾病入院給付金日額、疾病入院初期給付金額、基準疾病手術給付金額、疾病通院給付金日額（以下、総称して「特約給付金額」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
- 2 保険契約者は、この特約の締結の際、1回の入院についての支払限度の日数（以下、「支払限度日数」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
- 3 前項において指定された支払限度日数は、変更することができません。

第5条く特約給付金の支払へ

1 疾病入院給付金、疾病入院初期給付金、疾病手術給付金、疾病通院給付金（以下、総称して「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 疾病入院給付金

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす入院をしたとき ①責任開始期（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院 ②治療を目的とする入院 ③別表21-2に定める病院または診療所における別表22-2に定める入院 ④入院日数が継続して5日以上入院
支払額	入院1回につき、「疾病入院給付金日額（入院中に疾病入院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の疾病入院給付金日額とします。）」×「入院日数－入院開始日からその日を含めての4日」
受取人	被保険者
支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱

(2) 疾病入院初期給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中に疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき
支払額	疾病入院初期給付金額
受取人	被保険者

(3) 疾病手術給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす手術を受けたとき ①責任開始期以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする手術 (7) 疾病 (4) 主約款に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害（その事故の日
------	--

	からその日を含めて180日を経過した後に手術を受けた場合に限ります。) (ウ) 不慮の事故以外の外因による傷害 ②治療を直接の目的とする手術 ③別表21-2に定める病院または診療所における手術 ④別表26-3に定めるいずれかの手術
支払額	基準疾病手術給付金額×別表26-3に定める給付倍率
受取人	被保険者
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱

(4) 疾病通院給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてに該当したとき ①疾病入院給付金が支払われる入院をしていること ②つぎのすべてを満たす通院をしていること (ア) 上記①の入院の直接の原因となった疾病の治療を直接の目的とする通院 (イ) 上記①の入院の退院日の翌日以後180日以内の期間（以下、「通院期間」といいます。）に行われた通院 (ウ) 別表21-2に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）への通院 (エ) 別表23-2に定める通院
支払額	通院1日あたり、疾病通院給付金日額（通院期間中に疾病通院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の疾病通院給付金日額とします。）
受取人	被保険者
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

	⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱
--	--

- 2 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- 3 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の高度障害保険金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 4 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 5 特約給付金の受取人は第3項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 6 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める特約給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条く疾病入院給付金の支払に関する補則>

- 1 つぎの各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして前条第1項の規定を適用します。
 - (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因とする入院
 - (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - (3) 責任開始期以後に開始した別表52に定める異常分娩（以下、「異常分娩」といいます。）のための入院
- 2 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故による傷害、不慮の事故以外の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなして前条第1項の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後

に開始した入院については、新たな入院とみなします。

- 3 被保険者が疾病を直接の原因とする入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- 4 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、前入院の退院日からその日を含めて7日以内に転入院または再入院したときには、継続した1回の入院とみなして前条第1項の規定を適用します。
- 5 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を原因として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして、前条第1項の規定を適用します。
- 6 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中につぎの各号のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき

第7条＜疾病入院給付金の支払限度＞

疾病入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 1回の入院についての支払日数（疾病入院給付金を支払う日数。以下、本条において同じ。）は、第4条＜特約給付金額および支払限度日数の指定＞第2項において指定された支払限度日数をもって限度とします。
- (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して1,095日とします。

第8条＜疾病入院初期給付金の支払に関する補則＞

疾病入院初期給付金の支払は、1回の入院につき1回を限度とします。

第9条＜疾病手術給付金の支払に関する補則＞

- 1 被保険者が時期を同じくして手術を2種類以上受けた場合には、第5条＜特約給付金の支払＞第1項の規定にかかわらず、会社は、別表26-3に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ疾病手術給付金を支払います。
- 2 第6条＜疾病入院給付金の支払に関する補則＞第5項の規定は、疾病手術給付金の支払の場合に準用します。

第10条＜疾病通院給付金の支払に関する補則＞

- 1 被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、疾病通院給付金は重複して支払いません。
 - (1) 同一の日に2回以上通院をしたとき
 - (2) 2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 2 被保険者が2回以上入院した場合で、第6条＜疾病入院給付金の支払に関する補則＞第2項の規定により1回の入院とみなされるときには、その入院の退院後の通院については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 最終の入院（疾病入院給付金の支払日数が第4条＜特約給付金額および支払限度日数の指定＞第2項において指定された1回の入院

についての支払限度日数をこえる場合には、その支払限度日数をこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。）の退院日の翌日を第5条＜特約給付金の支払＞第1項第4号に定める通院期間の起算日とします。

- (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院開始日前における通院については、通院期間中の通院とみなします。
- 3 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、それぞれの疾病について入院の必要があるときには、その併発した疾病の治療を目的とする通院を第5条＜特約給付金の支払＞第1項第4号の疾病通院給付金の支払事由の②(7)に定める通院に含めます。
- 4 被保険者が疾病入院給付金が支払われる日に疾病通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第5条＜特約給付金の支払＞第1項の規定にかかわらず、疾病通院給付金は支払いません。
- 5 被保険者がつぎの各号のいずれかの事由が生じた時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その通院を、この特約の有効中の通院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき
- 6 疾病通院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 1回の入院の退院後の通院についての支払日数（疾病通院給付金を支払う日数。以下、本項において同じ。）は、30日をもって限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して1,000日とします。

第11条＜特約給付金の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第12条＜特約の保険料の払込免除＞

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第13条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第14条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第15条＜原特約への復旧＞

- 1 主契約の復旧請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第16条＜特約の保険期間、保険料払込期間の変更＞

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することがあります。
- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第17条＜主約款の保険料の自動振替貸付および保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合の取扱＞

- 1 主約款の保険料の自動振替貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。
- 2 主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金があるときはその金額を主契約の解約払戻金額に加えて取り扱います。
- 3 主約款の保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金額は主契約の解約払戻金額に加えません。

第18条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第19条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第20条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第21条＜特約給付金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向って特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 前項の規定により特約給付金額の減額が行われた場合で、疾病入院給付金日額、疾病入院初期給付金額、基準疾病手術給付金額および疾病通院給付金日額の全部または一部が会社の定める限度をこえたときには、疾病入院給付金日額、疾病入院初期給付金額、基準疾病手術給付金額および疾病通院給付金日額の全部または一部を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を

会社に提出してください。

- 4 本条の規定により特約給付金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第22条＜特約の消滅＞

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、主契約の死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当したときを除き、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、主契約が死亡保険金の支払の免責事由に該当し、保険料積立金が支払われる場合には、会社は、この特約の保険料積立金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合には、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主契約の払済保険の保険金額を計算します。

第23条＜特約の払戻金＞

この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第24条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第25条＜特約の更新＞

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) 更新前のこの特約に、第29条＜特別条件特則＞の規定による特別条件特則が付加されているとき。ただし、この特約の保険期間満了の日の前日までに特別条件特則に定める不担保期間が満了している場合を除きます。
 - (5) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期

間を変更して更新することがあります。

- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- 6 更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料の自動振替貸付の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしめます。
- 8 第5条<特約給付金の支払>、第6条<疾病入院給付金の支払に関する補則>、第7条<疾病入院給付金の支払限度>、第8条<疾病入院初期給付金の支払に関する補則>、第9条<疾病手術給付金の支払に関する補則>、第10条<疾病通院給付金の支払に関する補則>、第12条<特約の保険料の払込免除>、第18条<告知義務および告知義務違反による解除>および第34条<災害特約とあわせて主契約に付加している場合の特則>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 9 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 10 更新後の特約給付金額は、更新前の特約給付金額と同額とします。
- 11 この特約が更新された場合は、第23条<特約の払戻金>を「この特約の解約払戻金および保険料積立金は、更新（更新が2回以上行われた場合は最後の更新）後の経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。」と読み替えます。
- 12 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 13 第2項第5号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第4号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第26条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（この特約の復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活日、復旧日または特約の中途付加日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以

下、「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約(入院給付金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。)の申込(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約の承諾(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第27条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第29条<特別条件特則>

- 1 この特約の締結、復活または復旧の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、特定疾病・部位不担保法による特別条件特則を、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 別表24に定める特定疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。以下同じ。)または別表25に定める特定部位のうち、会社が指定した特定疾病または特定部位に生じた疾病を直接の原因とし、その治療を目的として会社の定める不担保期間中に特約給付金の支払事由が生じたときは、第5条<特約給付金の支払>第1項の

規定にかかわらず、会社は、特約給付金を支払いません。ただし、不慮の事故および不慮の事故以外の外因ならびに別表51に定める感染症によって特約給付金の支払事由が生じたときは、この限りではありません。また、被保険者が不担保期間の満了の日を含んで継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間の満了の日の翌日を、入院を開始した日として取り扱います。

- (2) 本特則は、不担保期間の満了の日の翌日から効力を失います。
- (3) 本特則のみの解約はできません。

第30条＜短期入院追加特則＞

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第5条＜特約給付金の支払＞第1項第1号の疾病入院給付金の支払事由の④中、「入院日数が継続して5日以上入院」とあるのを「1日以上入院」と読み替えます。
 - (2) 第5条＜特約給付金の支払＞第1項第1号の疾病入院給付金の支払額中、「入院日数－入院開始日からその日を含めての4日」とあるのを「入院日数」と読み替えます。
 - (3) 第5条＜特約給付金の支払＞第1項第2号の疾病入院初期給付金の支払事由を、つぎのとおり読み替えます。

被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす入院をしたとき

- ①疾病入院給付金が支払われる入院
- ②上記①の入院日数が継続して5日以上入院

- (4) 第5条＜特約給付金の支払＞第1項第4号の疾病通院給付金の支払事由の①を、つぎのとおり読み替えます。

①つぎのすべてを満たす入院をしていること

- (ア) 疾病入院給付金が支払われる入院
- (イ) 上記(ア)の入院日数が継続して5日以上入院

- (5) 第7条＜疾病入院給付金の支払限度＞第1号中、「支払限度日数をもって限度とします。」とあるのを「支払限度日数に4日を加算して得た日数をもって限度とします。」と読み替えます。

第31条＜疾病手術給付金不担保特則＞

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第4条＜特約給付金額および支払限度日数の指定＞第1項の規定にかかわらず、基準疾病手術給付金額の指定は要しません。
 - (2) 第5条＜特約給付金の支払＞に定める疾病手術給付金はありません。
 - (3) 第22条＜特約の消滅＞第1項に定めるほか、疾病入院給付金が第7条＜疾病入院給付金の支払限度＞第2号に定める通算支払限度に達したときに、この特約は同時に消滅します。
 - (4) 本特則のみの解約はできません。

第32条＜疾病通院給付金不担保特則＞

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。

- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第4条<特約給付金額および支払限度日数の指定>第1項の規定にかかわらず、疾病通院給付金日額の指定は要しません。
 - (2) 第5条<特約給付金の支払>に定める疾病通院給付金はありません。
 - (3) 本特則のみの解約はできません。

第33条<低解約払戻金特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者がつぎのいずれかの方法を会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、この特約の保険期間が年満期で定めてある場合には、第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法は取り扱いません。
 - (1) 低解約払戻金割合を指定する方法
 - (2) 解約払戻金を0と指定する方法
- 2 前項第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法で本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、低解約払戻金割合(1よりも小さい割合とします。)を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) この特約の解約払戻金は、第23条<特約の払戻金>の規定にかかわらず、第23条<特約の払戻金>の規定により計算した解約払戻金に、前号において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。
 - (3) 第1号において指定された低解約払戻金割合は、変更することができません。
- 3 第1項第2号に定める解約払戻金を0と指定する方法で本特則を付加した場合には、第23条<特約の払戻金>の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。
- 4 本特則のみの解約はできません。

第34条<災害特約とあわせて主契約に付加している場合の特則>

この特約を災害特約とあわせて主契約に付加している場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 疾病入院給付金の支払事由と災害特約の災害入院給付金(以下、本条において「災害入院給付金」といいます。)の支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、疾病入院給付金は支払いません。
- (2) 災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合で、災害入院給付金が支払われる期間が終了したときには、疾病入院給付金の支払額は、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に、疾病入院給付金日額を乗じて得た金額とします。
- (3) 前号の場合、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、疾病入院初期給付金は支払いません。
- (4) 被保険者が時期を同じくして手術を2種類以上受けた場合で、災害特約の災害手術給付金が支払われるときには、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、疾病手術給付金は支払いません。
- (5) 被保険者がつぎのいずれかに該当する日に疾病通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、疾病通院給付金は支払いません。

- ①災害入院給付金が支払われる日
- ②災害特約の災害通院給付金が支払われる日
- (6) 災害特約に短期入院追加特約が付加されている場合で、この特約に短期入院追加特約が付加されていないときには、第2号を、つぎのとおり読み替えます。

(2) 災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合で、災害入院給付金が支払われる期間が終了したときには、疾病入院給付金の支払額は、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

- ①災害入院給付金が支払われる入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に災害入院給付金が支払われる期間が終了したとき

災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に、疾病入院給付金日額を乗じて得た金額

- ②災害入院給付金が支払われる入院を開始した日からその日を含めて4日以内に災害入院給付金が支払われる期間が終了したとき

災害入院給付金が支払われる入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に、疾病入院給付金日額を乗じて得た金額

第35条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特約> (記載省略)

第36条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

- (1) 治療を目的とする入院
「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。
- (2) 治療を直接の目的とする手術
「治療を直接の目的とする手術」には、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検・腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。
- (3) 治療を直接の目的とする通院
「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。
- (4) 薬物依存
「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11. 2、F12. 2、F13. 2、F14. 2、F15. 2、F16. 2、F18. 2、F19. 2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
- (5) 医学上重要な関係
「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患の関係をいいます。

災害特約

(平成26年9月22日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が不慮の事故による傷害により所定の入院、手術、通院をした場合に災害入院給付金、災害入院初期給付金、災害手術給付金、災害通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜特約給付金額および支払限度日数の指定＞

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、災害入院給付金日額、災害入院初期給付金額、基準災害手術給付金額、災害通院給付金日額（以下、総称して「特約給付金額」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
- 2 保険契約者は、この特約の締結の際、同一の不慮の事故による入院についての支払限度の日数（以下、「支払限度日数」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
- 3 前項において指定された支払限度日数は、変更することができません。

第5条く特約給付金の支払く

1 災害入院給付金、災害入院初期給付金、災害手術給付金、災害通院給付金（以下、総称して「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 災害入院給付金

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす入院をしたとき ①責任開始期（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した主約款に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）を直接の原因とする入院 ②不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院 ③上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ④別表21-2に定める病院または診療所における別表22-2に定める入院 ⑤入院日数が継続して5日以上入院
支払額	同一の不慮の事故による入院1回につき、「災害入院給付金日額（入院中に災害入院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の災害入院給付金日額とします。）」×「入院日数－入院開始日からその日を含めての4日」
受取人	被保険者
支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦原因のいかに問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱

(2) 災害入院初期給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中に災害入院給付金が支払われる入院をしたとき
支払額	災害入院初期給付金額
受取人	被保険者

(3) 災害手術給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす手術を受けたとき
------	-------------------------------------

	①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする手術 ②不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする手術 ③上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 ④別表21-2に定める病院または診療所における手術 ⑤別表26-3に定めるいずれかの手術
支払額	基準災害手術給付金額×別表26-3に定める給付倍率
受取人	被保険者
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱

(4) 災害通院給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてに該当したとき ①災害入院給付金が支払われる入院をしていること ②つぎのすべてを満たす通院をしていること (ア) 上記①の入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする通院 (イ) 上記①の入院の退院日の翌日以後180日以内の期間（以下、「通院期間」といいます。）に行われた通院 (ウ) 別表21-2に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みません。）への通院 (エ) 別表23-2に定める通院
支払額	通院1日あたり、災害通院給付金日額（通院期間中に災害通院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の災害通院給付金日額とします。）
受取人	被保険者
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故

- | | |
|--|---|
| | ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑦原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
⑧地震、噴火または津波
⑨戦争その他の変乱 |
|--|---|

- 2 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- 3 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の高度障害保険金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 4 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 5 特約給付金の受取人は第3項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第6条く災害入院給付金の支払に関する補則＞

- 1 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして前条第1項の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- 2 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下、「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下、「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、前条第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じて得た金額とします。
- 3 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、前入院の退院日からその日を含めて7日以内に転入院または再入院したときには、継続した1回の入院とみなして前条第1項の規定を適用します。
- 4 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中につきの各号のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき

第7条＜災害入院給付金の支払限度＞

災害入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 同一の不慮の事故による入院についての支払日数（災害入院給付金を支払う日数。以下、本条において同じ。）は、第4条＜特約給付金額および支払限度日数の指定＞第2項において指定された支払限度日数をもって限度とします。
- (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して1,095日とします。

第8条＜災害入院初期給付金の支払に関する補則＞

- 1 災害入院初期給付金の支払は、同一の不慮の事故による入院につき1回を限度とします。
- 2 第6条＜災害入院給付金の支払に関する補則＞第2項の場合、異なる不慮の事故に対する災害入院初期給付金は支払いません。

第9条＜災害手術給付金の支払に関する補則＞

被保険者が時期を同じくして手術を2種類以上受けた場合には、第5条＜特約給付金の支払＞第1項の規定にかかわらず、会社は、別表26-3に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ災害手術給付金を支払います。

第10条＜災害通院給付金の支払に関する補則＞

- 1 被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、災害通院給付金は重複して支払いません。
 - (1) 同一の日に2回以上通院をしたとき
 - (2) 2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 2 被保険者が2回以上入院した場合で、第6条＜災害入院給付金の支払に関する補則＞第1項の規定により1回の入院とみなされるときには、その入院の退院後の通院については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 最終の入院（災害入院給付金の支払日数が第4条＜特約給付金額および支払限度日数の指定＞第2項において指定された同一の不慮の事故による入院についての支払限度日数をこえる場合には、その支払限度日数をこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。）の退院日の翌日を第5条＜特約給付金の支払＞第1項第4号に定める通院期間の起算日とします。
 - (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院開始日前における通院については、通院期間中の通院とみなします。
- 3 被保険者が主たる不慮の事故による入院を開始した時に異なる不慮の事故による傷害を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害を併発した場合で、それぞれの傷害について入院の必要があるときには、その併発した傷害の治療を目的とする通院を、主たる不慮の事故による傷害の治療を目的とする通院とみなして取り扱います。
- 4 被保険者が災害入院給付金が支払われる日に災害通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第5条＜特約給付金の支払＞第1項の規定にかかわらず、災害通院給付金は支払いません。
- 5 被保険者がつぎの各号のいずれかの事由が生じた時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その通院を、この特約の有効中の通院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき
- 6 災害通院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 同一の不慮の事故による入院の退院後の通院についての支払日数（災害通院給付金を支払う日数。以下、本項において同じ。）は、30日をもって限度とします。
- (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して1,000日とします。

第11条＜特約給付金の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第12条＜特約の保険料の払込免除＞

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第13条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第14条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第15条＜原特約への復旧＞

- 1 主契約の復旧請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第16条＜特約の保険期間、保険料払込期間の変更＞

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することがあります。
- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第17条＜主約款の保険料の自動振替貸付および保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合の取扱＞

- 1 主約款の保険料の自動振替貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。
- 2 主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金があるときはその金額を主契約の解約払戻金額に加えて取

り扱います。

- 3 主約款の保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金額は主契約の解約払戻金額に加えません。

第18条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第19条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第20条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第21条＜特約給付金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 前項の規定により特約給付金額の減額が行われた場合で、災害入院給付金日額、災害入院初期給付金額、基準災害手術給付金額および災害通院給付金日額の全部または一部が会社の定める限度をこえたときには、災害入院給付金日額、災害入院初期給付金額、基準災害手術給付金額および災害通院給付金日額の全部または一部を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の規定により特約給付金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第22条＜特約の消滅＞

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、主契約の死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当したときを除き、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、主契約が死亡保険金の支払の免責事由に該当し、保険料積立金が支払われる場合には、会社は、この特約の保険料積立金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合には、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主契約の払済保険の保険金額を計算します。

第23条＜特約の払戻金＞

- 1 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および保険料積立金はありません。

- 2 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なる場合、この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第24条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第25条＜特約の更新＞

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料の自動振替貸付の規定を準用します。
- 6 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 7 第5条＜特約給付金の支払＞、第6条＜災害入院給付金の支払に関する補則＞、第7条＜災害入院給付金の支払限度＞、第8条＜災害入院初期給付金の支払に関する補則＞、第10条＜災害通院給付金の支払に関する補則＞、第12条＜特約の保険料の払込免除＞、第18条＜告知義務および告知義務違反による解除＞および第33条＜疾病特約とあわせて主契約に付加している場合の特則＞の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 8 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 9 更新後の特約給付金額は、更新前の特約給付金額と同額とします。
- 10 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 11 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第

1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第7項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第26条＜契約内容の登録＞

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（この特約の復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活日、復旧日または特約の中途付加日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約（入院給付金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約

とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第27条＜管轄裁判所＞

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第29条＜短期入院追加特則＞

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第5条＜特約給付金の支払＞第1項第1号の災害入院給付金の支払事由の⑤中、「入院日数が継続して5日以上入院」とあるのを「1日以上入院」と読み替えます。
- (2) 第5条＜特約給付金の支払＞第1項第1号の災害入院給付金の支払額中、「入院日数－入院開始日からその日を含めての4日」とあるのを「入院日数」と読み替えます。
- (3) 第5条＜特約給付金の支払＞第1項第2号の災害入院初期給付金の支払事由を、つぎのとおり読み替えます。

被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす入院をしたとき

- ①災害入院給付金が支払われる入院
- ②上記①の入院日数が継続して5日以上入院

- (4) 第5条＜特約給付金の支払＞第1項第4号の災害通院給付金の支払事由の①を、つぎのとおり読み替えます。

①つぎのすべてを満たす入院をしていること

- (7)災害入院給付金が支払われる入院
- (1)上記(7)の入院日数が継続して5日以上入院

- (5) 第7条＜災害入院給付金の支払限度＞第1号中、「支払限度日数をもって限度とします。」とあるのを「支払限度日数に4日を加算して得た日数をもって限度とします。」と読み替えます。

- (6) 第33条＜疾病特約とあわせて主契約に付加している場合の特則＞第1号を、つぎのとおり読み替えます。

(1) 疾病特約の疾病入院給付金（以下、本条において「疾病入院給付金」といいます。）が支払われる入院中に、不慮の事故による傷害の治療を開始した場合には、災害入院給付金の支払額は、第5条＜特約給付金の支払＞第1項の規定にかかわらず、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に、災害入院給付金日額を乗じて得た金額とします。

第30条＜災害手術給付金不担保特則＞

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第4条＜特約給付金額および支払限度日数の指定＞第1項の規定

にかかわらず、基準災害手術給付金額の指定は要しません。

- (2) 第5条<特約給付金の支払>に定める災害手術給付金はありません。
- (3) 第22条<特約の消滅>第1項に定めるほか、災害入院給付金が第7条<災害入院給付金の支払限度>第2号に定める通算支払限度に達したときに、この特約は同時に消滅します。
- (4) 本特則のみの解約はできません。

第31条<災害通院給付金不担保特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第4条<特約給付金額および支払限度日数の指定>第1項の規定にかかわらず、災害通院給付金日額の指定は要しません。
 - (2) 第5条<特約給付金の支払>に定める災害通院給付金はありません。
 - (3) 本特則のみの解約はできません。

第32条<低解約払戻金特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者がつぎのいずれかの方法を会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合には、本特則の付加は取り扱いません。
 - (1) 低解約払戻金割合を指定する方法
 - (2) 解約払戻金を0と指定する方法
- 2 前項第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法で本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、低解約払戻金割合（1よりも小さい割合とします。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) この特約の解約払戻金は、第23条<特約の払戻金>第2項の規定にかかわらず、第23条<特約の払戻金>第2項の規定により計算した解約払戻金に、前号において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。
 - (3) 第1号において指定された低解約払戻金割合は、変更することができません。
- 3 第1項第2号に定める解約払戻金を0と指定する方法で本特則を付加した場合には、第23条<特約の払戻金>第2項の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。
- 4 本特則のみの解約はできません。

第33条<疾病特約とあわせて主契約に付加している場合の特則>

この特約を疾病特約とあわせて主契約に付加している場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 疾病特約の疾病入院給付金（以下、本条において「疾病入院給付金」といいます。）が支払われる入院中に、不慮の事故による傷害の治療を開始した場合には、災害入院給付金の支払額は、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - ① 疾病を直接の原因とする入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に不慮の事故による傷害の治療を開始したとき
不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入

院日数に、災害入院給付金日額を乗じて得た金額

- ② 疾病を直接の原因とする入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したとき
疾病を直接の原因とする入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に、災害入院給付金日額を乗じて得た金額
- (2) 前号の場合、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、災害入院初期給付金は支払いません。
- (3) 被保険者が災害入院給付金が支払われる入院を開始した時に疾病を併発していた場合、またはその入院中に疾病を併発した場合（当該疾病について入院の必要がある場合に限りです。）で、疾病入院給付金が支払われないときには、当該疾病の治療を目的とする通院を、第5条<特約給付金の支払>第1項第4号の災害通院給付金の支払事由の②(7)に定める通院に含めます。
- (4) 被保険者が疾病入院給付金が支払われる日に災害通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、災害通院給付金は支払いません。

第34条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則> (記載省略)

第35条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

- (1) 治療を目的とする入院
「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置などのための入院は該当しません。
- (2) 治療を直接の目的とする手術
「治療を直接の目的とする手術」には、美容整形上の手術などは該当しません。
- (3) 治療を直接の目的とする通院
「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。

がん特約

(平成28年3月22日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者ががんまたは上皮内新生物と診断確定された場合に診断給付金を、その治療を受けることを直接の目的として入院、手術、通院をした場合に入院給付金、手術給付金、通院給付金を、がんの診断または治療を目的として所定の高度先進医療を受けた場合にがん高度先進医療給付金を、がんの特定の治療を目的として所定の通院をした場合に特定治療通院給付金を、がんを直接の原因として余命6か月以内と判断され在宅緩和ケアを受けた場合に緩和ケア給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および保険期間の始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の保険期間の始期は、主契約の責任開始期とします。

第2条＜特約の責任開始＞

この特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日（以下、「責任開始日」といいます。）とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の保険期間の始期からこの特約上の責任を負います。

第3条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第4条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（本特約を通じて「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第5条＜がん、上皮内新生物の定義および診断確定＞

- 1 この特約において「がん」とは、別表27に定める悪性新生物をいいます。
- 2 この特約において「上皮内新生物」とは、別表28に定める上皮内新生物をいいます。
- 3 がんおよび上皮内新生物の診断確定は、日本の医師の資格を持つ者（日本の医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師を含みます。以下、「医師」といいます。）によって、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によりなされたものでなければなりません。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合には、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときに限り、その診断確定も認めます。

第6条＜在宅緩和ケアの定義＞

この特約において「在宅緩和ケア」とは、つぎのすべてに該当するものをいいます。

- (1) 余命6か月以内と判断されるがん罹患している者に対して、がんから生じる各種の症状を緩和することを目的として提供される医療
- (2) 医師の計画的な医学管理のもとで、在宅において総合的に提供される医療

第7条＜特約の給付の種類、特約給付金および特約給付金額の指定＞

- 1 この特約の給付の種類は、つぎのとおりとします。
 - (1) がん診断給付金および上皮内新生物診断給付金
 - (2) 入院給付金
 - (3) 手術給付金
 - (4) がん高度先進医療給付金
 - (5) 通院給付金
 - (6) 特定治療通院給付金
 - (7) 在宅緩和ケア初期給付金および在宅緩和ケア給付金
 （以下、「がん診断給付金」と「上皮内新生物診断給付金」をあわせて「診断給付金」と、「在宅緩和ケア初期給付金」と「在宅緩和ケア給付金」をあわせて「緩和ケア給付金」といい、「診断給付金」、「入院給付金」、「手術給付金」、「がん高度先進医療給付金」、「通院給付金」、「特定治療通院給付金」、「緩和ケア給付金」を総称して「特約給付金」といいます。）
- 2 保険契約者は、この特約の締結の際、前項第1号から第7号の全部または一部のうち、会社の定める範囲でこの特約において支払う特約給付金を指定してください。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、入院給付金を必ず指定することを要します。
 - (2) 特定治療通院給付金を指定した保険契約者は、通院給付金を必ず指定することを要します。
- 3 前項において診断給付金を指定した保険契約者は、この特約の締結の際、倍額保障満了年齢および診断給付割合を、会社所定の範囲内で指定してください。ただし、第29条＜同額保障特則＞の規定による同額保障特則を付加する場合には、倍額保障満了年齢の指定は要しません。
- 4 第2項において手術給付金を指定した保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定めるところにより給付倍率の型を指定してください。
- 5 前3項において指定された特約給付金、倍額保障満了年齢、診断給付割合および給付倍率の型は、変更することができません。
- 6 第8条＜特約給付金の支払＞の規定にかかわらず、第2項において

指定されなかった特約給付金の支払はありません。

- 7 保険契約者は、この特約の締結の際、第2項において指定した特約給付金により、基準診断給付金額、入院給付金日額、基準手術給付金額、基準給付金額、通院給付金日額、特定治療通院給付金日額、緩和ケア給付金日額（以下、総称して「特約給付金額」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。

特約給付金	特約給付金額
診断給付金	基準診断給付金額
入院給付金	入院給付金日額
手術給付金	基準手術給付金額
がん高度先進医療給付金	基準給付金額
通院給付金	通院給付金日額
特定治療通院給付金	特定治療通院給付金日額
緩和ケア給付金	緩和ケア給付金日額

第8条く特約給付金の支払

- 1 特約給付金の支払は、つぎのとおりとします。

(1) がん診断給付金

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、責任開始日（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際のこの特約の責任開始の時。以下、本項において同じ。）以後のこの特約の保険期間中にがんと診断確定されたとき
支払額	第2項に定める金額
受取人	被保険者

(2) 上皮内新生物診断給付金

支払事由	被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中に上皮内新生物と診断確定されたとき
支払額	第3項に定める金額
受取人	被保険者

(3) 入院給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす入院をしたとき ①責任開始日以後に診断確定されたがんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的とする入院 ②別表21-1に定める病院または診療所における別表22-1に定める入院
支払額	「入院給付金日額（入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の入院給付金日額とします。）」×「入院日数（がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的とした入院日数とします。以下、本項において同じ。）」

受取人	被保険者
-----	------

(4) 手術給付金

支払事由	被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中につきのすべてを満たす手術を受けたとき ①責任開始日以後に診断確定されたがんまたは上皮内新生物を直接の原因とする手術 ②治療を直接の目的とする手術 ③別表21-1に定める病院または診療所における手術 ④別表26-1に定めるいずれかの手術
支払額	基準手術給付金額×別表26-1に定める給付倍率
受取人	被保険者

(5) がん高度先進医療給付金

支払事由	被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中につきのすべてを満たす療養を受けたとき ①責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とする療養 ②別表29に定める高度先進医療による療養 ③別表30に定める法律にもとづく保険医療機関で受けた療養（当該療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する保険医療機関で行われるものに限ります。）
支払額	基準給付金額×別表31に定める給付倍率
受取人	被保険者

(6) 通院給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてに該当したとき ①つぎの(ア)および(イ)のすべてを満たす入院をしていること (ア)入院給付金が支払われる入院 (イ)上記(ア)の入院日数が継続して5日以上入院 ②つぎの(ア)から(イ)のすべてを満たす通院をしていること (ア)上記①の入院の直接の原因となったがんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的とする通院 (イ)上記①の入院の退院日の翌日以後180日以内の期間（以下、「通院期間」といいます。）に行われた通院 (ウ)別表21-1に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）への通院 (エ)別表23-1に定める通院
支払額	通院1日あたり、通院給付金日額（通院期間中に通院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の通院給付金日額とします。）
受取人	被保険者

(7) 特定治療通院給付金

支払事由	被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中につきのすべてを満たす通院をしたとき ①責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする通院 ②つぎのいずれかの治療を直接の目的とする通院 (7)放射線療法 (4)化学療法（ただし、経口投与によるものを除きます。） ③別表21-1に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）への通院 ④別表23-1に定める通院
支払額	通院1日あたり、特定治療通院給付金日額
受取人	被保険者

(8) 在宅緩和ケア初期給付金

支払事由	被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中につきのすべてに該当したとき ①責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、余命6か月以内と判断されていること ②初めて在宅緩和ケアを開始したこと（以下、その開始した日を「在宅緩和ケア開始日」といいます。）
支払額	緩和ケア給付金日額（在宅緩和ケア開始日現在の緩和ケア給付金日額とします。）の20倍
受取人	被保険者

(9) 在宅緩和ケア給付金

支払事由	被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中につきのすべてに該当したとき ①在宅緩和ケア初期給付金が支払われていること ②在宅緩和ケアを継続して受けていること
支払額	「緩和ケア給付金日額（緩和ケア給付金日額の減額があった場合には、各日現在の緩和ケア給付金日額とします。）」×「在宅緩和ケア継続日数（在宅緩和ケア開始日からその日を含めて180日以内の在宅緩和ケアを継続して受けている日数をいいます。）」
受取人	被保険者

2 がん診断給付金の支払額は、つぎのとおりとします。

	支払額
倍額保障満了年齢に達した後に到来する最初的主契約の年単位の契約応当日（倍額保障満了年齢に達した日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合は、その応当日）の前日までにかん診断給付金の支払事由に該当したとき	基準診断給付金額の2倍

倍額保障満了年齢に達した後に到来する最初の主契約の年単位の契約応当日（倍額保障満了年齢に達した日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合は、その応当日）以後にがん診断給付金の支払事由に該当したとき	基準診断給付金額
---	----------

3 上皮内新生物診断給付金の支払額は、つぎのとおりとします。

	支払額
倍額保障満了年齢に達した後に到来する最初の主契約の年単位の契約応当日（倍額保障満了年齢に達した日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合は、その応当日）の前日までに上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当したとき	基準診断給付金額の2倍に診断給付割合を乗じて得た金額
倍額保障満了年齢に達した後に到来する最初の主契約の年単位の契約応当日（倍額保障満了年齢に達した日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合は、その応当日）以後に上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当したとき	基準診断給付金額に診断給付割合を乗じて得た金額

- 4 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- 5 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の高度障害保険金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 6 がん診断給付金および上皮内新生物診断給付金の支払は、それぞれこの特約の保険期間を通じ1回のみとします。
- 7 被保険者ががんまたは上皮内新生物以外の事由によって入院をし、その入院中にがんまたは上皮内新生物と診断確定された場合には、がんまたは上皮内新生物の治療を開始したと会社が認めた日から、がんまたは上皮内新生物の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなして取り扱います。
- 8 被保険者が転入院または再入院をした場合で、その転入院または再入院につき、前入院から継続して入院していたとみなすべき事情があると会社が認めたときには、前入院から継続していたものとみなして取り扱います。
- 9 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中につぎの各号のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき
- 10 被保険者が時期を同じくして手術を2種類以上受けた場合には、第1項第4号の規定にかかわらず、会社は、別表26-1に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
- 11 被保険者が同一の日にがん高度先進医療給付金の支払事由に該当する療養を2回以上受けた場合には、第1項第5号の規定にかかわらず、

- 会社は、別表31に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の療養についてののみがん高度先進医療給付金を支払います。
- 12 がん高度先進医療給付金の支払は、各保険年度あたり5回をもって限度とします。この場合、保険年度は、主契約の契約日からその直後に到来する主契約の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、主契約の年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算するものとします。
 - 13 被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、通院給付金は重複して支払いません。
 - (1) 同一の日に2回以上通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき
 - (2) 2以上の事由の治療を目的とした通院給付金の支払事由に該当する1回の通院をしたとき
 - 14 被保険者が入院給付金が支払われる日に通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第1項の規定にかかわらず、通院給付金は支払いません。
 - 15 被保険者が通院期間中に入院給付金が支払われる入院をすることにより、新たに通院期間が定められる場合には、第1項第6号の規定にかかわらず、すでに定められた通院期間は、その入院を開始した日の前日に終了したものとします。
 - 16 被保険者がつぎの各号のいずれかの事由が生じた時を含んで継続している通院期間中に通院給付金の支払事由に該当する通院をしたときは、その通院を、この特約の有効中の通院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき
 - 17 通院給付金を支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 1回の退院のその通院については、30日をもって限度とします。
 - (2) この特約の保険期間を通じ、通院給付金を支払う日数を通算して700日をもって限度とします。
 - 18 被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、特定治療通院給付金は重複して支払いません。
 - (1) 同一の日に2回以上特定治療通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき
 - (2) 2以上の事由の治療を目的とした特定治療通院給付金の支払事由に該当する1回の通院をしたとき
 - 19 被保険者がつぎの各号のいずれかに該当する日に特定治療通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第1項の規定にかかわらず、特定治療通院給付金は支払いません。
 - (1) 入院給付金が支払われる日
 - (2) 通院給付金が支払われる日
 - 20 特定治療通院給付金を支払う日数の限度は、この特約の保険期間を通じ、通算して120日をもって限度とします。
 - 21 在宅緩和ケア初期給付金の支払は、この特約の保険期間を通じ1回のみとします。
 - 22 被保険者が在宅緩和ケア開始日からその日を含めて180日以内に入院をした場合は、つぎのとおりとします。
 - (1) その入院が入院給付金の支払事由に該当する入院の場合で、その入院の退院の後に在宅緩和ケアを受けているときには、その入院中も在宅緩和ケアを継続して受けていたものとみなして取り扱います。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、入院給付金が支払われる日については、在宅緩和ケア給付金は支払いません。
 - (3) その入院が入院給付金の支払事由に該当しない入院の場合で、その入院中も継続して在宅緩和ケアと同等の医療を受けているときに

は、第6条＜在宅緩和ケアの定義＞の規定にかかわらず、在宅緩和ケアを継続して受けているものとみなして取り扱います。

- 23 在宅緩和ケア開始日からその日を含めて180日以内につきの各号のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している在宅緩和ケアは、この特約の有効中の在宅緩和ケアとみなして取り扱います。

(1) この特約の保険期間が満了したとき

(2) 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき

- 24 特約給付金の受取人は第5項および第31条＜特約給付金受取人指定特則＞を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第9条＜特約給付金の請求、支払時期および支払場所＞

- 1 特約給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 特約給付金の受取人は、特約給付金の支払事由が生じたときは、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、特約給付金を請求してください。

- 3 前項の規定にかかわらず、被保険者が特約給付金の受取人である場合で、被保険者が特約給付金を請求できない特別な事情があると会社が認めたときには、つぎの各号に定めるいずれかの者が、必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、特約給付金の受取人の代理人（以下、「代理請求人」といいます。）として特約給付金の請求をすることができます。

(1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の配偶者

(2) 配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族

(3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者

- 4 前項の規定により会社が特約給付金を代理請求人に支払った場合には、その後重複してその特約給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

- 5 この特約の特約給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第10条＜特約の保険料の払込免除＞

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第11条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第12条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の延滞保険料を受け取った時か、この特約の復活の際の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約上の責任を負います。この場合、その時の属する日をこの特約の復活日とします。

- 3 前項の規定にかかわらず、この特約の復活日が責任開始日の前日以

前の場合には、会社は、特約給付金の支払については、責任開始日からこの特約上の責任を負います。

- 4 前2項のほか、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第13条＜原特約への復旧＞

- 1 主契約の復旧請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時か、この特約の復旧の際の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約上の責任を負います。この場合、その時の属する日をこの特約の復旧日とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、この特約の復旧日が責任開始日の前日以前の場合には、会社は、特約給付金の支払については、責任開始日からこの特約上の責任を負います。
- 4 前2項のほか、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第14条＜特約の保険期間、保険料払込期間の変更＞

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することがあります。
- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第15条＜主約款の保険料の自動振替貸付および保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合の取扱＞

- 1 主約款の保険料の自動振替貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。
- 2 主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金があるときはその金額を主契約の解約払戻金額に加えて取り扱います。
- 3 主約款の保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金額は主契約の解約払戻金額に加えません。

第16条＜責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことによる無効＞

- 1 被保険者が、告知前または告知の時から責任開始日（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際の特約給付金の責任開始の時）の前日以前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社は、この特約を無効とします。ただし、この特約の復活の際は復活の取扱を無効とし、この特約の復旧の際は復旧の取扱を無効とします。

- 2 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) この特約の締結の際の無効の場合
この特約の締結の際の告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません。その他の場合には、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (2) この特約の復活の際の無効の場合
 - ① この特約の復活の際の告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、会社は、この特約の復活の際に払い込まれた金額およびこの特約の復活以後に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません。その他の場合には、会社は、この特約の復活の際に払い込まれた金額およびこの特約の復活以後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - ② この特約は、この特約の復活前の状態で第11条<特約の失効>に定めるこの特約の解約払戻金の請求があったものとして取り扱います。
 - (3) この特約の復旧の際の無効の場合
この特約の復旧の際の告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、会社は、この特約の復旧の際に払い込まれた金額およびこの特約の復旧以後に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません。その他の場合には、会社は、この特約の復旧の際に払い込まれた金額およびこの特約の復旧以後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用のある場合には、告知義務違反による解除および重大事由による解除の規定は適用しません。

第17条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第18条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第19条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第20条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 前項の規定により特約給付金額の減額が行われた場合で、基準診断給付金額、入院給付金日額、基準手術給付金額、基準給付金額、通院給付金日額、特定治療通院給付金日額および緩和ケア給付金日額の全部または一部が会社の定める限度をこえたときには、基準診断給付金

額、入院給付金日額、基準手術給付金額、基準給付金額、通院給付金日額、特定治療通院給付金日額および緩和ケア給付金日額の全部または一部を会社の定める限度まで減額します。

- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の規定により特約給付金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第21条＜特約の消滅＞

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、主契約の死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当したときを除き、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、主契約が死亡保険金の支払の免責事由に該当し、保険料積立金が支払われる場合には、会社は、この特約の保険料積立金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合には、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主契約の払済保険の保険金額を計算します。

第22条＜特約の払戻金＞

この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第23条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第24条＜特約の更新＞

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期

- 間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
 - 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料の自動振替貸付の規定を準用します。
 - 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしめます。
 - 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしめます。
 - 9 第8条<特約給付金の支払>、第10条<特約の保険料の払込免除>、第16条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことによる無効>、第17条<告知義務および告知義務違反による解除>および第29条<特別条件特則>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
 - 10 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
 - 11 更新後の特約給付金額は、更新前の特約給付金額と同額とします。
 - 12 この特約が更新された場合は、第22条<特約の払戻金>を「この特約の解約払戻金および保険料積立金は、更新（更新が2回以上行われた場合は最後の更新）後の経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。」と読み替えます。
 - 13 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
 - 14 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第25条<法令等の改正に伴うがん高度先進医療給付金の支払事由の変更>

- 1 会社は、健康保険法またはその他関連する法令等（以下、「法令等」といいます。）が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、がん高度先進医療給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 本条の規定によりがん高度先進医療給付金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日（以下、「支払事由変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、第7条<特約の給付の種類、特約給付金および特約給付金額の指定>第2項において、がん高度先進医療給付金が指定されている場合に限りま。

- 3 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までにつぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) がん高度先進医療給付金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第26条＜管轄裁判所＞

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第28条＜特別条件特則＞

- 1 この特約の締結、復活または復旧の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、特定部位不担保法による特別条件特則を、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 別表25に定める特定部位のうち、会社が指定した特定部位に生じたがん（特定部位に生じたがんが特定部位以外の部位に転移したものを含みます。）により特約給付金の支払事由が生じたときは、第8条＜特約給付金の支払＞第1項の規定にかかわらず、会社は、特約給付金を支払いません。
 - (2) 別表25に定める特定部位のうち、会社が指定した特定部位に生じた上皮内新生物により特約給付金の支払事由が生じたときは、第8条＜特約給付金の支払＞第1項の規定にかかわらず、会社は、特約給付金を支払いません。
- 3 前項のほか、本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 前項の規定にかかわらず、会社は、前項第1号または第2号のいずれか一方のみを適用する特定部位不担保法を取り扱うことができます。
 - (2) 本特則のみの解約はできません。

第29条＜同額保障特則＞

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、第7条＜特約の給付の種類、特約給付金および特約給付金額の指定＞第2項において診断給付金が指定されていない場合には、本特則の付加は取り扱いません。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、第8条＜特約給付金の支払＞第2項および第3項を、つぎのとおり読み替えます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 2 がん診断給付金の支払額は、基準診断給付金額の2倍とします。 3 上皮内新生物診断給付金の支払額は、基準診断給付金額の2倍に診断給付割合を乗じて得た金額とします。 |
|---|

- 3 本特則のみの解約はできません。

第30条＜低解約払戻金特則＞

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者がつぎのいずれかの

方法を会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、この特約の保険期間が年満期で定めてある場合には、第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法は取り扱いません。

- (1) 低解約払戻金割合を指定する方法
- (2) 解約払戻金を0と指定する方法
- 2 前項第1号に定める低解約払戻金割合を指定する方法で本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、低解約払戻金割合(1よりも小さい割合とします。)を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) この特約の解約払戻金は、第22条<特約の払戻金>の規定にかかわらず、第22条<特約の払戻金>の規定により計算した解約払戻金に、前号において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。
 - (3) 第1号において指定された低解約払戻金割合は、変更することができません。
- 3 第1項第2号に定める解約払戻金を0と指定する方法で本特則を付加した場合には、第22条<特約の払戻金>の規定にかかわらず、この特約の解約払戻金はありません。
- 4 本特則のみの解約はできません。

第31条<特約給付金受取人指定特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際または締結後に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、第8条<特約給付金の支払>第5項の規定に該当する場合には、本特則の付加は取り扱いません。
- 2 本特則を付加した場合には、保険契約者は、特約給付金の支払事由が発生するまでは、当該被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約給付金の受取人を指定または変更することができます。ただし、変更後の特約給付金の受取人が当該被保険者の場合は、当該被保険者の同意は要しません。
- 3 前項の通知をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券またはそれに代わる書面に表示します。
- 4 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の特約給付金の受取人に特約給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約給付金の受取人から特約給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本特則を付加した場合には、第8条<特約給付金の支払>第4項の規定は適用しません。
- 6 第2項の規定にかかわらず、遺言により特約給付金の受取人を指定または変更することはできません。
- 7 本特則による、特約給付金の受取人の死亡については、主約款の規定を準用します。

第32条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則> (記載省略)

第33条<疾病入院保険に付加する場合の特則>

この特約を疾病入院保険に付加した場合で、主契約に保険金不担保特則が付加されているときには、つぎのとおりとします。

- (1) 第8条<特約給付金の支払>第5項中、「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのを「主契約の疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (2) 第8条<特約給付金の支払>第9項第2号、第16項第2号および

第23項第2号を、つぎのとおり読み替えます。

(2) 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したとき

(3) 第21条<特約の消滅>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、被保険者が死亡したときを除き、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

第34条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

- (1) 治療を直接の目的とする入院
「治療を直接の目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、治療処置を伴わない検査、リハビリテーションなどのための入院は該当しません。
- (2) がんの治療を直接の目的とする入院
「がんの治療を直接の目的とする入院」には、厚生労働大臣の定める施設基準（平成26年3月5日厚生労働省告示第58号）に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟（緩和ケア病棟と同等の施設を含みます。）における入院を含みます。
- (3) 治療を直接の目的とする手術
「治療を直接の目的とする手術」には、診断・検査（生検・腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。
- (4) 療養
「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- (5) 治療を直接の目的とする通院
「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。
- (6) 放射線療法
「放射線療法」とは、がん放射線を照射することにより、これを破壊することを目的とした治療法をいいます。
- (7) 化学療法
「化学療法」とは、がんを適応症として厚生労働大臣が承認する薬剤または治験薬剤（厚生労働大臣の承認を得るために、日本の医療機関で実施される臨床試験（治験）で使用されている薬剤候補）を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法をいいます。（ホルモン療法を含みます。）

リビング・ニーズ特約

(平成28年3月22日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、リビング・ニーズ保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の保険料の払込＞

この特約は保険料の払込を要しません。

第3条＜リビング・ニーズ保険金の支払＞

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。また、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了（主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合にも、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとし、その特約の消滅に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。
- 4 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 5 会社は、主契約の保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後リビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 6 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 7 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主契約の保険金の請求を受

けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

- 8 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限りです。）の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 9 主約款の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の規定による貸付金があるときは、会社は、その支払うべき金額からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。
- 10 リビング・ニーズ保険金の受取人は第8項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>

- 1 被保険者が、つぎのいずれかによりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項に定める指定代理請求人の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 戦争その他の変乱
- 2 被保険者が、戦争その他の変乱によってリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、主契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、リビング・ニーズ保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>

- 1 リビング・ニーズ保険金を請求する場合には、被保険者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（第8条<指定代理請求人の変更>の規定により変更した者を含みます。以下、「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、リビング・ニーズ保険金の受取人の代理人としてリビング・ニーズ保険金の請求をすることができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 前項の規定により会社がリビング・ニーズ保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- 5 主約款および特約条項の規定により、リビング・ニーズ保険金を支払うことによって消滅する部分の未経過期間に対応した保険料相当額を支払う場合は、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月経過し

た日に当該部分が消滅したものとして計算します。

第6条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第8条<指定代理請求人の変更>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第9条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第10条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第11条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第12条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) リビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第13条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第14条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条＜特約の更新＞

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第16条＜管轄裁判所＞

リビング・ニーズ保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第18条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第2項の規定にかかわらず、会社は、会社がこの特約の付加を承諾した時を責任開始期とします。
 - (2) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第19条＜主契約に定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約、家族生活保障特約が付加されている場合の特則＞

主契約に定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約および家族生活保障特約の全部または一部が付加されている場合には、つぎのとおりとします。ただし、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約または家族生活保障特約の保険期間の満了（定期特約および家族生活保障特約については、特約条項の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合には、当該特約については、この特約は適用しません。

- (1) 第3条＜リビング・ニーズ保険金の支払＞第2項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約および家族生活保障特約の特約死亡保険金額（逡減定期特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約死亡保険金額、家族生活保障特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価）を加えた額とします。
- (2) 第3条＜リビング・ニーズ保険金の支払＞第2項に定める指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約、定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約および家族生活保障特約の死亡保険金額（特約死亡保険金額および特約家族生活保障年金の現価を含みます。なお、逡減定期特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約死亡保険金額、家族生活保障特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価とします。以下、本号において同じ。）のそれぞれの割合

をもとに、会社の定める方法で、主契約およびこれらの特約の死亡保険金額から指定されたものとします。

- (3) この特則によるリビング・ニーズ保険金の支払については、第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第3項から第9項までの規定および第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>第2項の規定を準用します。ただし、主契約に逡減定期特約、逡増定期特約または家族生活保障特約が付加されている場合には、第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第4項における指定保険金額分の減額は、主契約については指定保険金額が、逡減定期特約および逡増定期特約については指定保険金額に対応する特約基準保険金額が、家族生活保障特約については指定保険金額に対応する特約基準年金額が減額されたものとします。

第20条<主契約に災害死亡割増特約または傷害特約が付加されている場合の特則>

主契約に災害死亡割増特約または傷害特約が付加されている場合には、これらの特約条項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払により主契約の保険金額または基準年金月額が減額（付加されている定期特約の特約保険金額、逡減定期特約もしくは逡増定期特約の特約基準保険金額または家族生活保障特約の特約基準年金額の減額を含みます。）され、災害保険金額が会社の定める限度をこえたときでも、災害保険金額は減額されないものとします。

第21条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則> （記載省略）

第22条<主契約が終身保険〔無選択型〕の場合の特則> （記載省略）

第23条<主契約が三大疾病保障終身保険の場合の特則> （記載省略）

第24条<主契約が三大疾病保障付終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則> （記載省略）

第25条<主契約が終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則> （記載省略）

第26条<主契約が新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕の場合の特則> （記載省略）

第27条<主契約が疾病入院保険、医療保険〔2005〕、医療保険〔2009〕、医療保険〔無解約払戻金〕の場合の特則> （記載省略）

第28条<主契約が引受基準緩和型医療保険の場合の特則> （記載省略）

第29条＜主契約が家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕の場合の特則＞

（記載省略）

第30条＜主契約が引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕、引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕の場合の特則＞

（記載省略）

健康割引特約

(平成21年3月23日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、この特約を付加した主契約の保険料の割引を行う取扱について規定したものです。

＜特約の締結＞

第1条 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結または更新する際に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。

＜主契約の保険料率＞

第2条 この特約を付加した主契約の保険料率は、被保険者の喫煙状況により、健康体保険料率または健康体保険料率〔非喫煙〕とします。

＜特約の保険期間＞

第3条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

＜特約の失効＞

第4条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

＜特約の復活＞

第5条 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合、保険契約者は、主契約の復活請求の際、この特約の復活の請求をすることができます。

2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 復活後の主契約の保険料率は、失効前の主契約の保険料率と同一とします。ただし、会社は、この特約の復活の際の被保険者の喫煙状況により、復活後の主契約の保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更することがあります。

(2) 前号の規定によって主契約の保険料率を変更した場合には、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。

① 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。

② 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。

3 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により主契約の復活が行われたときには、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。

(1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。

(2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。

＜健康割引に関する告知義務等＞

第6条 この特約の締結または復活の際、会社が、被保険者の健康状態および過去1年間の喫煙状況等に関し告知書で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その告知書によって告知してください。ただし、会社指定の医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

- 2 前項に規定する告知に加え、会社は、保険契約者または被保険者に、会社の定める被保険者の健康診断の結果を記載した書類またはその写しの提出を求める場合があります。

＜健康割引に関する告知義務違反等による特約の解除＞

第7条 保険契約者または被保険者が、前条第1項の告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。

- 2 会社は、主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または主契約の保険金の受取人が証明したときは、会社は、この特約の解除を行いません。
- 4 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によりこの特約が解除された場合は、会社の定める方法で、主契約の保険金額を減額します。
- 6 本条によるこの特約の解除をできない場合については、主約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

＜偽造または改ざん等を行った健康診断の結果を記載した書類またはその写しを提出したことによる特約の解除＞

第8条 保険契約者または被保険者が、第6条＜健康割引に関する告知義務等＞第2項において、偽造または改ざん等を行った健康診断の結果を記載した書類またはその写しを会社に提出した場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。

- 2 前項の規定によりこの特約が解除された場合は、前条第2項、第4項および第5項の規定を準用します。

＜特約の解約＞

第9条 この特約のみの解約は取り扱いません。

＜特約の消滅＞

第10条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕の場合で、主契約の月払年金が支払われたとき
- (3) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第3号の規定によりこの特約が消滅した場合でも、払済保険の保険金額および解約払戻金額等の計算においては、この特約は消滅していないものとみなして取り扱います。

＜この特約を付加した主契約の解約払戻金＞

第11条 この特約を付加した主契約の解約払戻金は、第2条＜主契約の保険料率＞に規定する保険料率に応じて計算します。

＜被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱＞

第12条 第2条＜主契約の保険料率＞に規定する保険料率により計算した第1回保険料相当額（以下、本条において「第1回保険料相当額」といいます。）を会社が受け取った後に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約を付加しない保険契約の申込を承諾した場合には、会社は、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

- 2 前項の場合、保険契約者は、会社の定めた方法で計算した金額を、会社の指定した日までに会社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- 3 前項に定める金額が会社の指定した日までに払い込まれない場合には、会社の定める方法で、主契約の保険金額を減額します。

＜主契約の保険料率が健康体保険料率（非喫煙）の場合の取扱＞

第13条 主契約の保険料率が健康体保険料率（非喫煙）の場合で、つぎの各号のいずれかに該当したときには、次の主契約の払込期月（払込期月の初日から主契約の契約応当日の前日までに該当したときは、その払込期月）以後の主契約の保険料率を健康体保険料率に変更し、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。

- (1) 主契約の保険金額の減額または主契約に付加されている定期特約の特約保険金額、逡減定期特約の特約基準保険金額、逡増定期特約の特約基準保険金額もしくは家族生活保障特約の特約基準年金額の減額が行われ、減額後のつぎの①から⑤を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合で、リビング・ニーズ保険金の支払によって減額されたときを除きます。）
 - ① 主契約の保険金額
 - ② 定期特約の特約保険金額
 - ③ 逡減定期特約の特約基準保険金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額
 - ④ 逡増定期特約の特約基準保険金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額
 - ⑤ 家族生活保障特約の特約基準年金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額
- (2) 主契約に付加されている定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約または家族生活保障特約（以下、本号において「定期特約等」といいます。）が消滅し、前号①から⑤を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、定期特約等が保険期間の満了によって消滅した場合で、その消滅が保険契約者からの通知によらなかったときを除きます。）
- 2 前項の精算はつぎのとおりとします。
 - (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- 3 主契約の保険料率が健康体保険料率（非喫煙）の場合で、この特約の

締結または復活に際して会社が告知を求めた被保険者の過去1年間の喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由の発生前に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定めた方法によって処理します。
- (2) 主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由の発生以後に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法で、主契約の保険金の支払額を削減します。

<年齢および性別の誤りの処理>

第14条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合で、契約時における実際の契約年齢では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、この特約は無効とし、会社の定めるところにより主契約の保険料を改め、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。

- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合で、実際の性別では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、この特約は無効とし、会社の定めるところにより主契約の保険料を改め、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。

<特約の更新>

第15条 この特約の更新は取り扱いません。

- 2 前項の規定にかかわらず、主契約が更新される場合で、更新後の主契約の保険期間満了の日が、この特約を締結した日からその日を含めて10年以内であるときに限り、この特約も主契約と同時に更新されるものとします。この場合、この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- 3 前項の規定によりこの特約が更新された場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一の年数とします。
 - (2) 更新前の主契約の保険料率が健康体保険料率の場合には、更新後の主契約には、更新日現在の健康体保険料率が適用されます。また、更新前の主契約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合には、更新後の主契約には、更新日現在の健康体保険料率〔非喫煙〕が適用されます。
 - (3) 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。

<主約款の準用>

第16条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>

第17条 この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約が付加された場合には、つぎのとおりとします。

- (1) つぎのいずれかに該当したときは、この特約は同時に消滅します。
 - ① 主契約の全部を年金支払に移行したとき
 - ② 主契約のうち年金支払に移行しない部分が消滅したとき
- (2) 主契約のうち年金支払に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- (3) 前号の場合で、主契約のうち年金支払に移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- (4) 主契約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合には、第13条<主契約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合の取扱>第1項に定めるほか、主契約に年金支払移行特約が付加されたことにより、年金支払に移行しない部分の保険金額が会社の定める限度を下まわるときに、次の主契約の払込期月（払込期月の初日から主契約の契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後の主契約の保険料率を健康体保険料率に変更し、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。

<主契約が家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕の場合の特則>

第18条 この特約を家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第7条<健康割引に関する告知義務違反等による特約の解除>第2項から第4項中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の月払年金」と読み替えます。
- (2) 第7条<健康割引に関する告知義務違反等による特約の解除>第5項および第12条<被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱>第3項中、「主契約の保険金額」とあるのを「主契約の基準年金月額」と読み替えます。
- (3) 第13条<主契約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合の取扱>第1項を、つぎのとおり読み替えます。

主契約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合で、主契約の基準年金月額の減額が行われ、減額後の主契約の基準年金月額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額が会社の定める限度を下まわるときには、次の主契約の払込期月（払込期月の初日から主契約の契約応当日の前日まで）に減額が行われたときは、その払込期月）以後の主契約の保険料率を健康体保険料率に変更し、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。（ただし、主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合で、リビング・ニーズ保険金の支払によって減額されたときを除きます。）

- (4) 第13条<主契約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合の取扱>第3項中、「主契約の保険金の支払事由」とあるのを「主契約の月払年金の支払事由」と読み替えます。
 - (5) 第13条<主契約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合の取扱>第3項第2号中、「主契約の保険金の支払額」とあるのを「主契約の月払年金の支払額」と読み替えます。
- 2 主契約に満期祝金特約が付加されている場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 満期祝金特約の保険料率は、被保険者の喫煙状況により、健康体保険料率または健康体保険料率〔非喫煙〕とし、主契約の保険料率と同一の区分とします。
 - (2) 第7条<健康割引に関する告知義務違反等による特約の解除>第5項の規定により主契約の基準年金月額を減額する場合には、満期祝金特約の満期祝金額を同じ割合で減額します。
 - (3) 満期祝金特約の解約払戻金は、第1号に規定する保険料率に応じて計算します。

健康割引特約〔特約用〕

(平成23年3月22日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、この特約を付加した定期特約などの保険料の割引を行う取扱について規定したものです。

第1条＜特約の締結＞

この特約は、定期特約、通減定期特約、通増定期特約および家族生活保障特約の全部または一部（以下、「主特約」といいます。）を締結または更新する際に、主特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主特約に付加して締結します。

第2条＜主特約の保険料率＞

この特約を付加した主特約の保険料率は、被保険者の喫煙状況により、健康体保険料率または健康体保険料率〔非喫煙〕とします。

第3条＜特約の保険期間＞

この特約の保険期間は、この特約を付加した主特約の保険期間と同一とします。

第4条＜特約の失効＞

主特約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第5条＜特約の復活＞

- 1 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合、保険契約者は、主特約の復活請求の際、この特約の復活の請求をすることが出来ます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 復活後の主特約の保険料率は、失効前の主特約の保険料率と同一とします。ただし、会社は、この特約の復活の際の被保険者の喫煙状況により、復活後の主特約の保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更することがあります。
 - (2) 前号の規定によって主特約の保険料率を変更した場合には、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - ① 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - ② 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。
- 3 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主特約の復活が行われたときには、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。

第6条<特約の復旧>

- 1 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合、保険契約者は、主特約の復旧請求の際、この特約の復旧の請求をすることができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 復旧後の主特約の保険料率は、払済保険への変更前の主特約の保険料率と同一とします。ただし、会社は、この特約の復旧の際の被保険者の喫煙状況により、復旧後の主特約の保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更することがあります。
 - (2) 前号の規定によって主特約の保険料率を変更した場合には、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - ① 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - ② 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。
- 3 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復旧を承諾しない場合で、主特約の復旧が行われたときには、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。

第7条<健康割引に関する告知義務等>

- 1 この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、被保険者の健康状態および過去1年間の喫煙状況等に関し告知書で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その告知書によって告知してください。ただし、会社指定の医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。
- 2 前項に規定する告知に加え、会社は、保険契約者または被保険者に、会社の定める被保険者の健康診断の結果を記載した書類またはその写しの提出を求める場合があります。

第8条<健康割引に関する告知義務違反等による特約の解除>

- 1 保険契約者または被保険者が、前条第1項の告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または主特約の特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、この特約の解除を行いません。
- 4 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主特約の特約保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によりこの特約が解除された場合は、会社の定める方法

で、主特約の特約保険金額を減額します。

- 6 本条によるこの特約の解除をできない場合については、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第9条<偽造または改ざん等を行った健康診断の結果を記載した書類またはその写しを提出したことによる特約の解除>

- 1 保険契約者または被保険者が、第7条<健康割引に関する告知義務等>第2項において、偽造または改ざん等を行った健康診断の結果を記載した書類またはその写しを会社に提出した場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解除された場合は、前条第2項、第4項および第5項の規定を準用します。

第10条<特約の解約>

この特約のみの解約は取り扱いません。

第11条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) この特約を付加した主特約がすべて消滅したとき
- (2) この特約を付加した主特約のうち、家族生活保障特約の特約年金が支払われたとき

第12条<主特約の解約払戻金>

この特約を付加した主特約の解約払戻金は、第2条<主特約の保険料率>に規定する保険料率に応じて計算します。

第13条<被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱>

- 1 第2条<主特約の保険料率>に規定する保険料率により計算した主特約の第1回保険料相当額（以下、本条において「第1回保険料相当額」といいます。）を会社が受け取った後に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約を付加しない主特約の申込を承諾した場合には、会社は、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、告知の時）から、保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の場合、保険契約者は、会社の定めた方法で計算した金額を、会社の指定した日までに会社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- 3 前項に定める金額が会社の指定した日までに払い込まれない場合には、会社の定める方法で、主特約の特約保険金額を減額します。

第14条<主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合の取扱>

- 1 この特約を付加した主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合で、つぎの各号のいずれかに該当したときには、次の主契約の払込期月（払込期月の初日から主契約の契約応当日の前日までに該当したときは、その払込期月）以後の主特約の保険料率を健康体保険料率に変更し、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。
 - (1) 主契約の保険金額の減額または主契約に付加されている定期特約の特約保険金額、逓減定期特約の特約基準保険金額、逓増定期特約の特約基準保険金額もしくは家族生活保障特約の特約基準年金額の

減額が行われ、減額後のつぎの①から⑤を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合で、リビング・ニーズ保険金の支払によって減額されたときを除きます。）

- ① 主契約の保険金額
 - ② 定期特約の特約保険金額
 - ③ 通減定期特約の特約基準保険金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額
 - ④ 通増定期特約の特約基準保険金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額
 - ⑤ 家族生活保障特約の特約基準年金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額
- (2) 主契約に付加されている定期特約、通減定期特約、通増定期特約または家族生活保障特約（以下、本号において「定期特約等」といいます。）が消滅し、前号①から⑤を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、定期特約等が保険期間の満了によって消滅した場合で、その消滅が保険契約者からの通知によらなかったときを除きます。）
- 2 前項の精算はつぎのとおりとします。
- (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- 3 主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合で、この特約の締結、復活または復旧に際して会社が告知を求めた被保険者の過去1年間の喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。
- (1) 主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生前に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定めた方法によって処理します。
 - (2) 主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生以後に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法で、主特約の特約保険金の支払額を削減します。

第15条＜年齢および性別の誤りの処理＞

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合で、契約時における実際の契約年齢では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、この特約は無効とし、会社の定めるところにより主特約の保険料を改め、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合で、実際の性別では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、この特約は無効とし、会社の定めるところにより主特約の保険料を改め、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。

第16条＜特約の更新＞

- 1 この特約の更新は取り扱いません。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約を付加した主特約が更新される場合で、更新後の主特約の保険期間満了の日が、この特約を締結した日からその日を含めて10年以内であるときに限り、この特約も主特約と同時に更新されるものとします。この場合、この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。

- 3 前項の規定によりこの特約が更新された場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主特約の保険期間と同一の年数とします。
 - (2) 更新前の主特約の保険料率が健康体保険料率の場合には、更新後の主特約には、更新日現在の健康体保険料率が適用されます。また、更新前の主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合には、更新後の主特約には、更新日現在の健康体保険料率〔非喫煙〕が適用されます。
 - (3) 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。

第17条＜主特約の特約条項の規定の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主特約の特約条項の規定を準用します。

第18条＜主特約に逡減定期特約、逡増定期特約が含まれている場合の特則＞

主特約に逡減定期特約または逡増定期特約が含まれている場合には、当該特約については、第8条＜健康割引に関する告知義務違反等による特約の解除＞第5項および第13条＜被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱＞第3項中、「特約保険金額」とあるのを「特約基準保険金額」と読み替えます。

第19条＜主特約に家族生活保障特約が含まれている場合の特則＞

主特約に家族生活保障特約が含まれている場合には、当該特約については、つぎのとおりとします。

- (1) 第8条＜健康割引に関する告知義務違反等による特約の解除＞第2項から第4項中、「特約保険金」とあるのを「特約年金」と読み替えます。
- (2) 第8条＜健康割引に関する告知義務違反等による特約の解除＞第5項および第13条＜被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱＞第3項中、「特約保険金額」とあるのを「特約基準年金額」と読み替えます。
- (3) 第14条＜主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合の取扱＞第3項中、「特約保険金の支払事由」とあるのを「特約年金の支払事由」と読み替えます。
- (4) 第14条＜主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合の取扱＞第3項第2号中、「特約保険金の支払額」とあるのを「毎年の特約年金の支払額」と読み替えます。

第20条＜定期特約〔がん保険〕に付加する場合の特則＞

（記載省略）

第21条＜主契約が疾病入院保険、医療保険〔2005〕の場合の特則＞

（記載省略）

指定代理請求特約

(平成28年3月22日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条＜特約の対象となる給付金等＞

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条＜指定代理請求人の指定＞

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態（給付金等の受取人が死亡した場合を除く）

きます。)であると会社が認めた場合

- 2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内であることを要します。
- 3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合(第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表1)を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者
- 4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- 3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条<告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知>

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求人に解除の通知をします。

第7条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第8条＜特約の消滅＞

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞の規定を適用します。

第9条＜主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用＞

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条＜主契約ががん保険の場合の取扱＞

（記載省略）

第12条＜主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱＞

（記載省略）

第13条＜主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱＞

（記載省略）

第14条＜主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱＞

（記載省略）

団体取扱特約（A）

（平成22年3月2日改定）

＜特約の適用範囲＞

- 第1条 この特約は、会社と「団体取扱特約（A）」を締結した官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から定期的に給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者の数が20名以上いる場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。
- 2 つぎの場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
- （1）団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者が20名以上いる場合
 - （2）前項の保険契約者と前号の被保険者が、名よせのうえ合算（同一人の場合には1名として計算します。以下同じ。）して20名以上いる場合
 - （3）団体の事業所が2つ以上あるときは、1事業所においてこの特約の人数要件を満たさなくても、前項および前2号のいずれかに該当する事業所が他にある場合

その他特約条項

＜契約日の特則＞

- 第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

＜保険料率＞

- 第3条 半年払契約および月払契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率Aとします。

＜保険料の払込＞

- 第4条 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
- （1）団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - （2）団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - （3）前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、

保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

- 4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

<保険料領収証>

第5条 団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

<保険料の前納>

第6条 この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

<特約の失効>

第7条 つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔A〕」が解約されたとき
- (3) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (4) 保険契約が失効したとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

<特約の失効した保険契約の取扱>

第8条 前条第1号、第2号、第3号または第6号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

- 2 前項の規定にかかわらず前条第6号によってこの特約が失効した場合、残存する保険契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を「団体取扱特約〔B〕」の取扱に変更します。この場合の保険料率は、団体保険料率Bによります。

<主約款の準用>

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

<一括保険証券>

第10条 会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

<団体との取り決めによる取扱>

第11条 第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

団体取扱特約（B）

（平成22年3月2日改定）

その他特約条項

＜特約の適用範囲＞

第1条 この特約は、会社と「団体取扱契約（B）」を締結した官公署、会社、商店、組合、工場、連合会、同業団体等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。）の場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとします。また、組合、連合会、同業団体等の団体において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとします。）を保険契約者とする保険契約の保険契約者の数が10名以上いる場合、または団体もしくは団体の代表者が保険契約者となり、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、団体を通じて会社にてこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

＜契約日の特則＞

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

＜保険料率＞

第3条 半年払契約および月払契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率Bとします。

＜保険料の払込＞

第4条 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。

- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

- 4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

<保険料領収証>

第5条 団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

<保険料の前納>

第6条 この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

<特約の失効>

第7条 つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔B〕」が解約されたとき
- (3) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (4) 保険契約が失効したとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、6か月（月払契約の場合は3か月）を経過してもなお10名以上とならなかったとき

<特約の失効した保険契約の取扱>

第8条 前条第1号、第2号、第3号または第6号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

<主約款の準用>

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

<一括保険証券>

第10条 会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

<団体との取り決めによる取扱>

第11条 第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

集団取扱特約（定期保険）

（平成18年1月2日改定）

＜特約の適用範囲＞

第1条 この特約は、つぎの条件を満たした保険契約について適用します。

- (1) 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者は、官公署、会社、商店、組合、連合会、同業団体等の集団（以下、「集団」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。）の場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとします。また、組合、連合会、同業団体等の集団において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとします。）またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族であること
- (2) 保険契約者は集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
- (3) 主契約の被保険者の数が20名以上であること
- (4) 集団と会社との間に「集団取扱契約〔定期保険〕」が取りかわされており、保険料の一括集金ができるものであること

＜契約日の特則＞

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

＜保険料率＞

第3条 この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める集団保険料率を適用します。

＜保険料の払込＞

第4条 この特約を付加した保険契約の保険料の払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。

- 2 保険料は、集団の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 3 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または主契約の被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または主契約の被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替えた日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日

- 4 給与から控除された第1回保険料または指定口座から集団の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または主契約の被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。
- 5 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

<保険料領収証>

第5条 集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

<保険料の前納>

第6条 この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

<特約の失効>

第7条 つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（集団の代表者が保険契約者の場合には主契約の被保険者）が死亡または集団を脱退したとき。ただし、集団の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と集団が締結していた「集団取扱契約〔定期保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条<特約の適用範囲>に定める主契約の被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

<特約の失効した保険契約の取扱>

第8条 前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

<主約款の準用>

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

<一括保険証券>

第10条 会社は、集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族を主契約の被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

<集団との取り決めによる取扱>

第11条 第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

特別集団取扱特約（定期保険）

（平成17年4月2日改定）

＜特約の適用範囲＞

第1条 この特約は、つぎの条件を満たした保険契約について適用します。

- (1) 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者は、預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金者集団、または集団の主たる目的が物品等の購入に際し信用供与を受けるものである集団（以下、「集団」といいます。）に所属する者（以下、「所属員」といい、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員も含むものとします。）またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族であること
- (2) 保険契約者は集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
- (3) 主契約の被保険者の数が20名以上であること
- (4) 集団と会社との間に「特別集団取扱契約〔定期保険〕」が取りかわされており、保険料の一括集金ができるものであること

＜契約日の特則＞

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

＜保険料率＞

第3条 この特約を付加した保険契約の保険料率は会社の定める集団保険料率を適用します。

＜保険料の払込＞

第4条 この特約を付加した保険契約の保険料の払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。

- 2 保険料は、集団の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 3 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または主契約の被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替えた日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 前号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 4 指定口座から集団の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または主契約の被保険者の申出により、その第1回保険料の振替が取り消された場合には、前項第1号の振替がされなかったものとして取り扱います。
- 5 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

＜保険料領収証＞

第5条 集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

＜保険料の前納＞

第6条 この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

＜特約の失効＞

第7条 つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（集団の代表者が保険契約者の場合には主契約の被保険者）が死亡または集団を脱退したとき。ただし、集団の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と集団が締結していた「特別集団取扱契約〔定期保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条＜特約の適用範囲＞に定める主契約の被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

＜特約の失効した保険契約の取扱＞

第8条 前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

＜主約款の準用＞

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

＜一括保険証券＞

第10条 会社は、集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族を主契約の被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

＜集団との取り決めによる取扱＞

第11条 第2条＜契約日の特則＞、第4条＜保険料の払込＞またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

保険料口座振替特約

(平成26年9月22日改定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

の指定した場所に払い込んでください。

第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。
ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条＜指定口座または提携金融機関等の変更＞

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (2) 保険契約が消滅または失効したとき
- (3) 保険料の前納が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条＜特約の適用＞第2項に該当しなくなったとき

第8条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が附加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
 - ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば清算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に附加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
 - ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
 - ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条＜給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則＞

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
 - ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
 - ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。
- (4) 第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

保険料クレジットカード支払特約

(平成26年9月22日改定)

第1条く特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」といいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条く保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条く保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとしします。
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めの日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとしします。
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条く第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条く指定カードまたはカード会社の変更>

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出て下さい。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
 - ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条＜給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則＞

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

(2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

別表

別表1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

<定期保険>

項 目	必 要 書 類
死亡保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・ 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
高度障害保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
保険料の払込免除	・ 会社所定の請求書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 保険証券
解約等 ・ 解約 ・ 保険金額の減額	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書
契約内容の変更 ・ 払済保険への変更 ・ 保険料の払込方法（回数）の変更 ・ 保険期間の変更 ・ 保険料払込期間の変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険証券 ・ 被保険者についての会社所定の告知書（会社が特に提出を求めた場合）
保険契約者に対する貸付	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
保険契約者等の変更 ・ 保険契約者の変更 ・ 死亡保険金受取人の変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
未経過期間に対応した保険料相当額の払い戻し	・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者の住民票 ・ 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書

遺言による死亡保険金受取人の変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の相続人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 遺言書の写し
受取人による保険契約の存続	・ 会社所定の請求書 ・ 受取人の印鑑証明書 ・ 受取人の戸籍抄本 ・ 債権者等への支払を証する書類

<定期特約>

項 目	必 要 書 類
特約死亡保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・ 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約高度障害保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同じの場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約保険金額の減額	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

<家族生活保障特約>

項 目	必 要 書 類
第1回の特約家族生活保障年金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・ 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
第2回以後の特約家族生活保障年金	・ 会社所定の請求書 ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 年金証書
第1回の特約高度障害年金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同じの場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券

第2回以後の特約高度障害年金	・会社所定の請求書 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・年金証書
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約基準年金額の減額	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

＜災害死亡割増特約＞

項 目	必 要 書 類
災害死亡保険金	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
災害高度障害保険金	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・災害保険金額の減額	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

＜傷害特約＞

項 目	必 要 書 類
災害死亡保険金	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合）

	・被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
障害給付金	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・災害保険金額の減額	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

＜疾病特約＞

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・疾病入院給付金 ・疾病入院初期給付金 ・疾病手術給付金 ・疾病通院給付金	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（疾病入院給付金、疾病入院初期給付金の場合） ・会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書（疾病手術給付金の場合） ・会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書（疾病通院給付金の場合） ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約給付金額の減額	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

＜災害特約＞

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・災害入院給付金 ・災害入院初期給付金 ・災害手術給付金 ・災害通院給付金	・会社所定の請求書 ・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・会社所定の様式による医師の診断書 ・会社所定の様式による入院した病院または

	診療所の入院証明書（災害入院給付金、災害入院初期給付金の場合） ・会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書（災害手術給付金の場合） ・会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書（災害通院給付金の場合） ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約給付金額の減額	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

＜がん特約＞

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・がん診断給付金 ・上皮内新生物診断給付金 ・入院給付金 ・手術給付金 ・がん高度先進医療給付金 ・通院給付金 ・特定治療通院給付金 ・在宅緩和ケア初期給付金 ・在宅緩和ケア給付金	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・病理組織検査報告書 ・会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（入院給付金の場合） ・会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書（手術給付金の場合） ・会社所定の様式による療養を受けた保険医療機関の療養についての証明書（がん高度先進医療給付金の場合） ・会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書（通院給付金の場合） ・会社所定の様式による医師の治療証明書（特定治療通院給付金の場合） ・会社所定の様式による医師の在宅緩和ケアについての証明書（在宅緩和ケア初期給付金、在宅緩和ケア給付金の場合） ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人（第9条第3項の規定により代理請求人が請求する場合には、代理請求人）の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約給付金額の減額	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
・特約給付金受取人指定 特則の付加 ・受取人の変更	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

＜リビング・ニーズ特約＞

項 目	必 要 書 類
リビング・ニーズ保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
リビング・ニーズ保険金の指定代理請求	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 ・ 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・ 保険証券
特約の解約	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
指定代理請求人の変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

＜指定代理請求特約＞

項 目	必 要 書 類
指定代理請求による給付金等の支払	・ 主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・ 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・ 被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・ 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・ 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による給付金等の支払	・ 主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・ 代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・ 被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・ 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・ 給付金等の受取人が給付金等を請求でき

	ない特別な事情の存在を証明する書類 ・ 指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
指定代理請求人の変更等 ・ 指定代理請求人の変更 ・ 指定代理請求人の撤回 ・ 特約の解約	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

別表 3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

<備考>

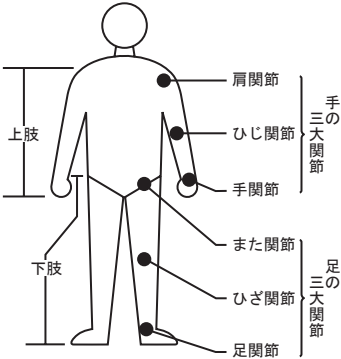
(別表 3 対象となる高度障害状態) について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表4 対象となる身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

<備考>

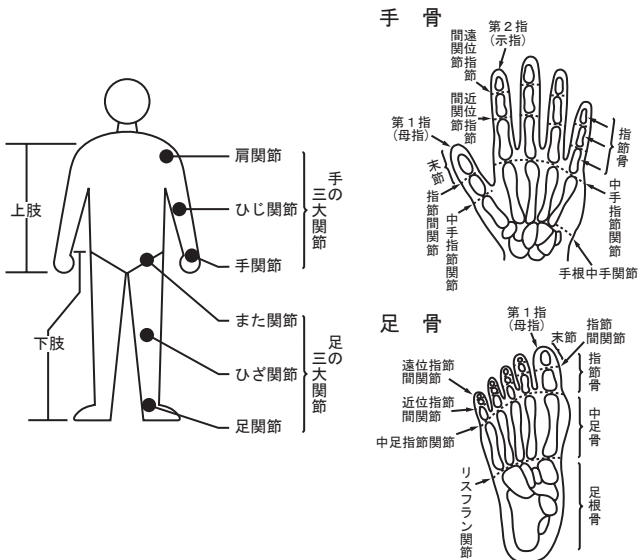
（別表4 対象となる身体障害状態）について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、 $1/4(a + 2b + c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 手指の障害
 - (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
6. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または

胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表 7 対象となる身体障害状態および障害給付金の給付割合表

対象となる身体障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%

等級	身体障害	給付割合
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1 足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%

等級	身体障害	給付割合
第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

（注1）身体障害状態が上記の2種目以上に該当するときは、その給付割合は、それぞれの身体障害状態が該当する種目に対応する給付割合の合計の割合とします。ただし、身体の一部（別表8）に2種目以上の身体障害状態が生じたときは、その給付割合は、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合とします。

（注2）すでに上記の身体障害の生じていた身体の一部（別表8）に新たに身体障害が生じたときは、その給付割合は、すでに生じていた身体障害を含めた新たな身体障害状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からすでに生じていた身体障害状態に対応する給付割合（2種目以上に該当するときは、その最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得られる割合とします。

＜備考＞

（別表7 対象となる身体障害状態および障害給付金の給付割合表）について

1. 眼の障害（視力障害）

- （1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- （2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- （3）「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- （4）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- （1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- （2）「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動

作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。

(3)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(4)「しゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

5. 上・下肢の障害

(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

6. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。

(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a ・ b ・ c デシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(3)「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $1/4(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

7. 脊柱の障害

(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

(3)「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の

1 以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

(1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

10. 鼻の障害

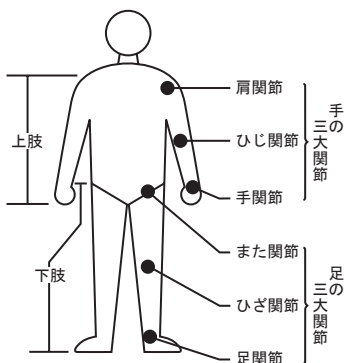
(1)「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2)「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

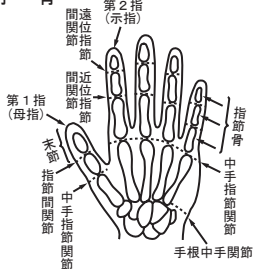
別表8 身体の同一部位

- 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- 2 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- 3 眼については、両眼を同一部位とします。
- 4 耳については、両耳を同一部位とします。
- 5 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- 6 別表7の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

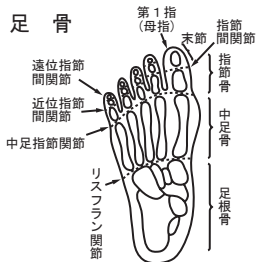
身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



手 骨



足 骨



別表21-1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 上記1の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表21-2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する入院施設を有する有床診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める医療施設（介護療養型医療施設など）を除きます。
2. 上記1の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表22-1 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-1に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表22-2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表23-1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、別表21-1に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術、その他の治療を受けることをいいます。（往診を含みます。）

別表23-2 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、別表21-2に定める病院または診療所および患者を収容する施設を有しない診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。（往診を含みます。）

身体部位
1. 食道 2. 胃および十二指腸（当該部位の手術に伴い空腸の手術を受けた場合には空腸を含む。） 3. 小腸（十二指腸を含む。） 4. 盲腸（虫垂突起を含む。） 5. 大腸（直腸、盲腸を含む。） 6. 直腸および肛門 7. 肝臓、胆嚢および胆管 8. 脾臓 9. 腹膜 10. 肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術に伴い胸郭の手術を受けた場合には胸郭を含む。） 11. 鼻（副鼻腔を含む。） 12. 咽頭（扁桃を含む。）および喉頭（声帯を含む。） 13. 口腔、歯、舌、歯肉、顎下腺、耳下腺および舌下腺 14. 耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳および聴神経を含む。）および乳様突起 15. 眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 16. 腎臓および尿管 17. 膀胱および尿道 18. 前立腺 19. 乳房（乳腺を含む。） 20. 子宮（妊娠もしくは分娩の異常が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 21. 卵巣、卵管および子宮付属器 22. 睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢 23. 甲状腺 24. 頸部（頸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。） 25. 胸部（胸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。） 26. 腰部（腰椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。） 27. 仙骨部および尾骨部（当該神経を含む。） 28. 左肩関節部および左鎖骨 29. 右肩関節部および右鎖骨 30. 左股関節部 31. 右股関節部 32. 左上肢（左肩関節部を除く。） 33. 右上肢（右肩関節部を除く。） 34. 左下肢（左股関節部を除く。） 35. 右下肢（右股関節部を除く。） 36. 鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 37. 趾骨および中足骨 38. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 39. 上顎骨、下顎骨および顎関節 40. 股関節 41. 膝関節 42. 脊柱（脊椎、椎間板および当該神経を含む。） 43. 縦隔 44. 膣・外陰部

身体部位

45. 肋骨、胸骨およびその他の胸郭
46. 骨盤骨
47. 頭蓋骨
48. 陰嚢部（陰嚢水腫が生じた場合に限る。）
49. 副腎
50. 副甲状腺（上皮小体）
51. 上肢
52. 下肢

別表26-1 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～8を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率の 型：Ⅰ型	給付倍率の 型：Ⅱ型
§ 悪性新生物の手術		
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	1	4
2. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	1	1
3. 悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1	1
4. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1	1
5. その他の悪性新生物手術	1	2
§ 上皮内新生物の手術		
6. 上皮内新生物の開胸・開腹術	1	4
7. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる上皮内新生物手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1	1
8. その他の上皮内新生物手術	1	2

別表26-3 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）	2
2. 乳房切断術	2
§筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
3. 骨移植術	2
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	2
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	2
6. 鼻骨観血手術	1
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	2
8. 脊椎・骨盤観血手術	2
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	1
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	2
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うものの。）	2
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	1
13. 筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	1
§呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	1
15. 喉頭全摘除術	2
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うものの。）	2
17. 胸郭形成術	2
18. 縦隔腫瘍摘出術	4
§循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	2
20. 静脈瘤根本手術（一連の手術に対し1回の給付を限度とする。）	1
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うものの。）	4
22. 心膜切開・縫合術	2
23. 直視下心臓内手術	4
24. 体内用ペースメーカー埋込術	2
25. 脾摘除術	2
§消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	2
27. 顎下腺腫瘍摘出術	1
28. 食道離断術	4
29. 胃切除術	4
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うものの。）	2
31. 腹膜炎手術	2
32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術	2

手術の種類	給付倍率
33. ヘルニア根本手術	1
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	1
35. 直腸脱根本手術	2
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	2
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	1
§尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	4
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
42. 陰茎切断術	4
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	2
44. 陰嚢水腫根本手術	1
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	4
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	1
47. 帝王切開娩出術	1
48. 子宮外妊娠手術	2
49. 子宮脱・膣脱手術	2
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	2
51. 卵管・卵巢観血手術（経腔的操作は除く。）	2
52. その他の卵管・卵巢手術	1
§内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	4
54. 甲状腺手術	2
55. 副腎全摘除術	2
§神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	4
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	2
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	4
59. 脊髄硬膜内外観血手術	2
§感覚器・視器の手術	
60. 眼瞼下垂症手術	1
61. 涙小管形成術	1
62. 涙嚢鼻腔吻合術	1
63. 結膜嚢形成術	1
64. 角膜移植術	1
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	1
66. 虹彩前後癒着剥離術	1
67. 緑内障観血手術	2
68. 白内障・水晶体観血手術	2
69. 硝子体観血手術	1
70. 網膜剥離症手術	1

手術の種類	給付倍率
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（近視または乱視の矯正手術を除く。また、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
72. 眼球摘除術・組織充填術	2
73. 眼窩腫瘍摘出術	2
74. 眼筋移植術	1
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 靱血的鼓膜・鼓室形成術	2
76. 乳様洞削開術	1
77. 中耳根本手術	2
78. 内耳靱血手術	2
79. 聴神経腫瘍摘出術	4
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	4
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	2
§ 上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	2
84. 上記以外の開胸術	2
85. 上記以外の開腹術	1
86. 衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	2
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
§ 新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1

別表27 悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2013年版）準拠（以下、「I CD-10」）」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇の悪性新生物＜腫瘍＞	C00
舌根＜基底＞部の悪性新生物＜腫瘍＞	C01
舌のその他および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C02
歯肉の悪性新生物＜腫瘍＞	C03
口（腔）底の悪性新生物＜腫瘍＞	C04
口蓋の悪性新生物＜腫瘍＞	C05
その他および部位不明の口腔の悪性新生物＜腫瘍＞	C06
耳下腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C07
その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C08
扁桃の悪性新生物＜腫瘍＞	C09
中咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C10
鼻＜上＞咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C11
梨状陥凹＜洞＞の悪性新生物＜腫瘍＞	C12
下咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C13
その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C14
食道の悪性新生物＜腫瘍＞	C15
胃の悪性新生物＜腫瘍＞	C16
小腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C17
結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C18
直腸S状結腸移行部の悪性新生物＜腫瘍＞	C19
直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C20
肛門および肛門管の悪性新生物＜腫瘍＞	C21
肝および肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	C22
胆のう＜嚢＞の悪性新生物＜腫瘍＞	C23

分類項目	基本分類 コード
その他および部位不明の胆道の悪性新生物<腫瘍>	C24
脾の悪性新生物<腫瘍>	C25
その他および部位不明の消化器の悪性新生物<腫瘍>	C26
鼻腔および中耳の悪性新生物<腫瘍>	C30
副鼻腔の悪性新生物<腫瘍>	C31
喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C32
気管の悪性新生物<腫瘍>	C33
気管支および肺の悪性新生物<腫瘍>	C34
胸腺の悪性新生物<腫瘍>	C37
心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物<腫瘍>	C38
その他および部位不明の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C39
(四) 肢の骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40
その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>	C44
中皮腫	C45
カポジ<Kaposi>肉腫	C46
末梢神経および自律神経系の悪性新生物<腫瘍>	C47
後腹膜および腹膜の悪性新生物<腫瘍>	C48
その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
外陰（部）の悪性新生物<腫瘍>	C51
膣の悪性新生物<腫瘍>	C52
子宮頸部の悪性新生物<腫瘍>	C53
子宮体部の悪性新生物<腫瘍>	C54
子宮の悪性新生物<腫瘍>、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物<腫瘍>	C56
その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C57
胎盤の悪性新生物<腫瘍>	C58

分類項目	基本分類 コード
陰茎の悪性新生物＜腫瘍＞	C60
前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C61
精巣＜睾丸＞の悪性新生物＜腫瘍＞	C62
その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C63
腎盂を除く腎の悪性新生物＜腫瘍＞	C64
腎盂の悪性新生物＜腫瘍＞	C65
尿管の悪性新生物＜腫瘍＞	C66
膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	C67
その他および部位不明の尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C68
眼および付属器の悪性新生物＜腫瘍＞	C69
髄膜の悪性新生物＜腫瘍＞	C70
脳の悪性新生物＜腫瘍＞	C71
脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C72
甲状腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73
副腎の悪性新生物＜腫瘍＞	C74
その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C75
その他および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76
リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C77
呼吸器および消化器の続発性悪性新生物＜腫瘍＞	C78
その他の部位および部位不明の続発性悪性新生物＜腫瘍＞	C79
悪性新生物＜腫瘍＞、部位が明示されていないもの	C80
ホジキン＜Hodgkin＞リンパ腫	C81
ろ＜濾＞胞性リンパ腫	C82
非ろ＜濾＞胞性リンパ腫	C83
成熟T/NK細胞リンパ腫	C84
非ホジキン＜non - Hodgkin＞リンパ腫のその他および詳細不明の型	C85
T/NK細胞リンパ腫のその他の明示された型	C86
悪性免疫増殖性疾患	C88

分類項目	基本分類コード
多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物<腫瘍>	C90
リンパ性白血病	C91
骨髄性白血病	C92
単球性白血病	C93
細胞型の明示されたその他の白血病	C94
細胞型不明の白血病	C95
リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および 詳細不明の悪性新生物<腫瘍>	C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97

(注) 分類項目中の代替可能な用語は山括弧<>で表示されます。例えば「新生物<腫瘍>」とは、「新生物」の代替可能な用語が「腫瘍」であることを表しており、「悪性新生物」と「悪性腫瘍」は同義となります。

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

上記1には該当しないものの、2に該当する場合には、この保険契約において対象となる悪性新生物とします。例えば、「ICD-10」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1には該当しないものの、2に該当するため、この保険契約において対象となる悪性新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真性赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

分類項目	基本分類 コード
骨髄線維症	D47. 4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47. 5

(注) 「悪性新生物」には、国際対がん連合（U I C C）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

別表28 上皮内新生物

1. 上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
上皮内黒色腫	D03
皮膚の上皮内癌	D04
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他および部位不明の生殖器の上皮内癌	D07
その他および部位不明の上皮内癌	D09

2. 上記1において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表29 対象となる高度先進医療

対象となる高度先進医療とは、別表30に定める法律にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養をいいます。ただし、厚生労働省告示に定める先進医療に該当するものに限りします。また、療養を受けた日現在別表30の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表30 公的医療保険制度

つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- 1. 健康保険法
- 2. 国民健康保険法
- 3. 国家公務員共済組合法
- 4. 地方公務員等共済組合法
- 5. 私立学校教職員共済法
- 6. 船員保険法
- 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表31 高度先進医療の給付倍率表

高度先進医療にかかわる技術料		給付倍率
	3万円以下	3
3万円超～	5万円以下	5
5万円超～	10万円以下	10
10万円超～	15万円以下	15
15万円超～	20万円以下	20
20万円超～	30万円以下	25
30万円超～	40万円以下	30
40万円超～	50万円以下	35
50万円超～	65万円以下	40
65万円超～	80万円以下	45
80万円超～	100万円以下	50
100万円超～	120万円以下	55
120万円超～	150万円以下	60
150万円超～		70

別表
30
31

別表51 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01. 0
パラチフスA	A01. 1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96. 2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98. 0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98. 3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98. 4

別表52 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、基本分類コードO80. 1およびO81からO84までに規定される内容によるものとし、たとえば、骨盤位分娩（いわゆる逆子（さかご））、鉗子分娩、吸引分娩、帝王切開、多胎分娩（いわゆる双子など）をいいます。

- つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・転居により、住所が変わったとき
- ・町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター

☎0120-5555-95 ●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が
込み合う場合がございます。)

※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

- 指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス；<http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1 か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保険金等ご請求手続きの流れ

保険金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、保険金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。

お客さま

1 請求のご連絡

担当代理店またはアフラックまでご連絡ください。

※患者様に病名を告知されていない場合など、ご心配な点はお相談ください。



3 書類の準備・提出

請求書類をご準備のうえ、アフラックへご返送ください。



6 保険金等のお受取り

担当代理店 またはアフラック

2 請求のご案内

請求に必要な書類をお送りします。



4 請求書類の確認

請求書類が到着後、アフラックで内容を確認します。



5 お支払い

保険金等をお支払いします。

アフラック保険金部フリーダイヤルで承っています

☎0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 9:00～17:00 ●月曜日～金曜日（祝日を除く）

※月曜日は電話が込み合うことがございます。

アフラックホームページからもお手続きいただけます

<http://www.aflac.co.jp/seikyu>

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

特に

- クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）
- 給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合について
- 告知義務について
- 保障の開始について
- 保険料のお払込方法について
- 保険料払込の猶予期間と失効について
- ご契約の復活について
- 解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など募集代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら当社にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

2015年12月作成

募集代理店

解約払戻金額例表

(平成25年4月2日改定)

●「定期保険」

1. 「健康割引特約」を付加していない場合

(保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 間 ・ 期 間	経 過 年 数 ・ 年 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	689	8,576	0	0	0	1,116
	5	0	0	2,892	13,630	0	0	0	3,642
	7	0	662	3,312	13,530	0	0	0	4,155
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 「健康割引特約」を付加している場合 (健康体保険料率)

(保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 間 ・ 期 間	経 過 年 数 ・ 年 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	8,567	0	0	0	1,529
	5	0	0	1,171	13,605	0	0	0	4,013
	7	0	640	1,856	13,382	0	0	0	4,421
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 「健康割引特約」を付加している場合 (健康体保険料率〔非喫煙〕)

(保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 間 ・ 期 間	経 過 年 数 ・ 年 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	7,683	0	0	0	1,325
	5	0	0	476	12,496	0	0	0	3,750
	7	0	243	1,218	12,568	0	0	0	4,198
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

●「定期特約」

1. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加していない場合

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 満 間 ・ 期 間	経 払 過 達 年 数 ・ 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	689	8,576	0	0	0	1,116
	5	0	0	2,892	13,630	0	0	0	3,642
	7	0	662	3,312	13,530	0	0	0	4,155
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加している場合（健康体保険料率）

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 満 間 ・ 期 間	経 払 過 達 年 数 ・ 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	8,567	0	0	0	1,529
	5	0	0	1,171	13,605	0	0	0	4,013
	7	0	640	1,856	13,382	0	0	0	4,421
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加している場合（健康体保険料率〔非喫煙〕）

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 満 間 ・ 期 間	経 払 過 達 年 数 ・ 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	7,683	0	0	0	1,325
	5	0	0	476	12,496	0	0	0	3,750
	7	0	243	1,218	12,568	0	0	0	4,198
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

●「家族生活保障特約」

1. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加していない場合

(特約の型：定額型／特約基準年金額：10万円当たり／単位：円)

保険料 払込期間 ・ 期間	支払 保証 期間	経払 過 達 年 数 ・ 年 数	男 性				女 性			
			年 齢				年 齢			
			30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	10 年	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	659	8,197	0	0	0	1,067
		5	0	0	2,764	13,027	0	0	0	3,481
		7	0	633	3,166	12,931	0	0	0	3,971
		10	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加している場合（健康体保険料率）

(特約の型：定額型／特約基準年金額：10万円当たり／単位：円)

保険料 払込期間 ・ 期間	支払 保証 期間	経払 過 達 年 数 ・ 年 数	男 性				女 性			
			年 齢				年 齢			
			30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	10 年	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	8,188	0	0	0	1,462
		5	0	0	1,119	13,003	0	0	0	3,835
		7	0	612	1,774	12,789	0	0	0	4,226
		10	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加している場合（健康体保険料率〔非喫煙〕）

(特約の型：定額型／特約基準年金額：10万円当たり／単位：円)

保険料 払込期間 ・ 期間	支払 保証 期間	経払 過 達 年 数 ・ 年 数	男 性				女 性			
			年 齢				年 齢			
			30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	10 年	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	7,343	0	0	0	1,267
		5	0	0	456	11,943	0	0	0	3,584
		7	0	232	1,164	12,012	0	0	0	4,012
		10	0	0	0	0	0	0	0	0

●「疾病特約」

＊この特約の解約払戻金は、疾病入院給付金日額、疾病入院初期給付金額、疾病通院給付金日額に応じて、A表、B表、C表を合計したものとします。なお、疾病手術給付金部分には、解約払戻金はありません。

A表－1：疾病入院給付金部分＜支払限度日数：120日＞

(男性・女性共通／疾病入院給付金日額：1,000円当たり／単位：円)

保険料 払込期間	経払 過 年 数 ・ 期 間	年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0
	3	0	0	376	1,549
	5	0	367	1,237	3,087
	7	0	486	1,406	3,131
	10	0	0	0	0

A表－2：疾病入院給付金部分＜支払限度日数：180日＞

(男性・女性共通／疾病入院給付金日額：1,000円当たり／単位：円)

保険料 払込期間	経払 過 年 数 ・ 期 間	年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0
	3	0	0	465	1,797
	5	0	429	1,402	3,501
	7	0	549	1,582	3,558
	10	0	0	0	0

B表：疾病入院初期給付金部分

(男性・女性共通／疾病入院初期給付金額：10,000円当たり／単位：円)

保険料 払込期間	経払 過 年 数 ・ 期 間	年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0
	3	0	9	113	338
	5	0	107	311	663
	7	0	124	345	663
	10	0	0	0	0

C表：疾病通院給付金部分

(男性・女性共通／疾病通院給付金日額：1,000円当たり／単位：円)

保険料 払込期間	経払 過 年 数 ・ 期 間	年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0
	3	0	0	209	1,046
	5	0	188	659	1,907
	7	0	238	751	1,887
	10	0	0	0	0

●「災害特約」

＊保険期間と保険料払込期間が同一の場合には、この特約の解約払戻金はありません。